第２章　災害予防計画

第１節　防災教育計画

≪本庁等≫　市全機関、消防本部

１　計画の方針

(1) 基本方針

学校教育、社会教育、職場教育の場を通じて、地震・津波に関する基礎的な知識の普及と防災意識の高揚を図り、地域防災力の基盤となる住民等による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を促進する。

市、県、防災関係機関においては、防災に関する専門的知識・ノウハウを備えた人材の計画的にかつ継続的な育成を図る。

(2) 各主体の責務

ア　住民等は、自らの安全確保や業務の継続に必要な知識の習得と訓練実施に努める。

イ　市は、住民等の防災教育、職員の一般的な防災教育及び専門的な職員育成を行うとともに、市立学校等における園児・児童・生徒等（以下、「生徒等」という。）の防災教育を行う。

ウ　県は、一般県民の防災教育に必要な学習材料の提供及び学習環境の整備、市町村の防災教育及び専門的な職員育成の支援並びに県職員の防災研修を行うとともに、県立学校等における生徒等の防災教育を行う。

エ　防災教育の実施にあたっては、男女共同参画、要配慮者への対応その他社会の多様性の尊重等に十分に配慮する。

(3) 要配慮者に対する配慮

ア　要配慮者、保護責任者、施設管理者等の防災教育を推進し、防災知識の普及、啓発に努める。

イ　住民等は、要配慮者の置かれる状況を平常時から理解し、地域、職場などにおいて必要な支援行動ができるようにする。

(4) 積雪期の対応

市、県、防災関係機関は、冬期間の積雪・寒冷・悪天候により、直接・間接被害が拡大すること、また、その対応も積雪期では異なることを具体的にイメージできるよう、教育・研修・訓練において配慮する。

２　住民等の役割

(1) 住民の役割

ア　自治体の地震に関する広報、ハザードマップ等事前防災情報の熟読

イ　防災に関する講演会、学習会等への積極的参加

ウ　次世代への災害被災経験の伝承

エ　各家庭でのいざという時の連絡先や避難場所等に関する話し合い

オ　緊急地震速報を受けたときの適切な行動

(2) 地域の役割

ア　自主防災組織等による地域の防災に関する学習の推進

イ　地域住民による地元の地震被害危険箇所の把握・点検・確認

ウ　次世代への災害被災経験の伝承

(3) 事業所等の役割

ア　自治体の地震に関する広報、ハザードマップ等事前防災情報の熟読

イ　災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時にも事業が継続できるよう、事前対策及び地震発生時の行動に関する検討

3　市の役割

市は、国、県、消防関係者、学校、福祉関係者、企業、ＮＰＯ、自主防災組織等と情報を共有し、防災教育を推進する。

(1) 市立学校における防災教育の推進

生徒等の発達段階に応じ学校教育全体を通じて防災教育を行う。

(2) 社会教育における防災学習の推進

住民向けに、啓発用リーフレットの作成・配付や有識者による研修会・講演会の開催等により、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。また、公民館などの社会教育施設において防災に関する学習講座を実施する。

(3) ハザードマップ等による地域の危険情報の周知

(4) 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

(5) 要配慮者及び保護責任者等の防災学習の推進

ア 要配慮者本人及び家族の防災学習

イ 民生委員、児童委員等地域の福祉関係者の防災学習

ウ ケアマネージャー、介護事業者等の防災学習

エ 外国人受入先（企業、学校、観光・宿泊施設等）の防災学習

(6) 市職員の防災教育、防災部門の人材育成

(7) 消防職・団員の防災教育・研修

4　県の役割

(1) 学校における防災教育の推進

ア　県立学校等における防災教育

児童生徒等の発達段階及び当該学校の教育目的に応じ、学校教育全体を通じて防災教育を行う。

イ　私立学校に対する啓発

私立学校設置者に対し、公立学校と同様に防災教育を推進するよう指導・助言を行う。

ウ　県立看護大学

(ｱ) 職員・学生に対する一般的な防災教育を行う。

(ｲ) 災害時の看護等教授内容の充実に努める。

(ｳ) 看護職員の防災教育に必要な情報提供や講師派遣等の支援に努める。

(2) 社会教育における防災学習の推進

県民向けに、啓発用リーフレットの作成・配付や有識者による研修会・講演会の開催等により、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。また、社会教育施設において防災広報を実施する。

(3) 要配慮者及び保護責任者の防災学習の支援

ア 高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦及び乳幼児在宅要配慮者の安全を確保するため、要配慮者本人又は保護責任者への防災知識の普及、地域住民等への支援知識の普及・啓発活動を促進する。

イ 外国人（知事政策局、観光局）

市や外国人関係団体（外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体等）に協力して、地震から身を守るための基礎知識の普及に努める。

災害時に、外国人（就業者、留学生、旅行者、定住して間もない者等）の安全確保に当たるべき立場の者（事業所、学校、宿泊・観光施設、交通関係者、家族等）及び市町村が、防災マップ等を活用して外国人への防災知識の周知を図るよう支援する。

(4) 市に対する防災に関する基礎情報の提供

ア 市が実施する防災教育に関し、国及び関係機関の協力を得て必要な情報の提供を行う。

イ 公共土木施設に係るデータの提供、土木関連防災用語の解説、ハザードマップの基礎となる防災情報等の提供、その他市の要請に応じ可能な範囲での情報の提供を行う。

ウ 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、必要に応じ、調査分析結果や映像を含めた各種資料等の情報提供とその解説のために研修会を開催する。

エ 平常時から新潟県総合防災情報システム及びホームページ等により防災情報を発信し、防災教育基礎情報を提供する。

オ 住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報に関する情報の提供を行う。

(5) 市職員の防災教育の支援

ア 市職員の専門的な防災教育機会の創出

イ 市の防災教育に必要な情報の提供

ウ　消防学校における消防職・団員の防災教育・研修

5　防災関係機関の役割

防災関係機関は、自らの職員の防災教育・研修のほか、次の項目について住民等への普及及び啓発を図る。

(1) 県警察における防災教育

運転免許の更新時講習等を通じて自動車運転時における災害発生時の自動車運転者としての措置等

(2) 新潟地方気象台

ア 地震によるリスク情報の基礎となる防災情報の整備

イ 地震・津波、及び緊急地震速報等に関する基礎的な知識の普及・啓発

(3) 北陸地方整備局

新潟地震や中越大震災、中越沖地震等、過去の地震災害記録の公開及び地震に関する情報の提供

(4) 東北電力ネットワーク（株）

一般家庭に対する、地震発生時の電気及び電気器具の取扱上の注意

(5) ＬＰガス販売店（(一社)新潟県ＬＰガス協会）

ア　地震発生時のガス及びガス器具取扱の注意事項

イ　ガスマイコンメーターによる緊急遮断機構作動時の復旧方法

(6) 日本赤十字社

心肺蘇生、応急措置等、初歩的な救急法の一般への普及

6　市における防災教育

市は、国、県、消防、学校、福祉関係者、事業所、ＮＰＯ、自主防災組織、地域自治組織等と情報を共有し、相互に連携して防災教育を実施する。

(1) 防災教育

ア　学校教育における防災教育の推進

生徒等の発達段階に応じ、学校教育全体を通じて防災教育を行う。

イ　社会教育における防災学習の推進

住民等向けに、啓発用リーフレットの作成・配付や有識者による研修会・講演会の開催等により、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。

また、公民館等の社会教育施設において防災に関する学習講座を実施するとともに、人間の特性を踏まえた避難行動に繋げる対策を行う。

ウ　ハザードマップ等による地域の危険情報の周知

エ　災害教訓の伝承

災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援し、家族や地域を自分たちで守る意識の醸成を図る。

オ　要配慮者及び保護責任者等の防災学習の推進

(ｱ) 要配慮者本人及び家族の防災学習

(ｲ) 民生委員、児童委員等地域の福祉関係者の防災学習

(ｳ) ケアマネージャー、介護事業者等の防災学習

(ｴ) 外国人受入先（企業、学校、観光・宿泊施設等）での防災学習

カ　市職員の防災教育、防災部門の人材育成

市は所属職員に対し、次の防災教育を行う。

(ｱ) 地震に関する基礎知識

(ｲ) 地域防災計画の内容と課題

(ｳ) 市の実施すべき地震時の応急対策等

(ｴ) 地震発生時における個人の具体的役割と行動

教育の方法は、研修会、実地調査、防災訓練等のほか、個々の職場における教育、活動マニュアル等の配付とする。

(ｵ) 県等が開催する防災に関する研修や行事等への参加

7　防災上特に注意を要する施設における防災教育

(1) 施設管理者等に対する防災教育

地震発生時に、付近住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設については、施設管理者が防災上的確な応急措置をとることが、被害を軽減する上で重要である。

このため各監督機関は、防火管理者、危険物保安監督者等の防災上重要な施設の管理者等に対して

防災教育を実施し、その資質の向上を図る。また、その他一般事業所の管理者に対しても、災害時の対応、防災教育について知識の普及に努める。

(2) 施設における防災教育

ア　危険物施設等

危険物施設等の管理者は、関係法令、保安規程等災害時の応急対策について、防災教育を通して職員に周知徹底を図るとともに、施設の特性をチラシ等により住民等に周知し、災害発生時に備える。

イ　病院、福祉施設等

病院、福祉施設等の管理者は、平常時から要配慮者を把握しておくとともに、職員や施設利用者及び近くの協力者に対し、避難誘導訓練等十分な防災教育を行い、さらに、住民等からも避難時の協力を得られるように連携強化に努める。

ウ　ホテル、旅館等

ホテル、旅館等においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消火活動、避難誘導、救出・救護等に重点をおいた教育を行う。また、宿泊客に対しても、避難路等災害時の対応方法を明示する。

エ　不特定多数の者が利用する施設における防災教育

不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の避難誘導、情報伝達その他各施設の特徴に応じた対策を迅速に実施できるよう職員に対する防災教育を行うものとし、利用者が速やかな避難ができるよう避難路等の表示を行う。

8　学校教育における防災教育

学校等における具体的な防災教育は、本章第28節「学校の地震防災対策計画」によるほか、次の事項について留意する。

(1) 生徒等に対する防災教育

学校等管理責任者は、学校教育において、生徒等の発達段階に応じ、各教科及び学級活動・学校行事等特別活動を通じて、地震発生時の危険やその対応等について、安全な行動がとれるよう理解を深めるよう指導するものとする。

(2) 教職員に対する防災教育

学校等管理者は、教職員に対し、防災に対する心構え及び災害時に適切に措置がされるよう情報伝達、生徒等の避難・誘導等、震災時の対応マニュアル等を作成し、周知徹底する。

9　一般住民等に対する防災知識の普及

地震時において、まず必要とされる「自助」による取組は、住民等一人ひとりが冷静な判断のもとに実践していくことが重要となる。また、地震の規模によっては瞬時に環境が一変することから、特に地域コミュニティの役割は重要であり、人命救助や避難誘導、その後の救援活動に対する協力等「共助」の取組が地域の安全の差となってあらわれる。

このため、まず住民等が地震に対する知識を持つことが震災対策上の前提であり、市は、組織的かつ計画的な防災訓練を行うとともに防災知識の普及を図る。

(1) 一般住民等を対象とした教育啓発内容

ア　地震に関する基礎知識

イ　地震発生時の初期行動
ウ　土砂崩れ、地すべり等の危険箇所に関する知識
エ　避難、応急救護等応急対策に関する知識
オ　平常時の対応
カ　積雪期の地震に対する対応

(2) 地域別の住民等を対象とした教育啓発内容
ア　身近な地域の土砂崩れ、地すべり等の危険箇所及びハザードマップに関する知識
イ　指定避難所及び指定緊急避難場所に関する知識
ウ　積雪期の地震に対する対応

(3) 啓発方法
ア　地震に関する広報、ハザードマップ・防災マップ等の防災情報の周知
イ　自主防災組織、町内会等への資料提供
ウ　各種団体や団体の代表を対象とした研修、講座等の実施

10　要配慮者に対する防災教育・配慮

要配慮者の安全確保を図るには、要配慮者、保護責任者、施設管理者等が防災知識を持つとともに、災害時においては、住民等の要配慮者への協力が不可欠であることから、災害時における相互協力の認識を深めることが必要である。

このため、要配慮者、保護責任者、施設管理者等の防災教育を推進するとともに、住民等が要配慮者に対する支援行動ができるように啓発を行う。

11　事業所の防災教育

市内事業所は、それぞれ防災計画を作成するよう努める。また、大規模な地震時には、指定避難所とは別に被災者が集合し避難する対応が求められる場合や一時的な地域活動の拠点となることも予想されることから、非常時の連絡体制等緊急時の対応を確保できるような体制の整備に努める。

第２節　防災訓練計画

≪本庁等≫　市全機関、消防本部

１　計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時において、市、県、防災関係機関、住民等が連携して防災活動を的確に実施できるよう平常時から防災訓練を実施するよう努める。

訓練実施については、各防災関係機関、住民等との協力体制の確立等に重点をおいた実践的な訓練を実施するとともに、課題を発見するための訓練の実施にも努める。また、住民等による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を支援する。

さらに、災害情報の収集・伝達・共有は、災害対応の要であることから、県、市及び関係機関において、地理空間情報（ＧＩＳ・ＧＰＳ）など各種手段を使った「情報の共有化」が図られるよう、平常時からデータの整備、人材の育成に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全を図るため、要配慮者及び保護責任者に対する防災知識の普及、啓発に努めるとともに、要配慮者の安全確保計画に基づく避難誘導計画などにより、実践的な避難誘導訓練を行う。

(3) 積雪期の対応

市、県、防災関係機関は、冬期間の積雪・寒冷・悪天候により、直接・間接被害が拡大すること、また、その対応も積雪期では異なることを具体的にイメージできるよう積雪期を想定した訓練を検討する。

(4) 複合災害を想定した訓練

市、県、防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練の実施に努める。

２　住民等の役割

(1) 住民の役割

災害時においてまず必要とされる、自らの安全を確保するための取組を、住民一人ひとりが、冷静な判断のもとに実践していくことが重要となる。そのため、自治体や地域、自主防災組織、事業所などが行う防災訓練に積極的に参加するとともに、災害時における避難所、避難路、緊急時の連絡網をあらかじめ把握しておく。

(2) 地域の役割

災害時において、その規模によっては瞬時に環境が一変することから、特に地域コミュニティの役割は重要であり、人命救助や避難誘導、その後の救援活動に対する協力など、安全を確保するための地域における取組が地域の明暗を分ける結果となる。このため、町内会等による地域での防災訓練の実施や避難行動要支援者の所在や避難所の運営、情報伝達体制、避難誘導体制などの確認に努める。

(3) 事業所、学校等の役割

事業所、学校などは初期の災害対応において応急対策を進める上で重要な役割を果たす組織であることを認識し、組織内の自衛防災組織の育成に努める。また、大規模地震時には指定避難所とは別に避難場所のような機能が求められる場合も想定されることから、非常時の連絡体制など緊急時の機能を確保できるような体制の整備に努める。また、病院・福祉施設等の利用者は、自力で避難することが通常の人に比べ困難な人が多いことから、施設の管理者は、施設入所者の状況を常に把握しておくとともに、職員及び関係者に対し、避難誘導訓練を行い、避難行動要支援者の支援体制を整備する。

3　市の役割

各種防災訓練の実施及び他の自治体、防災関係機関と協調した総合的な防災訓練の実施

(1) 市総合防災訓練

(2) 無線通信訓練

(3) 避難行動要支援者の参加を重点に置く住民等避難誘導訓練

(4) 地域の実情に応じた、情報伝達訓練や積雪期を想定した図上訓練、自主防災組織や消防団などの防災訓練の支援

(5) 学校等における防災訓練

学校等の様々な場面を想定し、連絡通報体制の確認や放送設備等の点検を含め実施する。

(6) 平常時からの避難所運営訓練等の実施

4　県の役割

県は、災害発生前後の防災活動を的確に実施するため、各防災関係機関及び自主防犯組織、自主防災組織、地域団体、住民等との協力体制の確立などに重点をおき、住民等の避難行動等、災害発生時に住民等がとるべき措置について配慮した実践的な防災訓練を実施するとともに、住民等による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を促進する。

防災訓練の実施にあたっては、自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等の広域実動部隊の相互連携・調整訓練を実施することに努めるとともに、学校、自主防災組織、民間企業、ＮＰＯ・ボランティア団体、医療関係機関、要配慮者を含む地域住民等の多様な主体と連携した訓練を実施する。

この際、物資の備蓄状況や運搬手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努める。

また、新潟県総合防災情報システム、地理空間情報（ＧＩＳ・ＧＰＳ）、ソーシャルメディア、携帯電話等の移動通信手段など各種手段を使い、災害情報の収集・伝達・共有を迅速に行えるよう、人材育成も含めた訓練に努める。

(1) 県における防災訓練

ア　総合防災訓練

イ　図上訓練等

ウ　県立病院・福祉施設等における防災訓練

(2) 学校等における防災訓練

学校等の様々な場面を想定し、連絡通報体制の確認や放送設備等の点検も含め実施するとともに、避難誘導訓練などを行う。

(3) 道路、河川、ダム、海岸等の県管理施設における防災訓練

ア　関係機関とともに、関係施設を対象にした地震防災訓練の実施に努めるとともに、沿岸部及び河口部については津波防災訓練の実施に努める。

イ　市が実施する公共土木施設等を対象にした地震防災訓練の支援に努める。

5　防災関係機関の役割

防災関係機関は、市や県が実施する総合防災訓練に積極的に参加するとともに、それぞれが定めた計画に基づいて訓練を実施する。

6　市における防災訓練

市は、国、県、消防、学校、福祉関係者、事業所、ＮＰＯ、自主防災組織、地域自治組織等と情報を共有し、相互に連携して総合的な防災訓練を実施する。

(1) 市における防災訓練

市は、地震発生前後の防災活動を的確に実施するため、各防災関係機関、住民等、自主防災組織、地域自治組織等との連携・協力体制の確立等に重点をおき、住民等の避難行動等、災害発生時に住民等がとるべき措置について配慮した実践的な防災訓練を実施するよう努めるとともに、住民等による「自助」「共助」の取組を支援する。

防災訓練は、総合防災訓練、無線通信訓練、要配慮者の参加を含めた住民等避難誘導訓練、情報伝達訓練等とし、種類は実地訓練及び図上訓練とする。また、積雪期を想定した訓練も行うよう努める。実地訓練場所は、防災関係機関と可能な限り連携し、学校等のグラウンド等多数の人が集まりやすく、かつ、指定避難所又は指定緊急避難場所としても利用できるような所で行うよう努める。

この際、物資の備蓄状況や運搬手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

また、新潟県総合防災情報システム、地理空間情報（ＧＩＳ・ＧＰＳ）、ソーシャルメディア、携帯電話等の移動通信手段など各種手段を使い、災害情報の収集・伝達・共有を迅速に行えるよう、人材育成も含めた訓練に努める。

ア　総合防災訓練

(ｱ) 気象注意報・警報等の伝達及び通信訓練

a 非常無線通信訓練

b 被害状況収集伝達訓練

(ｲ) 災害防御訓練

a 消防訓練

b 避難訓練

c 救助訓練

d 災害防御活動従事者の動員訓練

e 必要資材の応急手配訓練

(ｳ) 災害応急復旧訓練

a 鉄道、道路の交通確保訓練

b 復旧資材、人員の緊急輸送訓練

c ライフラインの応急修復訓練

イ　図上訓練等

(ｱ) 災害対策本部設置運営訓練（災害対策本部対応職員の判断能力の向上）

(ｲ) 職員非常招集訓練（職員の防災意識の向上）
(ｳ) 非常無線通信訓練（情報孤立対策）
(ｴ) 豪雪時の地震を想定した訓練

7　防災上特に注意を要する施設における防災訓練

(1) 施設管理者等に対する防災訓練

地震発生時に、付近住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設については、施設管理者が防災上的確な応急措置をとることが、被害を軽減する上で重要である。

応急対策訓練の実施により災害発生時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処できる自衛防災組織体制の確立を図る。

(2) 施設における防災訓練

ア　危険物施設等

危険物施設等の管理者は、関係法令、保安規程等災害時の応急対策について、防災訓練を通して職員に周知徹底を図るとともに、施設の特性をチラシ等により住民等に周知し、災害発生時に備える。

イ　病院、福祉施設等

病院、福祉施設等の管理者は、平常時から要配慮者を把握しておくとともに、職員や施設利用者及び近くの協力者に対し、避難誘導訓練等を行い、さらに、住民等からも避難時の協力を得られるように連携強化に努める。

ウ　ホテル、旅館等

ホテル、旅館等においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消火活動、避難誘導、救出・救護等に重点をおいた訓練を実施する。また、宿泊客に対しても、避難路等災害時の対応方法を明示する。

エ　不特定多数の者が利用する施設における防災教育

不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の避難誘導、情報伝達その他各施設の特徴に応じた対策を迅速に実施できるよう職員に対する防災訓練を行うものとし、利用者が速やかな避難ができるよう避難路等の表示を行う。

8　学校教育における防災訓練

学校等における具体的な防災訓練は、本章第28節「学校の地震防災対策計画」によるほか、次の事項について留意する。

(1) 防災訓練

学校等管理責任者は、防災訓練にあたっては、学校生活の様々な場面（授業中、昼休み、特別活動時等）や積雪期を想定して実施するとともに、放送設備等の点検も含め実施する。

9　事業所の防災訓練

市内事業所は、それぞれ防災計画を作成するよう努め、計画に基づいた訓練を実施するとともに、地域の防災訓練に積極的に参加するものとする。

第３節　自主防災組織等育成計画

≪本庁等≫　防災安全課、消防本部
≪支　所≫　地域振興課

１　計画の方針

大規模災害発生時においては、通信、交通の途絶等により、行政、警察、消防等関係機関の防災活動（公助）だけでは限界があり、地域住民自らが自分の命を自分の努力によって守る（自助）とともに、地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要であり、「自助」「共助」「公助」が有機的につながることにより効果的に災害被害の軽減を図ることができる一方で、地域の自然的、社会的条件や住民の意識等は、地域によって様々であり、活動の具体的範囲及びその内容を画一化することは困難である。そこで、地域の実情に応じた自主防災組織の結成が進められることが必要であり、住民等と市及び県は、各々の役割に留意し、住民等の連帯意識に基づく自主防災組織の整備育成を促進する。なお、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

２　自主防災組織の活動概要

(1) 組織

自治会、町内会単位など地域において防災活動を効果的に行うことができる組織とする。

(2) 組織の編成

自主防災組織を結成し、活動を進めていくために、組織をとりまとめる会長を置き、会長のもとに、副会長ほか自主防災活動に参加する住民一人ひとりの仕事の分担を決め、組織を編成する必要がある。

情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班など、それぞれの地域の実情に応じた班編制を定めることが望ましい。

なお、班編制は組織の規模や地域の実情によって異なるため、地域に必要な最低限の班編成から徐々に編成を充実させることも必要である。

(3) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織は、おおむね次の活動を行うものとする。

ア　平常時の活動

(ｱ) 情報の収集伝達体制の整備
(ｲ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施
(ｳ) 火気使用設備器具の点検
(ｴ) 防災用資機材等の整備及び点検
(ｵ) 危険箇所の点検・把握
(ｶ) 避難行動要支援者に係る情報収集・共有
(ｷ) 地区防災計画等の策定

イ　災害時の活動

(ｱ) 初期消火の実施

(ｲ) 地域内の住民等安否確認
(ｳ) 被害状況等の情報収集
(ｴ) 救出救護の実施及び協力
(ｵ) 住民等に対する避難指示等の情報伝達
(ｶ) 住民等に対する避難誘導
(ｷ) 避難行動要支援者の避難支援
(ｸ) 給食・給水及び救助物資等の配分
(ｹ) 避難所の運営協力

3　住民等の役割

住民等は、「自分の身の安全は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」との意識を持ち、地域自治組織等単位で自主防災組織を設立する。また、日ごろから防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努める。

4　市の役割

(1) 意識啓発及び避難訓練用資機材等の整備支援

市は、住民等に対し、自主防災組織の意義等について啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、助成事業等を活用しながら、自主防災組織における避難訓練資機材等の整備、地区防災計画の策定等を支援する。また、策定された地区防災計画は住民等からの提案がありなおかつ十日町市防災会議での承認が得られれば、地域防災計画の一部として規定することができる。

(2) 訓練の支援

市は、自主防災組織の参加に配慮した防災訓練を実施するとともに、自主防災組織が行う防災訓練に対し、訓練内容に関する助言及び訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識・技術の習得を支援する。

(3) 防災リーダーの養成

住民等の自発的な活動である自主防災組織の取組の推進は、その中核となるべきリーダーの見識や熱意に依存するところが大きいことから、研修会の開催、先進の取組事例の紹介などを通じ、防災情報を正しく理解し、説明できる防災リーダーを育成する。その際、女性の参画の促進に努める。

また、防災リーダー養成に際しては、次の点に留意する。

ア　消防団の幹部等、他の防災組織の指導者との兼務は極力避けること。
（消防団が自主防災組織の日ごろの活動の指導者となることを妨げるものではない。）

イ　組織の長だけでなく、長を補佐する複数のサブリーダーを同時に養成すること。

ウ　防災リーダー自身が被災した場合、又は不在時も考慮にいれ、その職務を代行し得る者を養成すること。

5　県の役割

県は、市が行う自主防災組織及び防災リーダーの育成に積極的に協力し、市が行う防災資機材等の整備及び訓練活動等の支援、研修会等の開催等に対して助成を行うほか、県の広報紙等による普及啓発や講演会を開催するなどして、自主防災組織の組織化と活動の活性化を進める。

６　小売店舗自主防災組織と消防団との連携

消防団は地域住民により構成される消防機関であり、消防団と自主防災組織の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促し、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。その際、女性の参画の促進にも努める。

７　住民等の自衛消防組織等

(1) 育成の方針

多数の者が勤務し、又は出入りする施設については、消防法により消防計画を作成するとともに自衛消防組織を設置することが義務付けられている。消防機関は、消防計画の作成されていない施設に対する指導体制を確立するとともに、法令に基づき段階的に適切な措置を施す等、適正な対策を講ずるものとする。

また、これ以外の施設についても、自衛消防組織の設置を推進することとし、関係機関は指導助言を行うものとする。

(2) 活動内容

自衛消防組織の行うべき主な活動内容は、次のとおりとする。

ア　平常時の主な活動

(ｱ) 防災要員の配備

(ｲ) 消防用設備等の維持管理

(ｳ) 防災訓練

イ　災害時の主な活動

(ｱ) 初期消火の実施

(ｲ) 救出・救護の実施

(ｳ) 避難誘導

第４節　防災都市計画

≪本庁等≫　都市計画課
≪支　所≫　地域振興課、農林建設課

１　計画の方針

(1) 基本方針

災害に強い都市整備を推進するには、国、県、市等の各種機関が協力して総合的な都市整備の施策を展開することが必要である。

ア　災害に強い都市整備の計画的な推進
イ　計画的な土地利用の規制、誘導
ウ　防災上危険な市街地の解消
エ　都市における積極的な緑化の推進と緑地の保全
オ　災害に強い宅地造成の推進
カ　防災性向上のための根幹的な公共施設の整備
キ　復興まちづくり事前準備の取組の推進

(2) 要配慮者に対する配慮

あらゆる人にやさしく、誰もが安全に、安心して暮らせるまちづくりを推進し、要配慮者が安全で円滑に移動できるよう避難場所や避難路等の都市施設のユニバーサルデザイン化を図る。

(3) 積雪期を想定した対応

公共施設の計画及び整備にあたっては、地形や土地利用状況等を踏まえ、必要に応じて積雪に配慮した構造及び設備等を設ける。

２　地震に強い都市整備の計画的な推進

地震に強い都市整備の第一歩は、災害に備えた安全空間の確保である。災害に強い都市整備を進めるには、防災に配慮したマスタープランの策定が必要である。特に、都市計画マスタープランは、土地利用、都市施設の配置に関する計画等を含む将来の望ましい都市像を表すものであり、都市計画策定上の指針となるものである。

都市計画マスタープランと整合を図りながら、災害に強い安全な都市整備を推進する。

３　住民等の役割

(1) 住民等の役割

都市防災の基本は、個々の建築物の耐震性確保であることを理解し、自らの責任で住宅等の耐震化に努める。

また、効果的な防災性の向上を図るため、住民等が主体となって合意を形成し、相互に連携を図りながらまちづくりに取り組むことが求められている。

ア　住民等は、日ごろから地域の防災上の課題等の把握に努める。
イ　災害に強い、防災まちづくりを実現するため、住民等一人ひとりがアイデアを出し合い実践するなど、自発的なまちづくりへの参加に努める。

(2) 地域の役割

「地区計画制度」を活用するなど、住民等の合意によりその地域にふさわしく防災性の向上につながる建築のルールや地区施設等の配置等を定める地区計画を策定するなど、地域の個性を生かした災害に強いまちづくりを推進する。

(3) 事業所等の役割

宅地開発等を行う場合、良質な宅地水準を確保するため公共施設や排水設備等必要な施設を整備する。

また、事業所等は宅地開発等を行う地域及びその周辺の防災に関する情報をできるだけ開示するよう努める。

なお、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき指定される土砂災害特別警戒区域、建築基準法に基づく災害危険区域等の開発行為に適当でない区域は、開発計画に含めないようにする。また、含める場合は、必要な安全対策を行うこととする。

4　市の役割

(1) 災害に強い都市整備の計画的な推進

災害に強い都市整備を進めるにあたっては、都市の防災性の向上についての基本的な考え方等を示す総合的な計画づくりが重要である。このため、市は、都市防災に配慮した都市計画マスタープランの充実を図る。

(2) 計画的な土地利用の規制・誘導

市は県とともに、道路等の公共施設用地の確保と地域地区等の都市計画制度の組み合わせにより、安全で計画的な土地利用の規制や誘導を行うとともに、住宅等の耐震性を確保し災害に強い都市整備を推進する。

ア　地域地区（用途地域、防火・準防火地域等）による火災に強い市街地の整備

用途地域により、住居、商業、工業等の適正な配置を誘導するとともに、準防火地域や防火地域により、既存の密集市街地や高度な土地利用を図る地域における耐火性の高い建築物の誘導や火災に強い市街地の整備を図る。

イ　地区計画等による災害に強い市街地の整備

地区計画等を定めることにより道路用地及び公園用地の確保並びに建築物の適正な誘導により一体的に災害に強い市街地整備を図る。

ウ　災害の恐れのある区域での開発抑制

無秩序な市街化による防災上危険な市街地の形成を防止するため、災害の恐れのある区域での開発を抑制するなど、防災面に配慮した計画的な土地利用に努める。

(3) 防災上危険な市街地の解消

市は県とともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等により防災上危険な木造密集市街地等の計画的な改善に努める。

(4) 災害に強い宅地造成の推進

市は、必要に応じて宅地ハザードマップや液状化マップの作成、公表を行うとともに、宅地の安全

性の把握及び耐震化の実施に努め、災害防止及び被害の軽減を図る。

(5) 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

ア 避難路ネットワークの形成

市は、震災時の地域住民の安全で円滑な避難を確保するため、十分な幅員を有する道路や緑道等を活用して避難路ネットワークを形成する。また避難路等周辺の建築物の不燃化を推進し、火災に対する避難者の安全を確保する。

イ ライフラインの耐震性の確保

市は県とともに、災害時の電気・電話・ガス・上水道・下水道及び情報通信施設や発電施設等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図るため、施設の耐震性の確保に努める。また、避難路・緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

ウ 避難場所の整備

市は、県の協力を得て、公園緑地、広場等のオープンスペースを活用した震災等から身を守る避難場所の整備や災害時の避難所となる学校や体育館等の公共施設の耐震性を確保する。また、災害時の地域住民の安全で円滑な避難を確保するため、公共施設の整備に当っては、災害の拡大防止や安全な避難場所、避難経路等のオープンスペースとしての機能に配慮した計画とする。

エ 防災公園の整備

市は県とともに、食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え一時避難場所や広域避難場所となる防災公園の整備を図る。

(6) 復興まちづくり事前準備の取組の推進

市は、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握するなどの復興事前準備の取組を推進する。

5 県の役割

(1) 災害に強い都市整備の計画的な推進

県は、都市防災に配慮した都市計画区域マスタープランの充実を図る。

(2) 防災上危険な市街地の解消

ア 土砂災害危険箇所等の整備の推進

県は市とともに、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域等における土砂災害防止施設の整備に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な計器の設置等、総合的な土砂災害防止対策を推進する。

イ 木造密集市街地等における市街地整備

県は市とともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等により防災上危険な木造密集市街地等の計画的な改善に努める。

(3) 都市における積極的な緑化の推進と緑地の保全

公園・緑地は災害時において、火災の延焼遮断帯、避難場所及び避難路としての機能を有することから、緑を適切に確保することは都市の安全性・防災性を高めることになる。よって、県は市とともに、都市緑化の推進と緑地の保全に努める。

(4) 災害に強い宅地造成の推進

ア　宅地造成工事規制区域の指定

県は、宅地造成に伴い災害が生じる恐れの著しい市街地又は新市街地を宅地造成工事規制区域として指定し、災害防止及び被害の軽減を図る。

イ　造成宅地防災区域の指定

県は、大規模盛土造成地マップや宅地ハザードマップ作成など市による宅地耐震化の取り組みを促進するとともに、地震時に滑動・崩落の危険性が高い大規模盛土造成宅地について造成宅地防災区域を指定し、災害の防止のため必要な擁壁や水抜き孔の設置等の措置の勧告や命令を行い、災害防止及び被害の軽減を図る。

(5) 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

県は市とともに、幹線道路、都市公園、河川、港湾など骨格的な都市基盤としての公共施設の計画的な整備と耐震性を確保する。

ア　緊急輸送ネットワークの形成

県は、国及び市の協力を得て災害時の応急対策活動を円滑に行うため、道路網を中心とした安全性及び信頼性の高い緊急輸送ネットワークの形成を図ることとする。また、緊急輸送ネットワークの要となる防災活動拠点や輸送拠点、防災備蓄拠点等の耐震性を確保する。

イ　延焼防止を考慮した公共施設等の配置

県は市とともに、幹線道路、公園緑地、鉄道、河川や不燃化建築物群等による延焼遮断帯を配置して、地震に伴う火災による被害を最小限に防止することを推進する。

ウ　ライフラインの耐震性の確保

県は市とともに、災害時の電気・電話・ガス・上水道・下水道及び情報通信施設や発電施設等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図るため、施設の耐震性の確保に努める。また、避難路・緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

(6) 復興まちづくり事前準備の取組の推進

県は、市が被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、市が行う復興事前準備の取組を支援する。

6　防災関係機関の役割

北陸地方整備局

災害に強く安全性の高い都市整備を推進するため、県及び市の協力を得て総合的なまちづくり施策を展開する。

7　地震に強い都市構造の形成

市街地の同時多発的な火災に対処するため、木造密集市街地等の延焼により他に大きな被害を及ぼす危険性の高い地域について、面的な再整備や、公共施設等による延焼遮断空間の整備を進め、災害に強い都市構造を構築する。

(1) 土地区画整理事業等の推進による防災性の強化

既成市街地及び新市街地の形成にあたっては、土地区画整理事業等を推進することにより、道路や公園、水路等を総合的に整備し、健全な市街地の造成と防災機能の強化に努める。

(2) 都市計画の用途指定による災害に強い都市整備

道路用地・公共空間の確保と、次に掲げる用途指定の組み合わせにより、合理的な土地利用の誘導、根幹的な都市施設の整備及び面的な市街地開発により、望ましい都市整備を実施し、防災効果を高めるよう努める。

ア　既存の密集市街地や高度な土地利用を図るべき地域について、準防火地域や防火地域を指定することにより、耐火性の高い建築物を誘導し、火災に強い市街地の整備を推進する。

イ　工場、住宅等の混在する地域において、用途地域を指定することにより建築物の用途純化を誘導し、震災時の火災発生及び拡大要因を除去するよう努める。

(3) 都市防災不燃化の推進

ア　都市防災不燃化促進事業の推進

県は、大規模な地震等に伴い発生する火災から住民等の生命、身体の安全を確保するため、避難所、避難路の周辺の一定範囲の建設物の不燃化事業を推進するものとし、市は、積極的にこれに協力するものとする。

イ　延焼防止機能を有する緑化の計画的な推進

災害時における安全確保のため、建築物の耐震不燃化とともに、街路、広場、公園、緑地等の安全空間の確保が必要である。特に、公園、緑地は避難所として利用されるほか、救援活動の拠点としての役割及び「緑」の持つ防災機能も重要である。

今後は、環境保全、レクリエーション及び防災の観点から系統的に公園、緑地の配置計画を定め、その整備を推進していくとともに、緑化の推進と緑地の保全に努める。

(4) 低地における市街地の整備

低地に位置する市街地においては、地震時における浸水対策が大きな課題となるため、国・県等の治水担当機関と協力して浸水対策を行う必要がある。

今後、計画的な市街化を図るべき地区における宅地及び道路計画高の決定にあたっては、河川の計画高等を十分勘案し、浸水時に対応した市街地の実現を図るものとする。

8　防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

市街地では、地震発生時においても安全な避難、円滑な消防・救急活動等最低限必要な機能が確保できるような避難路や、防災活動の拠点等の整備が必要である。

(1) 災害時の緊急活動を支える幹線道路等の整備

ア　緊急輸送ネットワークの整備

災害時の緊急支援物資の輸送、消防・救急活動の迅速かつ円滑な実施を確保するための緊急輸送ネットワークの整備を関係機関と協力して推進する。

イ　避難路ネットワークの整備

市は、災害時における住民等の円滑な避難を確保するため避難路ネットワークの計画的な整備を推進するよう努める。

ウ　延焼防止や安全な避難路確保の観点に配慮した道路の整備

市は、道路の整備にあたって延焼防止や安全な避難路確保等の道路のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努めるものとする。

(2) 防災公園の整備

市は、耐震性貯水槽等を備え、地震に伴う延焼火災発生時の指定緊急避難場所として活用できる公園（防災公園）を、借地方式や面的整備事業等多用な整備手法を検討し、関係機関と連携を図りながら整備するよう努める。

第５節　集落孤立対策計画

≪本庁等≫　防災安全課、建設課、消防本部
≪支　所≫　地域振興課、農林建設課

１　計画の方針

(1) 基本方針

中山間地域等、地震の際、土砂崩れによる交通遮断で孤立状態となることが予想される地域においては、救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、必要な装備、物資の事前配置や防災拠点の整備等環境整備を行う。

(2) 各主体の責務

ア　孤立の恐れのある集落の住民等は、自ら孤立に備えて食料・物資等の備蓄に努めるとともに、自主防災活動に積極的に参加する。

イ　市は、孤立の恐れのある集落の通信手段の確保、施設・資機材（電源、熱源等）の整備、物資（食料、水、生活用品）の備蓄等を行う。

ウ　消防本部は、孤立の恐れのある集落の消防団と直接会話できる通信手段を確保する。

エ　県は、市の施設整備等を支援するとともに、関係機関と連携して住民等の救出・救助体制を整備する。

(3) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が、速やかに地区外へ避難できるよう、連絡体制、移動手段並びに受入先を確保する。

(4) 積雪期の対応

雪崩による孤立の長期化、屋外避難の困難等を考慮し、指定避難所の収容人数、暖房・調理用熱源・燃料の確保に特に配慮するものとする。

２　住民等の役割

(1) 住民の役割

孤立の恐れがある集落の住民等は、最低７日分の食料、飲料水、生活必需品、燃料を各家庭で備蓄するよう努める。

(2) 地域の役割

地震発生時に、住民等の安否の確認、救出、初期消火、炊き出し等の実施、市への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を住民等が自ら行うため、自主防災組織、地域自治組織等による防災訓練等を実施する。また、平常時から集会所等が地域防災の拠点となるよう、整備等に努める。

(3) 事業所の役割

孤立の恐れがある集落の事業所は、災害時の施設や資機材提供等の協力について、あらかじめ自主防災組織、地域自治組織等と協議しておくものとする。

3　市の役割

(1) 孤立の恐れがある集落の把握及び住民等への周知（迂回路のない集落の周辺集落・避難所等と接続する道路構造や、その距離、地形条件を整理し、被災に伴う交通遮断によって孤立する恐れのある集落を事前に把握するとともに、これを住民等に周知する。）

(2) 衛星通信等の通信の確保（孤立の恐れのある集落への通信の確保に努め、情報の途絶を防止するものとする。）

(3) 地区避難所の確保

(4) 資機材（電源、水源、熱源等）の整備、物資の備蓄と事前配置（地区避難所への物資等の備蓄の事前配置に努める。）

(5) 自主防災組織の整備（集落などを単位とした自治組織を自主防災組織として全市内に整備する。）

(6) 集落内のヘリポート適地の確保（積雪が多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、河川敷、田畑等付近に障害物のない場所を圧雪して対応する。）

(7) 積雪期に備えた装軌（キャタピラ）車両の確保

4　県の役割

(1) 孤立の恐れのある集落の把握と防止対策の実施

ア　迂回路のない集落と周辺の集落・避難所等と接続する道路について、道路構造やその距離、地形条件を整理し、市を通じ、被災に伴う交通遮断の可能性の有無を事前に把握する。

イ　被災によって交通遮断となる可能性のある道路を、市との役割分担を考慮し、災害防除事業によって災害に強い道路として整備する。

(2) 孤立の恐れのある集落の資機材整備等に対する支援

県単独の市町村補助により、自主防災組織、消防団等の資機材等の整備を支援する。

(3) 積雪期のヘリコプター運用

積雪期のヘリコプターによる住民等の救出、医療救護班の派遣、物資の補給方法等について、市、消防本部等と協議し、必要に応じて訓練を行う。

第６節　地盤災害予防計画

≪本庁等≫　農林課、都市計画課
≪支　所≫　地域振興課、農林建設課

１　計画の方針

(1) 基本方針

地震による地盤災害は、地震が直接の原因となって発生するものと、地震により地盤が脆弱となったために、その後の地震活動・降雨・融雪などの自然現象により発生又は拡大する二次的災害に大別される。このため、予防計画は、

・地震が発生する前に行うもの
・地震の発生直後から危険箇所の調査点検を行い、その後の自然現象により地盤災害が発生又は拡大することを防止するもの

からなる。地震による被害の程度は、地盤の状況により大きく左右される。地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形地質を十分に理解し、自然条件に適合した土地の利用形態となっているかどうかを確認し、適合していない場合には事前に諸対策を実施する必要がある。

ア　住民等は、平常時より土砂災害の前兆現象に注意を払う。また、地震発生後に地面や斜面に亀裂を発見したら、速やかに行政機関等に情報提供するとともに、身の安全を確保しながら可能な範囲で雨や融雪水が亀裂に侵入しないように簡易な対策に努める。

イ　市は、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等を住民等に周知するとともに、応急対策用資機材の備蓄等や住宅地の安全立地に努める。

ウ　県は、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等を調査・把握し、市への情報提供を行うとともに、総合的な土砂災害予防対策を推進する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア　市は、平常時から避難行動要支援者の居住実態を把握しておく。また、避難時の移動の困難を考慮し、地区の自主防災組織、地域自治組織等に、土砂災害ハザードマップ等により避難情報等を周知し、警戒避難体制の構築に努める。

なお、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

イ　県は、平常時より避難所の管理者や地域の防災リーダーと併せて、要配慮者関連施設の管理者や地域の福祉担当者に土砂災害に関する啓発を行う。

なお、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

(3) 積雪期の対応

ア　市は地域の自主防災組織と、積雪による避難時の移動の困難を考慮した警戒避難体制を構築し、避難支援活動を行う。

イ　県は、必要な情報を伝達するなど、市の警戒避難体制を支援する。

また、積雪状況によっては、陸路による被害状況の把握ができない場合も予想されることから、気象条件等を勘案し、ヘリコプターの活用等により、被災状況の迅速な調査を実施するものとする。

2　住民等の役割

(1) 住民の役割

住民は、平常時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、土砂災害危険箇所等の位置を把握しておく。また、地震発生後に地面や斜面に亀裂等の危険な状況を発見したら、速やかに行政機関等に情報提供するとともに、身の安全を確保しながら可能な範囲で雨や融雪水が亀裂に浸入しないように土で亀裂を塞ぐ、シートを張るなどの対策に努める。さらに、土砂災害警戒区域等や土砂災害危険箇所等及び避難路・避難所について位置を把握しておくとともに、自主防災組織、地域自治組織等の一員として、日ごろから災害対応ができる間柄の形成に努める。

宅地開発を行う者は、土砂災害警戒区域・特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域等の指定状況を考慮し、開発計画に必要な配慮を行うものとする。

(2) 地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるように、自主防災組織、地域自治組織等をつくり、避難訓練等の活動に努める。また、避難行動要支援者の避難誘導にあっては、市、関係機関等と協力し、実施するよう努めるものとする。

(3) 事業所の役割

宅地開発を行う者は、土砂災害警戒区域・特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に適当でない区域は、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められる場合を除き、開発計画には含めないようにする。

3　市の役割

(1) 住民等への土砂災害警戒区域等の事前周知

市は、土砂災害ハザードマップ等により、住民等へ周知する。また、土砂災害の前兆現象、避難方法等についても住民等へ周知する。

(2) 応急対策用資機材の備蓄

市は、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の備蓄に努める。

(3) 住宅の移転促進

市は、人命、財産等を土砂災害から保護するため、災害危険区域内又はがけ地に近接する住宅の移転を促進する。

(4) 情報伝達体制の整備

ア　住民等の避難のための情報伝達体制を整備する。

イ　土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する避難指示等の判断にあたり活用するよう努める。

(5) 土砂災害防止法に基づく、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

ア　住民等の警戒避難体制

市は住民等からの情報提供及び現地パトロール等で、土砂災害の恐れがあると判断した場合は、避難指示等を実施する。その際は、住民等代表への連絡や防災行政無線、広報車等を利用し、避難

情報の周知を図るものとする。

また、避難路についても、土砂災害警戒区域等を参考に区域ごとに事前に住民等へ周知するよう努める。

イ　社会福祉施設等の警戒避難体制

市は、社会福祉施設等の要配慮者の避難に際しては、施設管理者、住民等と協力し、事前に避難体制の整備に努める。避難に際しては、要配慮者用の設備の整った避難所への避難に努める。

(6) 地すべり巡視員の設置

市は県より委託された地すべり防止区域の巡視業務を実施するため、地すべり巡視員を設置するとともに、効率的な巡視計画を定め、業務を実施する。

(7) 二次災害の予防

ア　土砂災害危険箇所等の調査点検

地盤災害が広範囲にわたって発生するような地震が観測された場合、県が行う土砂災害危険箇所等及び対策施設の点検調査に協力をする。異常が発見された場合、県及び関係機関へ報告するとともに、直ちに避難を含めた対策を講ずる。

イ　避難指示等の実施

市は、地すべりの兆候や斜面に亀裂が確認された場合等の危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や住民等に周知を図り、必要な警戒避難体制を構築又は避難指示等を実施する。その際には、広報車、防災行政無線等を利用するとともに、自主防災組織、地域自治組織、警察、消防本部、消防団等と協力し、避難情報の伝達を行う。

ウ　二次的な土砂災害への対策

土砂災害危険箇所等は、植生等で覆われていて崩壊や亀裂等が発見されない場合や、地盤内部で亀裂が発生し脆弱化している場合があり、必ずしも地表面の点検調査だけでは十分とはいえない。地震発生後、土砂災害が頻発した事例もあるため、市は関係機関と連携して地震発生後の監視を強める。

4　県の役割

(1) 山地に起因する土砂災害防止対策の実施

治山施設の整備

県は、災害発生の危険性の高い地区については、保安林に指定し、治山施設の整備を森林整備事業計画に基づいて、緊急度の高い箇所から順次計画的に進める。特に、流木災害が発生する恐れのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。また、国有林内における事業は原則として林野庁が、民有林内における事業は原則として県が実施する。また、既存施設について、定期的に現地調査を実施し必要に応じ修繕等を行う。

(2) 砂防事業の実施

国は、砂防法に基づき、荒廃山地からの有害土砂の流出を防ぎ、河川の中下流部の河道の安定を図り、土石流災害から人命財産を守るため、土砂等の生産、流送、堆積により、被害を及ぼす恐れのある区域を砂防指定地に指定する。県は、砂防指定地において、順次計画的に砂防設備の整備を進める。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。

(3) 地すべり対策事業の実施

国は、地すべり等防止法に基づき、地すべり災害の未然防止を図るため、地すべりしている区域又は地すべりする恐れのきわめて大きい区域等を「地すべり防止区域」に指定する。区域の指定及び事業の所管は、同法第51条の規程により、次表の区分により主務大臣及び所管省庁がそれぞれ行う。

区　　分	主務大臣 (所管省庁)	県所管部局 (担当課)
ア　砂防法に基づく砂防指定地（これに準ずべき土地を含む。）の存する地すべり地域	国土交通省大臣 (国土交通省)	土木部 (砂防課)
イ　森林法に基づく保安林又は保安施設地区（これに準ずべき土地を含む。）の存する地すべり地域	農林水産大臣 (林野庁)	農林水産部 (治山課)
ウ　ア及びイに該当しない地すべり地域のうち、土地改良法による土地改良事業施行地域又は同事業計画の決定されている地域（これに準ずべき土地を含む。）の存する地すべり地域	農林水産大臣 (農林水産省農村振興局)	農地部 (農地建設課)
エ　ア～イに該当しない地すべり地域のうち、ウに該当しない地すべり地域	国土交通大臣 (国土交通省)	土木部 (砂防課)

※「地すべり防止区域」を指定する際は、関係部局間で十分連絡をとること。

指定された区域においては、それぞれの所管省庁及び県担当部局が「地すべり防止工事基本計画」に基づき、人家連坦部や公共施設に被害を直接及ぼす恐れのある箇所等について、順次計画的に地すべり防止施設の整備を進める。また、地すべり防止区域内の禁止及び制限行為等の監視を強化するとともに、既設の防止施設の点検を定期的に実施し、必要に応じて修繕等を行う。

(4) 急傾斜地崩壊対策事業の実施

県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、集中豪雨等に起因するがけ地の崩壊による災害を未然に防止するために、危険度の高い箇所等について急傾斜地崩壊危険区域に指定する。また、急傾斜地崩壊危険区域において、順次計画的に急傾斜地崩壊防止施設の整備を進める。

(5) 土砂災害警戒区域等の調査及び住民等への周知

山地災害危険地区及び土砂災害警戒区域等を定期的に調査し、市を通じ、住民等へ周知する。また、土砂災害警戒区域等、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等を示す看板の設置を進めることにより住民等へ周知する。

(6) 情報伝達体制の整備

県は、市を通じて行う、住民等との土砂災害に関する情報交換を推進する体制の整備に努める。

(7) 市の防災体制整備への支援

県は、市に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行う。また、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言を行う。

(8) 住宅の移転促進

県は、人命、財産等を土砂災害から保護するため、災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、がけ地に近接する住宅を移転する事業に取り組む市を支援する。

(9) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定を進める。

ア　基礎調査の実施及び結果の公表

県は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等の恐れのある土地について、地形・地質・降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施する。

イ　土砂災害警戒区域における対策

県は、市長の意見を聴いて、土砂災害の恐れがある区域を、土砂災害警戒区域として指定する。

ウ　土砂災害特別警戒区域における対策

県は、市長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じる恐れのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、以下の措置を講ずる。

・住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可制
・建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
・土砂災害時に著しい損壊を生じる建築物に対する移転等の勧告
・勧告等による移転者への融資、資金の確保

(10) 地すべり防止区域の巡視業務委託

地すべり等防止法第７条の規定に基づき、地すべりの早期発見に努め、地すべり災害から人命及び財産の保護並びに地すべり防止施設の適正な管理を図るため、県は地すべり防止区域の巡視業務を市に委託し、実施する。

(11) 専門技術ボランティア等の活用

ア　新潟県治山防災ヘルパーの活用

山地災害の未然防止及び災害発生時の迅速・的確な応急対策の実施を図るため、山地災害危険地区の点検調査及び災害発生時における被害情報等の収集・支援活動等を行う「新潟県治山防災ヘルパー」を活用する。

イ　砂防・治山ボランティアとの連携

新潟県では、砂防・治山に携わった経験のある県職員ＯＢを中心に、土砂災害防止を目的とした「特定非営利活動法人　新潟県砂防ボランティア協会」及び「新潟県治山ボランティアセンター」が組織されており、日ごろの活動を通じ、土砂災害関係情報の収集や、行政機関等への情報提供、土砂災害に関する知識の住民等への普及・啓発等の活動を行っている。

県は、土砂災害防止に資するため、これらの活動を支援するとともに、上記団体との円滑な情報交換を行う。

(12) 土砂災害緊急調査実施体制の整備

県及び北陸地方整備局は、重大な土砂災害が想定される場合に、その土地の区域及び時期を明らかにする調査（以下「緊急調査」という。）を実施する体制及びこの調査で得られた情報（以下「土砂災害緊急情報」いう。）を速やかに市に提供できる体制を整備する。

(13) 二次災害の予防

ア　迅速な応急対策への備え

県及び市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害

協定の締結を推進する。

イ　土砂災害危険箇所等の調査点検

地盤災害が広範囲にわたって発生するような地震が観測されたときには、土砂災害危険箇所等の調査点検を速やかに実施するとともに、技術者の養成並びに事前登録等の施策を推進する。

ウ　土砂災害危険箇所等の応急対策

県は、地すべりの兆候や斜面に亀裂が確認された場合等、危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や住民等に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置、感知器・警報器等の設置等、必要な応急対策工事を実施する。

エ　二次的な土砂災害への対策

土砂災害危険箇所等は、植生等で覆われていて崩壊や亀裂等が発見されない場合や、地盤内部で亀裂が発生し脆弱化している場合があり、必ずしも地表面の点検調査だけでは十分とはいえない。地震発生後、土砂災害が頻発した事例もあるため、県は関係機関と連携して地震発生後の監視を強める。

5　防災関係機関の役割

（一社）新潟県建設業協会十日町支部は、市との災害時応援協定に基づき、災害発生時における応急対策活動の円滑化を図るため、平常時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

第７節　建築物等災害予防計画

≪本庁等≫　財政課、福祉課、地域ケア推進課、子育て支援課、都市計画課
　　環境衛生課、教育委員会、上下水道課、消防本部
≪支　所≫　地域振興課、農林建設課

１　計画の方針

大規模な地震により、建築物に甚大な被害が発生した場合、住民等の生命をはじめ、生活基盤や社会基盤に与える影響は非常に大きい。また地震発生後の建築物等による二次災害も予想されるため、防災上重要な建築物、不特定多数の人が出入りする多様な施設及び一般建築物の災害予防対策について定める。

民間の住宅・建築物等については、市・県及び関係機関において所有者に対して防災対策の総点検及び災害予防の重要性についての啓発に努め、耐震性の向上を図るものとする。

(1) 基本方針

ア　指定避難所あるいは復旧・救援活動の拠点施設である、防災上重要な建築物の災害予防を推進する。

(ｱ) 防災上重要な公共建築物等を以下のとおり位置づける。

a　災害対策本部が設置される施設（市庁舎等）
b　医療救護活動の施設（地域振興局健康福祉部、病院等）
c　応急対策活動の施設（警察署、消防署、市等の地域機関庁舎等）
d　避難収容の施設（学校、体育館、文化施設等）
e　社会福祉施設等（養護老人ホーム、身体障がい者療護施設等）

(ｲ) 防災上重要な公共建築物等の防災対策を以下のとおり実施する。

a　建築物及び建造物の安全確保と耐震診断・改修の推進

施設設置者は、法令で定める技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりを進める。

建築物の所有者等は、建築基準法による新耐震基準施行（昭和56年）以前の建築物については、耐震診断の必要の高い建築物から診断を実施し、必要と認められるものから、非構造部材を含む耐震対策等、順次改修などを推進する。

また、新耐震基準施行以後の建築物についてもガラスや天井等、非構造部材の破損による内部被害を防止する措置やエレベーターの閉じ込め防止措置を講じるものとする。

b　防災設備等の整備

施設管理者は、次に示すような防災措置を計画的に実施し、防災機能の強化に努める。

(a) 飲料水の基本水量の確保
(b) 非常用電源の基本能力の確保
(c) 配管設備類の耐震性強化
(d) 防災設備の充実、他

c　耐震性の高い施設整備

市及び県は、防災上重要な公共建築物を建築する場合、国が定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年）」を参考に耐震性等に配慮した施設づくりを行うものとする。

d　施設の維持管理の重要性

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理を行う。

(a) 法令に基づく点検等の台帳

(b) 建設時の図面及び防災関連図面

(c) 施設の維持管理の手引き

イ　不特定多数の人が出入りする多様な施設における災害予防

(ｱ) 不特定多数の人が出入りし、震災時に多大な被害の発生する恐れのある多様な施設を次のとおり位置づける。

・高層ビル、地下街、駅舎、ターミナル 等

(ｲ) 次項ウの一般建築物の災害予防に加え、共同防火管理体制の確立を図るとともに、不特定多数の人が出入りする多様な施設の防災対策を以下のとおり実施する。

a　震災時の混乱防止のための、各種通信手段の活用による迅速かつ正確な情報収集伝達体制整備

b　不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備

c　避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビル・地下街における各テナントによる避難等の協力の徹底

d　震災時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底

e　当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行

f　個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導体制等の一層の徹底

ウ　一般建築物の災害予防

(ｱ) 現状

建築物全般及び特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設）については、建築基準法などの技術基準により安全の確保が図られてきたところであるが、過去の地震や大火などの経験から防災規定の改正が行われるなど、さらにその安全の実効性が図られてきた。

しかしながら、現行法の耐震基準に適合しない建築物については、地震に対する安全性を向上させる必要がある。また、ガラスや天井等非構造部材の破損による内部被害を防止する必要がある。さらに、密集市街地等においては、建築物の一層の不燃化等を図り、震災時の大火の発生を防止する必要がある。

(ｲ) 計画

市及び県は、地震に対する建築物等の安全性を向上させるため、建築関係団体等の協力を得て次の対策を計画的に講じるものとする。

a　一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター、エスカレーター等の建築設備について、定期的に当該施設の管理者に調査させ、その結果に基づき、防災上必要な指導・助言を行うとともに、エレベーターの閉じ込め防止の措置がとられるよう啓発・指導する。

b　特殊建築物のうち、不特定多数が使用するものについては、査察を行い、結果に応じて耐震診断、改修、大規模空間における天井の落下防止等の必要な指導・助言を行う。

c　新耐震設計基準施行（昭和56年）以前に建築された住宅・建築物については、巡回指導等の機会を利用して耐震診断及び改修について啓発・指導するものとする。

d　地震時による建築物の窓ガラスや看板、煙突の折損等、落下物による災害を防止するため、市街地及び避難路等に面する建築物の所有者等に対し、安全確保について啓発・指導するものとする。また、超高層建築物等における長周期地震動対策や住宅、宅地の液状化対策について啓発等を図る。

e　地震によるブロック塀（石塀）の倒壊等を防止するため、避難路、避難場所並びに通学路を中心に市街地内のブロック塀の所有者等に対し、安全確保について啓発・指導するものとする。

f　がけ地等における安全立地について建築基準法及び条例の規定に基づき、危険区域内に建築又は宅地開発を行う者に対して建築制限等の指導及び区域内の既存不適格建築物の移転を促進する。

g　工事中の建築物において、地震時の倒壊や落下物等による災害を防止するとともに、工事関係者が安全に避難するため、工事管理者に対し適正な工事管理を指導する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア　防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては段差部のスロープ化や身障者用トイレの設置等、要配慮者に配慮した施設及び設備の整備に努める。

イ　不特定多数の人が出入りする多様な施設においては、避難行動要支援者を避難誘導するための体制の整備や、避難誘導にあたる施設従業員等の教育訓練及び商業ビル・地下街における各テナントによる避難の協力等の徹底を図る。

(3) 積雪地域での対応

ア　防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては、冬期間の利用の利便を確保するよう努める。

イ　住宅等、一般建築物においては積雪期の震災による被害を防止するため克雪住宅の普及促進をはじめ、無雪化等を推進する。

2　住民等の役割

(1) 住民の役割

自己の居住する住宅等の建築物の維持・保全に努めるとともに、自然災害・地震保険等に積極的に加入し、自助による災害復旧に努める。また、県、市、消防本部の指導・助言を参考に耐震化や、非構造部材による被害防止等、安全性の向上を図る。

(2) 地域の役割

地域自治組織等において、地域内で著しく老朽化した建築物や、落下物の発生する恐れのある建築物、倒壊の危険のあるブロック塀等を把握し、地域住民に周知する。又、所有者や管理者等に安全確保のための措置を求め、震災時には、危険な所に近寄らないように申し合わせる。

(3) 事業所、学校、病院、社会福祉施設等の役割

ア　防災上重要な建築物の管理者は計画の方針に従い、必要な措置を講ずるとともに、適正な維持・保全を図る。

イ　不特定多数の人が出入りする多様な施設の管理者は計画の方針に従い、必要な措置を講ずるとともに、適正な維持・保全・避難誘導体制の整備を図る。

ウ　自己の管理する建築物の維持・保全に努めるとともに、県、市、消防本部の指導・助言を参考に安全性の向上を図る。

エ　病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

3　市の役割

(1) 防災上重要な建築物及び不特定多数の人が出入りする多様な施設の災害予防推進対策

ア　市が設置・管理する建築物について計画の方針に定める防災対策を推進する。

イ　事業者等が設置・管理する建築物について計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導・助言を行う。

(2) 一般建築物の安全確保対策

所有者や管理者等に建築物の計画の方針に定める指導等を行う。

(3) 建築物の耐震化の推進

建築関係団体等の協力を得て建築物の耐震診断・改修方法等に関する技術的な検討を進め、体制づくりを行うとともに普及啓発と耐震診断・改修の推進を図る。

(4) 老朽化した建築物の長寿命化計画

市が設置・管理する老朽化した建築物について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

4 県の役割

(1) 防災上重要な建築物及び不特定多数の人が出入りする多様な施設の災害予防推進対策

ア 県が設置・管理する建築物について計画の方針に定める防災対策を推進する。

イ 市、事業者等が設置・管理する建築物について計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導・助言を行う。

(2) 一般建築物の安全確保対策

所有者や管理者等に建築物の計画の方針に定める指導等を行う。

(3) 建築物の耐震化の推進

実際に住民の窓口となる市及び耐震改修を実施する設計者、施工者等の建築関係団体から協力を得ながら、建築物の耐震診断・改修方法等に関する技術的な検討を進め、体制づくりを行うとともに普及啓発と耐震診断・改修の推進を図る。また、建築物の耐震化を効果的かつ効率的に促進するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき策定した、新潟県耐震改修促進計画に基づいて、県有建築物における耐震化の進捗状況を確認するとともに公表方法について検討する。

(4) 老朽化した建築物の長寿命化計画

県が設置・管理する老朽化した建築物について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

5 防災関係機関の役割

(1) 消防署等

防災上重要な建築物及び不特定多数の人が出入りする多様な施設の災害予防推進対策や一般建築物の安全確保対策の実施に際し、専門分野から必要な指導・助言等を行う。

6 防災上重要な建築物の災害予防

(1) 防災上重要な建築物として位置付ける公共施設等

ア 災害対策本部が設置される施設（十日町市役所本庁舎・防災庁舎、支所庁舎等）

イ 医療救援活動の施設（十日町地域振興局健康福祉部、各病院等）

ウ 応急対策活動の施設（警察署、消防署、十日町地域振興局、浄水場、下水処理場、ごみ処理場等）

エ 避難収容の施設（学校、体育館、社会教育施設等）

オ 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等）

(2) 防災対策の実施

(1)に掲げた建築物は、震災時の避難所として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としての機能を確保する必要があるため、次に示す震災対策を推進するものとする。

ア　建築物の耐震診断・改修の推進

施設管理者は、建築基準法による新耐震設計基準施行（昭和56年）以前の建築物については、耐震診断の必要性の高い建築物から診断を実施し、必要と認めたものから順次改修等の推進に努めるものとする。

また、新耐震基準施行以後の建築物についてもガラスや天井等、二次部材の破損による内部被害を防止する措置やエレベーターの閉じ込め防止措置を講じるものとする。

イ　防災設備等の整備

施設管理者は、次に示すような防災措置を実施し、防災機能の強化に努めるものとする。

(ｱ) 飲料水の基本水量の確保
(ｲ) 非常用電源の基本能力の確保
(ｳ) 配管設備類の耐震性強化
(ｴ) 敷地内の排水施設及び擁壁等の設備
(ｵ) 防災設備の充実他

ウ　耐震性の高い施設整備

市及び県は、防災上重要な公共建築物を建築する場合、国が定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月）」を参考に耐震性に配慮した施設づくりに努めるものとする。

エ　施設の維持管理

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検等の維持管理を行う。

(ｱ) 法令に基づく点検等の台帳
(ｲ) 建設時の図面及び防災関連図面
(ｳ) 施設の維持管理の手引き

7　大規模店等の災害予防

駅舎や大規模店等は、不特定多数の人が出入りする多様な施設であることから、共同防火管理体制の確立を図るとともに地震被害の防止、軽減を図るため、本節８「一般建築物の災害予防」に加え消防本部及び関係機関等は、次の対策等を指導するものとする。

(1) 震災時の混乱防止のための各種通信手段の活用等による、迅速かつ正確な情報収集伝達体制整備
(2) 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備
(3) 避難誘導にあたる施設従業員等の教育訓練及び大規模店等における各テナントによる避難等の連携の徹底
(4) 震災時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための効果的な広報の徹底
(5) 当該施設の管理実態を把握するため、防災設備等の日常点検励行
(6) 個々のテナントに対する災害発生時の通報連絡・避難誘導体制等の一層の徹底

8　一般建築物の災害予防

建築物全般及び特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設）については、建築基準法等の技術基準により安全の確保が図られてきたところであるが、過去の地震や大火等の経験から防災規定の改正が行われるなど、さらにその安全の実効性が図られてきた。

しかしながら、現行法の耐震基準に適合しない建築物については、地震に対する安全性を向上させる必

要がある。また、ガラスや天井等二次部材の破損による内部被害を防止する必要がある。

このため、市は県と協力して、地震に対する建築物等の安全性を向上させるため、建築関係団体等との連携を図りながら、次の対策を計画的に講ずるよう努める。

(1) 一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター等の建築設備について、定期的に当該施設の管理者に調査させ、その結果に基づき、防災上必要な指導、助言を行うとともに、エレベーターの閉じ込め防止の措置がとられるよう啓発・指導する。

(2) 特殊建築物のうち、不特定多数が使用するものについては、査察を行い、結果に応じて耐震診断、改修、大規模空間における天井の落下防止等の必要な指示、助言を行うものとする。

(3) 新耐震設計基準施行（昭和56年）以前に建築された住宅・建築物については、巡回指導等の機会を利用して耐震診断、改修について啓発・指導するものとする。

(4) 地震時による建築物の窓ガラスや看板等、落下物による災害を防止するため、市街地及び避難路等に面する建築物の管理者等に対し、安全確保について啓発・指導するものとする。

(5) 地震によるブロック塀（石塀）の倒壊等を防止するため、避難路、避難場所及び通学路を中心に市街地内のブロック塀の所有者等に対し、安全確保について啓発・指導するものとする。

(6) がけ地等における安全立地について

建築基準法及び条例の規定に基づき、危険区域内に建築又は宅地開発を行う者に対して建築制限等の指導及び区域内の既存不適格建築物の移転を促進する。

(7) 工事中の建築物において、地震時の倒壊や落下物等による災害を防止するとともに、工事関係者が安全に避難するため、工事管理者に対し適正な工事管理を指導する。

9 要配慮者に対する配慮

防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては段差部のスロープ化や身障者用トイレの設置等、要配慮者に配慮した施設及び設備の整備に努める。

避難行動要支援者の収容施設や、利用施設、避難行動要支援者の居住する住宅等においては、浸水時等における安全に配慮した建築物の整備を行うとともに、避難や救助のために必要な措置を講じるものとする。

不特定多数の人が出入りする多様な施設においては、避難行動要支援者を避難誘導するための体制の整備や、避難誘導にあたる施設従業員等の教育訓練及びショッピングセンターにおける各テナントによる避難の連携等の徹底を図る。

10 積雪期の対応

防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては、冬期間の利用の利便を確保するよう努める。

住宅等、一般建築物においては積雪期の震災による被害を防止するため克雪住宅の普及促進をはじめ、屋根雪の無雪化等を推進する。

11　建築物の耐震化の推進

市及び県は、建築関係団体等と連携し、建築物の耐震診断・改修方法等に関する技術的な検討を進め、体制づくりを行うとともに普及啓発と耐震診断・改修の推進を図る。

また、県は建築物の耐震化を効果的かつ効率的に促進するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき策定した新潟県耐震改修促進計画に基づいて、県有建築物における耐震化の進捗状況を確認するとともに公表方法について検討する。

12　老朽化した建築物の長寿命化計画

市及び県は、それぞれが設置・管理する老朽化した建築物について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第８節　道路・橋梁・トンネル等の地震対策

≪本庁等≫　建設課
≪支　所≫　地域振興課、農林建設課

１　計画の方針

(1) 基本方針

地震発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や火災などの二次災害への対処、水・食料などの緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、住民等の生活道路など、その意義は極めて重要である。

道路を管理する関係機関や団体（以下「道路管理者等」という。）は、耐震性の確保などの道路施設の整備や迅速に道路情報を収集する体制を整えるとともに、相互協力のもと道路機能の確保にあたる体制を整備する。

(2) 計画の重点

ア　緊急輸送道路ネットワークの形成

高速自動車国道と一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路、並びにこれらの道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路を、１次から３次の緊急輸送道路として指定する。

(ｱ) １次緊急輸送道路

高速自動車国道と次の防災拠点を連絡する一般国道
（県庁所在地、地方中心都市、重要港湾、空港等）

(ｲ) ２次緊急輸送道路

１次緊急輸送道路と梯子状に代替性を確保する道路のほか、次の主要な防災拠点を連絡する道路
（市町村役場等、行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）

(ｳ) ３次緊急輸送道路

１次、２次の緊急輸送道路とその他防災拠点を結ぶ道路

イ　道路施設の耐震性の確保と関係機関の相互連絡体制の整備

(ｱ) 道路管理者等は、最新の知見に基づく設計指針等の耐震基準により、橋梁をはじめとする道路施設の耐震性を計画的に確保する。

(ｲ) 緊急輸送道路及びその代替路線となる国道や県道は災害発生時の広域支援ルートの要となり、通行止めとなることで二次災害等の危険を及ぼす路線であるため、特に重点的に取り組む。橋梁やトンネル、洞門等の重要構造物を点検し、耐震性の低下を防止するための補強・修繕を実施するほか、重要箇所の盛土や斜面等の耐震性の確保に留意する。

(ｳ) 緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋についても、被災時の落橋等による重大事故や道路の閉鎖を防ぐため、重点的に補強・修繕に取り組む。

(ｴ) 被災時の救急や輸送が円滑に行われるよう、平常時から情報の共有に努め、相互連絡体制を整備する。

２　各道路管理者等の行う地震対策

道路管理者等である東日本高速道路株式会社、国土交通省、県、市は、その管理する道路について、日常・臨時・定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強

化等を実施する。

また、各道路管理者等は、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

なお、被災時の道路機能を維持するため、代替性（リダンダンシー）が高い道路整備に努める。

(1) 道路施設の整備・強化

ア　法面、盛土等の斜面対策

落石等危険箇所調査等により、災害予防のための適切な対策を施す。また、地震動により崩壊の懸念がある盛土では、その道路機能を確保するための重要度に応じて道路土工指針等により耐震対策を施す。

イ　重要構造物

(ｱ) 橋梁

a　耐震補強

平成８年道路橋示方書より古い耐震設計基準に基づき設計した橋梁は点検等を行い、必要な補強を施すとともに老朽化等による損傷を補修し、耐震性を確保する。

b　新設橋梁

次に拠り設計する。

国土交通省都市局長、道路局長通知

「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」（平成29年７月21日）

(ｲ) トンネル、スノー（ロック）シェッド、横断歩道橋

新設時等は橋梁に準じた耐震性能を備えるとともに被災時の損傷や落下等による深刻な交通障害を防止するため、安全点検を確実に行い必要な補強や修繕を施す。

ウ　道路附帯施設

道路附帯施設の管理者は、次により施設の防災対策を講じる。

(ｱ) 信号機、道路案内標識等の整備

被災時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、必要な強度を確保するとともに、老朽施設の適切な修繕や更新を行う。また、主要交差点に非常用電源装置の設置を推進する。

(ｲ) 道路占用施設や近接施設の安全性の確保

被災時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、道路占用施設及び道路に近接設置された民間施設等の管理者は、施設の安全点検を行い必要な修繕や更新を行う。

また、道路管理者等は、道路パトロール等を通してそれら民間施設等の管理者に対して安全対策を呼びかける。

なお、緊急輸送道路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化を行う。

(ｳ) トンネル等の防災信号システムの整備

主要トンネルの防災信号システムの整備を推進する。

(2) 防災体制の整備

ア　情報連絡体制の整備

各道路管理者等は、災害や道路情報の収集・伝達・提供のための観測・監視機器（雨量計、監視カメラ）、通信設備、情報提供装置等の整備を推進する。

イ　迅速な応急復旧体制の整備

関係行政機関及び災害時の応援業務に関する協定を結んでいる（一社）新潟県建設業協会十日町

支部等は、被災時の迅速で的確な協力に備え、情報連絡体制や応急復旧のための人員や資機材（発動発電機、投光器、初動時調査のための自転車等）備蓄体制を整備する。

また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

ウ　道路通行規制

各道路管理者等は、被災時の構造物や法面の安全点検等のための道路通行規制に関する震度の基準等（路線又は区間ごと）を関係機関と調整し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

エ　道路利用者への広報

被災時の道路利用者の適切な判断と行動につなげるため、平常時から防災知識の啓発活動を推進する。

【市内の道路種別】　単位：km　令和３年４月１日現在

道路種別	実延長	改良・未改良別延長		橋梁		トンネル	
		改良済み	未改良	橋数	延長	本数	延長
一般国道	150.6	137.9	12.7	84	4.5	22	14.5
県　　道	251.2	184.9	66.3	87	2.4	6	3.1
市　　道	1,217.5	769.6	447.9	328	4.8	11	1.8
計	1,619.3	1,092.4	526.9	499	11.7	39	19.4

【市内の道路種別】　単位：km　令和３年４月１日現在

道路種別	実延長	改良・未改良別延長		橋梁		トンネル	
		改良済み	未改良	橋数	延長	本数	延長
一　　級	135.2	127.5	7.7	76	1.3	3	1.1
二　　級	166.5	142.9	23.7	37	0.9	2	0.3
そ の 他	915.8	499.2	416.5	215	2.6	6	0.4
合　　計	1,217.5	769.6	447.9	328	4.8	11	1.8

第９節　鉄道事業者の地震対策

≪担　当≫　鉄道事業者

１　計画の方針

東日本旅客鉄道株式会社、北越急行株式会社（以下「各鉄道事業者」という。）は、地震が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するため、それぞれの事業規模に応じた防災体制等の確立を図る。

２　市の役割

連絡体制の整備

市はあらかじめ公共交通に関する連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくものとする。

３　県の役割

連絡体制の整備

県はあらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくものとする。

４　防災関係機関の役割

(1) 計画の体系

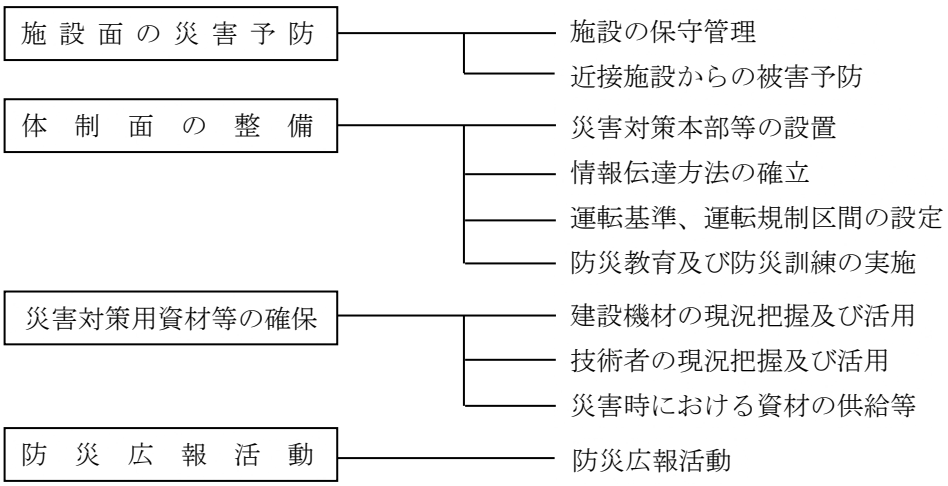

(2) 施設面の災害予防

ア　施設の保守管理

土木建造物の被害が予想される高架橋、橋りょう、盛土、トンネル等の定期検査を行い、その機能が低下しているものは補強、取替等の計画を定める。

イ　近接施設からの被害予防

線路に近接する施設等の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設関係者に施設整備及びその推進を要請する。

(3) 体制面の整備

ア　災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

イ　情報伝達方法の確立

(ｱ) 防災関係機関、地方自治体との緊急な連絡及び部内機関相互間の情報伝達を円滑に行うために次の通信設備を整備する。

a　緊急連絡用電話

b　指令専用電話

c　ファクシミリ

d　列車無線

e　携帯無線機等

(ｲ) 地震計を整備するとともに、情報の伝達方法を定める。

ウ　運転基準及び運転規制区間の設定

地震発生時の運転基準及び運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその強度により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

エ　防災教育及び防災訓練の実施

関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

(ｱ) 災害発生時の旅客の案内

(ｲ) 避難誘導等混乱防止対策

(ｳ) 緊急時の通信確保・利用方法

(ｴ) 旅客対策等

(ｵ) 関係者の非常参集

(4) 災害対策用資材等の確保

早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておくものとする。

ア　建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法、運用方法について定めておく。

イ　技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員及び配置状況を把握しておくとともに、緊急時に対応できる関係会社の状況も併せて把握しておく。

ウ　災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する等迅速な供給体制の確立について、あらかじめ定めておく。

(5) 防災広報活動

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

第10節　治山・砂防施設の地震対策

≪本庁等≫　農林課、建設課
≪支　所≫　農林建設課

1　計画の方針

治山・砂防施設等の地震に伴う被害を最小限にとどめるため、各設計指針等の耐震基準に基づいた施設を設置するとともに、既存施設の耐震性の強化及び被害軽減のため維持・修繕を推進するものとする。

2　市及び県の役割

(1) 耐震設計の適用

国が示す各設計指針（耐震基準）を適用する治山・砂防施設（土木構造物、防災関係施設等）は、十分な耐震構造で設計・施工する。

(2) 耐震性の強化

定期的に治山・砂防施設の点検を実施し、地震に対する安全性を確保するため、各設計指針（耐震基準）により、緊急性の高い箇所から計画的な耐震性の強化に努める。

(3) 施設の維持・修繕

定期的に治山・砂防施設の点検を実施し、耐震機能が低下している施設について維持・修繕を実施し、機能の維持・回復に努める。

(4) 老朽化した治山・砂防施設の長寿命化計画

県は、老朽化した治山・砂防施設について、長寿命化計画の策定・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第11節　河川の地震対策

≪本庁等≫　農林課、建設課、消防本部
≪支　所≫　地域振興課、農林建設課

1　計画の方針

(1) 基本方針

ア　住民等は、平常時からハザードマップ等により避難経路や指定緊急避難場所・指定避難所の確認、非常用食料等の備蓄準備をしておく。

　地震発生時においては、新潟地方気象台や市からの地震情報を収集するとともに、避難指示等に対して的確に行動する。

イ　市は、地震に伴う被害を最小限にとどめるため、平常時から各施設に耐震性を備えるよう設計基準を適用するとともに、各施設の耐震性の強化及び被害軽減のための地震防災対策を総合的に推進する。(準用河川、普通河川)

ウ　国、県は、地震に伴う被害を最小限にとどめるため、平常時から各施設ごとに耐震性を備えるよう設計基準を適用するとともに、各施設の耐震性の強化及び被害軽減のための地震防災対策を総合的に推進する。その場合は、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにするとともに、環境や景観へも配慮する。

　また、市や住民等へ地震に関する情報を提供できるよう、体制の整備を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

市は、要配慮者に対し、情報提供できるように体制及び施設の整備を図る。

(3) 積雪期の対応

ア　市は、積雪期に雪が障害となり、施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等において、通常と比較して多くの困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係機関と積雪期における対応について、事前に協議しておくものとする。

イ　市は、積雪状況によって、陸路による施設の点検及び被害状況の把握ができない場合も予想されることから、気象条件等を勘案し、必要により消防防災ヘリコプターの活用により被災状況の迅速な調査ができるように、事前に関係機関と協議するよう努める。

2　住民等の役割

(1) 住民等の役割

住民等は、平常時より堤防等の河川管理施設の漏水や亀裂などの前兆現象に注意をはらい、前兆現象を確認した時は、速やかに市、県、消防本部、警察等へ連絡する。

また、地震時に的確に避難できるよう、ハザードマップ等により避難経路や指定緊急避難場所・指定避難所について、平常時より確認しておく。

(2) 地域の役割

住民等は、自主防災組織の一員として、日ごろから災害対応ができる間柄の形成に努める。

また、地震を想定した避難訓練等の実施に努めるものとする。

3　市の役割

(1) 河川管理施設等の災害予防（準用河川、普通河川）

ア　施設点検、耐震性の強化

(ｱ) 国が示す耐震点検要領等に基づき河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努めるとともに、内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。

(ｲ) 橋梁等の河川構造物について検討を行い、耐震補強に努める。

(ｳ) 老朽化した施設について、長寿命化計画の策定・実施等により、その適切な維持管理に努める。

イ　頭首工等における管理体制整備（準用河川、普通河川）

災害時に一貫した対応がとれるよう関係機関との連絡体制の確立等管理体制の整備、徹底を図る。

ウ　防災体制等の整備（準用河川、普通河川）

(ｱ) 出水時において、河川・ダムの水位情報等の収集を行い、迅速な対応ができるような体制整備を行う。

(ｲ) 地震発生直後は、緊急車両用道路、指定緊急避難場所、ライフライン等の河川区域内の使用の要請が予測されるため、基本的な対応方針を決めておく。

(ｳ) 要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備

市は、要配慮者が利用する施設については、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう洪水情報の伝達方法について水防計画に定める。

(ｴ) 警戒避難体制の整備

a　避難路・指定緊急避難場所・指定避難所を住民等に周知するとともに、住民等の避難のための連絡体制の確保を始め、必要な警戒避難体制を構築する。

b　緊急時の伝達媒体である防災行政無線等の整備、広報車の確保等情報伝達体制を確保する。

(ｵ) 住民等の防災意識向上に向けた啓発

自主防災組織等と連携し、住民等の防災意識の向上を図る。

【十日町市内河川数】　　（令和３年４月１日現在）

管 理 者	区　分	河 川 数
国	１級	1
新 潟 県	１・２級	80
十日町市	普通	165
計		246

4　県の役割

(1) 河川管理施設等の災害予防

ア　施設点検、耐震性の強化、施設の維持管理

(ｱ) 国が示す耐震点検要領等に基づき河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努めるとともに、内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。

(ｲ) 橋梁、排水機場、水門等の河川構造物の耐震補強に努める。

(ｳ) 老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

イ　排水機場、頭首工等における管理体制整備

災害時に一貫した対応がとれるよう関係機関との連絡体制の確立など管理体制の整備、徹底を図る。

ウ　防災体制等の整備

(ｱ) 河川、ダム情報等のテレメーターシステムを整備し、出水時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を行う。

(ｲ) 地震発生後は、緊急車両用道路、指定緊急避難場所、ライフライン等の河川区域内の使用の要請が予測されるため、基本的な対応方針を決めておく。

(2) ダム施設

ア　施設点検、耐震性の強化

(ｱ) 国土交通省所管ダム及び企業局所管ダム

a　河川管理施設等構造令及び河川砂防技術基準（案）等により、十分な耐震構造で設計・施工されている。

b　ダム本体及び貯水池周辺道路、のり面等の関連施設については、各ダムで定められた点検要領により点検を行い、必要な対策を講ずるなど、その効果が十分発揮できるよう適切な維持管理に努める。

c　老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等に努める。

(ｲ) 農地部所管ダム

a　農業用ダムのうち、国営・県営事業で築造したものは、耐震性を考慮して設計・施工されている。

b　ダム本体及び貯水池周辺道路、のり面等の関連施設については、各ダムで定められた点検要領により点検を行い、必要な対策を講ずるなど、その効果が十分発揮できるよう適切な維持管理に努める。

c　老朽化した施設について、長寿命化計画の策定・実施等に努める。

イ　ダム管理体制の整備

県は、地震に対する適正なダム管理を行うため、各ダムに地震計を設置している。地震発生後、速やかに点検が実施できるように管理体制の整備を行うとともに、あらかじめ関係機関との連絡体制の確立を図る。

【管内のダム（堤高15m以上）施設数】　（令和３年４月１日現在）

所管区分	管理施設数	概要
新潟県	6	フィルダム（十日町地域振興局農業振興部管理）５ コンクリートダム（十日町地域振興局地域整備部管理）１

５　防災関係機関の役割

(1) 北陸地方整備局

ア　大規模自然災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し、県、市等が行う、被災状況、県、市のニーズ等の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策、施設・設備の応急復旧活動等に対する支援を行う。

イ　必要に応じて災害対策用ヘリコプター、港湾業務艇、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、県、市等との通信手段等を確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行う。

ウ　災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、原則として県、市等の要請に応じ、応急復旧用資機材や災害対策用機械の支援を行う。

エ　応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、県、市等の要請に応じ、助言等を行うための係官あるいは防災エキスパート等の専門家の派遣もしくはあっせんを行う。

(2) 関係機関

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、(一社)新潟県建設業協会十日町支部等関係機関は、平常時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

第12節　農地・農業用施設等の地震対策

≪本庁等≫　農林課
≪支　所≫　地域振興課、農林建設課

1　計画の方針

(1) 基本方針

ア　各施設の共通的な災害予防対策

(ｱ) 震災時に一貫した管理がとれるように措置するとともに、各管理主体で施設の維持管理計画を定め、操作マニュアルの作成、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。また、各管理主体は、老朽化した施設について、長寿命化計画の策定・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(ｲ) 建築物、土木構造物、防災関係施設等の耐震性を確保するため、国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、公共施設の整備を進める。

(ｳ) 震災時に応急措置を施すことができるよう平常時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努めるとともに、緊急点検を迅速かつ的確に行うための点検箇所位置図、点検ルート、点検手順、点検マニュアル等の作成を行う。

(ｴ) 基幹農道、農業用ダム、頭首工、樋門、樋管・地すべり防止施設及び農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

(ｵ) 緊急用資機材は、市の水防倉庫等に一部備蓄するとともに、民間団体と協力して調達・備蓄・輸送に努める。また、資機材は定期的に点検整備を行い緊急時に備えるよう努める。

イ　農道施設の災害予防対策

基幹的な農道及び重要度の高い農道については、「道路橋示方書」等の技術基準により耐震設計を行い、橋梁については、落橋防止装置を設ける。

ウ　農業用ダム施設の災害予防対策

農業用ダムのうち、国営・県営事業で築造したものについては、耐震性を考慮して設計・施工されているが、築造年代の古いものについては、計画的に順次現地調査を行い、各施設の危険度判定結果を基に、計画的に施設の改善に努める。

地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらす恐れのある農業用ダムについて、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

エ　用排水施設の災害予防対策

主要な頭首工・樋門・樋管・揚水機場等のうち、耐震性が不十分な施設については、改修時に河川砂防技術基準（案）等に基づき、その向上を図る。

オ　ため池施設の災害予防対策

ため池の老朽化の甚だしいもの及び耐震構造に不安のあるものについては、現地調査を行い、各施設の危険度判定結果を基に、計画的に施設の改善に努める。

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与える恐れのある防災重点農業用ため池については、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、集中的かつ計画的に防災工事を推進する。また、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

(2) 応急措置の実施

地震により農業用施設等が被災した場合に、地域住民の生命・身体、住居等に被害を及ぼす可能性のある箇所については、直ちに応急措置を施す。

2 市の役割

(1) 土地改良区等及び農業協同組合との連絡体制の整備

土地改良区等及び農業協同組合から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、市から土地改良区等及び農業協同組合への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(2) 地震情報の収集・連絡

震度、震源、マグニチュード、地震活動等の地震情報や被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

(3) 施設の点検

震度４以上の地震が発生した場合は、緊急点検基準により土地改良区等と協力して直ちにパトロールを実施し、防災重点農業用ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡、住民等に対する避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

(4) 被害状況の把握

土地改良区等及び農業協同組合と協力して、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

(5) 応急対策等の実施

関係機関の協力を得ながら被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況から緊急的に復旧が必要と認められる場合は、関係者との調整を早急に実施し復旧工事に着手する。

3 県の役割

(1) 市等との連絡体制の整備

市等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、県から市等への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(2) 地震情報の収集・連絡

震度、震源、マグニチュード、地震活動等の地震情報や被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

(3) 施設の点検

震度４以上の地震が発生した場合は、緊急点検基準により直ちにパトロールを実施し、県営事業実施中の施設、県管理施設、地すべり防止施設等の緊急点検を行う。また、市等が行う防災重点農業用ため池等の緊急点検に、必要に応じて協力する。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡し、住民の避難が必要な場合は、関係機関と連携のもとに適切な避難誘導を実施する。

(4) 被害状況の把握

市、土地改良区等及び農業協同組合の協力を得ながら、農地・農業用施設等の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

(5) 応急対策等の実施

関係機関の協力を得ながら被災者の生活確保を最優先に県管理施設等の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況から緊急的に復旧が必要と認められる場合は、関係者との調整を早急に実施し復旧工事に着手する。

4　土地改良区・施設管理者等の役割

(1) 市等との連絡体制の整備

関係農家等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに市等に報告されるよう、また、土地改良区・施設管理者等から市等への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(2) 地震情報の収集・連絡

震度、震源、マグニチュード、地震活動等の地震情報や被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

(3) 施設の点検

震度４以上の地震が発生した場合は、緊急点検基準により市等と協力して直ちにパトロールを実施し、ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に、危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡し、住民の避難が必要な場合は、関係機関と連携のもとに適切な避難誘導を実施する。

(4) 被害状況の把握

市等の協力を得ながら、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

(5) 応急対策等の実施

関係機関の協力を得ながら被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況から緊急的に復旧が必要と認められる場合は、関係者との調整を早急に実施し復旧工事に着手する。

5　防災関係機関の役割

(1) 北陸農政局

ア　国営農業用施設の整備及びその防災管理及び災害復旧に関すること。

イ　農地及び農業用施設災害復旧の緊急査定に関すること。

(2) 新潟県土地改良事業団体連合会

各土地改良区等との情報収集及び伝達並びに総合連絡調整を行う。

第13節　防災通信施設の整備と地震対策

≪本庁等≫　防災安全課、消防本部
≪支　所≫　地域振興課

1　計画の方針

(1) 基本方針

ア　防災関係機関は、災害発生時の通信手段の確保のため、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設被災の危険分散等の防災対策を推進する。

イ　防災関係機関は、相互の情報伝達方法について連携して対策を講ずる。

2　市の役割

(1) 市防災行政無線施設の整備

ア　同報系無線の整備

災害時に被害の軽減を図るため、市から住民等に迅速かつ的確に情報の伝達を行うためのデジタル同報系無線を整備する。

イ　移動系無線の整備

災害時に被害の軽減を図るため、市と災害現場との間において、迅速かつ的確な情報の収集、伝達を行うためのデジタル移動系システムを整備する。

(2) 防災相互通信用無線機の整備

災害発生時の被災地における防災関係機関相互の防災活動を円滑に進めるため、防災相互通信用無線機等を整備する。

(3) 新潟県総合防災情報システムの整備

災害時に被害の軽減を図るため、市と県との間において、迅速かつ的確な情報の収集、伝達、共有を行うための新潟県総合防災情報システムを整備する。

(4) 緊急地震速報受信設備等の整備

住民等への迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び受信設備等を整備する。また、十日町あんしんメール、ＳＮＳ、エリアメール等を整備するなど多様な情報伝達手段の確保に努める。

(5) 市・県防災行政無線施設の運用

ア　勤務時間外においても、非常時の無線運用要員をいち早く確保できるよう、当直員との連絡体制について整備しておくものとする。

イ　実践的な非常通信訓練を定期的に実施し、無線運用の習熟を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

ウ　平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を実施する。

(6) 停電対策

商用電源停電時も通信設備の運用に支障がないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等を整備する。

(7) 耐震対策

通信設備は、揺れにより転倒や移動しないよう、堅牢に固定するなど、耐震対策を図る。

(8) 通信機器の配備及び調達体制の整備

通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

3 県の役割

(1) 新潟県震度情報ネットワークの整備

地震発生時の震度情報等を迅速に入手し、的確な初動体制を確保するため、新潟県震度情報ネットワークの整備改修を図る。

(2) 新潟県総合防災情報システムの整備

県内の防災関係情報を総合的に掌握・提供して、災害発生時における県災害対策本部や市、防災機関の意思決定を支援し、住民等へ安全・安心情報を配信するため、新潟県総合防災情報システムの整備を図る。

(3) 新潟県防災行政無線施設の整備

ア 地上系、衛星系無線施設

(ｱ) 災害に伴う公衆回線の途絶、輻輳時においても防災関係機関相互の通信を確保するため、地上系、衛星系による新潟県防災行政無線施設の整備を図る。

(ｲ) 有線・無線、地上・衛星を活用した多ルート化、関連装置の二重化等により、災害に強い伝送路を構築する。

イ 移動系無線施設

災害時の情報収集活動を円滑に進めるため、基地局と陸上移動局（車載・携帯）で構成される無線施設を整備する。

(4) 防災相互通信用無線機の整備

災害発生時の被災地における防災関係機関相互の防災活動を円滑に進めるため、防災相互通信用無線機等を整備する。

(5) 緊急地震速報受信設備の整備

緊急地震速報の有効な活用のため、受信設備等の整備を図る。

(6) 停電対策

ア 商用電源停電時も通信設備の運用に支障がないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等を整備する。

イ 発電設備の無給油による運転可能時間は、無人施設で72時間以上、有人施設で６時間以上を目安とする。

(7) 耐震対策

通信設備は、揺れにより転倒や移動しないように堅牢に固定するなど耐震対策を図る。

(8) 新潟県防災行政無線施設の運用

ア　新潟県防災行政無線を設置する機関は、新潟県防災行政無線運用規程（昭和50年５月26日新潟県告示第590号）に基づき、これを運用する。

イ　通信管理者は、通信取扱責任者を指名し、通信の輻輳及び途絶を想定した通信機器の操作、訓練及び災害時の運用方法について指揮をさせる。

ウ　非常用発電設備については、実負荷運転等の災害発生を想定した実践的な保守・点検整備及び操作訓練を定期的に行う。

エ　非常通信の取扱い、通信の統制及び緊急時の可搬型衛星地球局等通信機器輸送・操作等について、平常時から訓練を定期的に行う。

(9) 通信機器の配備及び調達体制の整備

ア　無線不感地帯での連絡手段を確保し、災害時における情報の収集・連絡を円滑に行うため、通信事業者の提供する衛星携帯電話等の移動通信機器の配備を図る。

イ　通信機器のバックアップとして、衛星携帯電話、インターネット等、通信事業者の提供する情報伝達手段の導入、整備を図る。

ウ　通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

エ　ヘリコプターテレビ電送システム等により、災害対策本部等に被災現場の状況画像を発信できる通信ネットワークの構築を図る。

オ　ホームページにおける災害情報へのアクセス数殺到への対策を講じる。

4　防災関係機関の役割

(1) 十日町警察署

ア　警察無線通信施設の整備

(ｱ) 通信機器の整備に努め、警察活動の効率化を図る。

(ｲ) ＮＴＴ東日本専用回線の２ルート化に努める。

イ　停電対策

(ｱ) 定期的に非常用電源設備の保守点検を行い、機器の万全に努める。

(ｲ) 商用電源の２ルート化に努める。

ウ　耐震対策

無線通信設備及び情報処理システムの耐震対策を図る。

エ　通信の確保

(ｱ) 平常時から通信設備の総点検を定期的に実施して、機器の万全に努める。

(ｲ) 平常時から防災関係機関との協力体制構築を図るとともに、定期的に通信訓練を実施する。

(2) 十日町地域広域事務組合（消防本部）

ア　消防デジタル無線の整備適切な維持管理

防災救助活動を円滑に実施するため、デジタル化した消防救急無線の関連機器等は、適正に維持、管理することとし、必要な保守点検を行い、機器の万全に努める。

イ　広域応援体制による防災救助活動を円滑に実施するため無線の広域化を図る。

ウ　防災相互通信用無線機について

(ｱ)　災害発生時の被災地における防災関係機関相互の防災活動を円滑に進めるため、防災相互通信用

無線機を整備する。

(ｲ) 信越地方非常通信協議会主催の情報伝達等訓練に参加し、無線設備の点検及び非常時に備え通信の円滑な実施体制の確保を図る。

エ　停電対策

商用電源停電時にも無線通信が支障なく運用可能な非常用電源設備を整備する。

オ　通信の確保

(ｱ) 定期的に点検し通信設備の総点検を実施して、機器の万全に努める。

(ｲ) 平常時から防災関係機関との協力体制構築を図るとともに、定期的に通信訓練を実施する。

カ　消防団無線について

デジタル化した消防団無線を活用し、地域の情報収集、消防防災活動を効果的に運用する。

5　アマチュア無線の活用

災害時には、アマチュア無線クラブ等（以下、「クラブ等」という。）の協力を得て、情報の収集及び伝達が可能となるよう市とクラブ等との間の災害時応援協定に基づき、通信の確保に努めるものとする。

災害時には、市職員でアマチュア無線有資格者から個人が所有する無線機を市災害対策本部に持参してもらい、あらかじめ定めてある周波数によりクラブ等に情報の収集や伝達を呼び掛けるものとする。

6　災害時の組織体制の整備

応急復旧作業を行うため、勤務時間外の非常通信体制をあらかじめ定めておくものとする。

第14節　放送事業者の地震対策

≪担　当≫　放送事業者

1　計画の方針

放送は、地震発生時において、緊急地震速報・地震情報等の伝達、被害状況、応急対策の実施状況及び住民等の取るべき行動等を迅速に広範囲に伝達するとともに、パニックなどの社会的混乱を最小限にくい止めるなど、応急対策上極めて重要な役割が期待されている。

市内放送機関は、局の防災に関する業務計画等の定めるところにより、放送電波の確保のため、放送機器の落下、転倒防止等施設の耐震対策及び防災対策の推進と防災体制の確立を図る。

地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

2　各放送機関の対策

(1) 必要な対策

ア　放送、通信設備の落下転倒防止等の補強、耐震性強化

イ　消耗品、機材等の常備

ウ　非常用電源の確保

(2) 対策の計画

ア　震災による被害状況を予想し、予備機器等の整備検討

イ　防災意識の高揚

ウ　防災体制の強化

(3) 体制面の整備

ア　防災訓練の実施

災害時の報道機関の責務を果たし、放送の確保を図るため、日常における防災訓練を実施し、災害報道に備える。また、市、県、消防等の実施する防災訓練に積極的に参加し、又はこれに協力する。

イ　連絡体制の強化

災害時の対応について、市等との災害協定等の締結、連絡体制の整備を図る。

第15節　電気通信事業者の地震対策

≪担　当≫　電気通信事業者

1　計画の方針

電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても通信網の確保ができるよう、設備の耐震対策及び輻輳対策等の推進と防災体制の確立を図る。

2　計画の体系

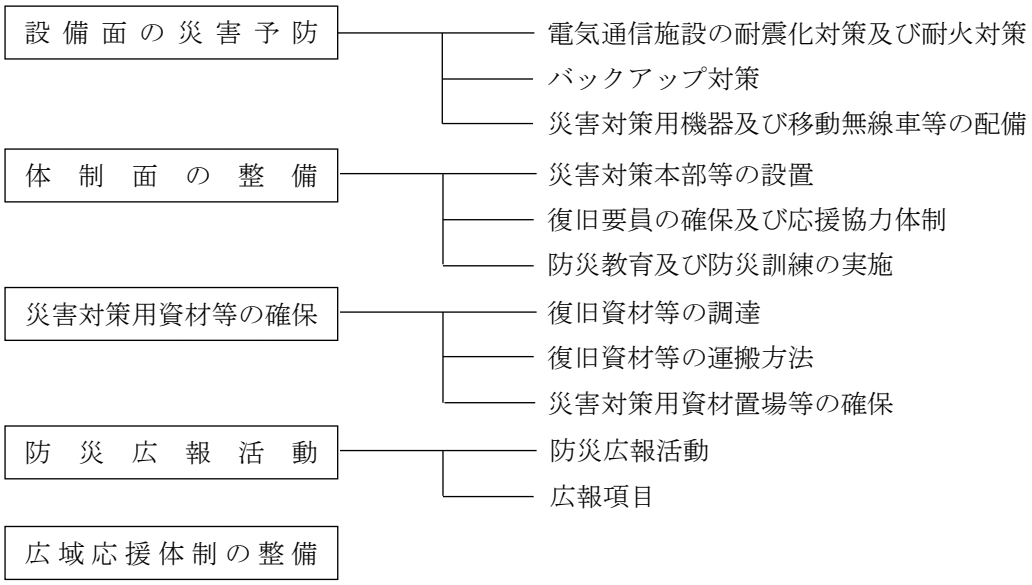

3　設備面の災害予防

電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても重要通信を確保できるよう平常時から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計並びに基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保を図る。また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり麻痺したりしないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。

(1) 電気通信施設の耐震対策及び耐火対策

ア　通信建物及び電気通信設備等の補強

通信建物、鉄塔設備、電気通信設備、電力設備（エンジン、バッテリー）等について、耐震対策を施してきたが、今後も設備の劣化に併せて修理、点検等の改善を実施する。

イ　倒木等による通信網への障害対策

倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全を図る。なお、事前伐採等の実施にあたっては、市との協力に努める。

ウ　防火構造

火災に備えて、電気通信設備等については耐火構造化を図っているが必要に応じて機能改善等を実施する。

(2) バックアップ対策

地震災害等における通信の疎通を維持、確保するため、通信網についてシステムの信頼性向上を更に促進する。

ア　主要伝送路のループ構成、多ルート構成或いは２ルート構成による通信網の整備はおおむね完了しているが、今後も計画的に整備促進を図る。
イ　電気通信設備監視制御システムの分散設置による代替監視系統の整備を図る。
ウ　非常用電源の整備等による通信設備の被災対策を図る。

(3) 災害対策用機器及び移動系無線車等の配備

主要拠点ビル等に災害対策用機器等を配備し、必要により増設及び新装置導入を図る。

ア　衛星携帯電話
イ　可搬型移動無線機
ウ　移動電源車及び可搬電源装置
エ　応急復旧光ケーブル
オ　ポータブル衛星車
カ　その他応急復旧用諸装置

４　体制面の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、地震災害時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、社員の安全確保と関係社員が迅速かつ防災業務を遂行できるよう、地震災害に関する教育及び災害復旧に必要な防災訓練に積極的に参加し、又はこれに協力するものとする。

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準に従い規模に応じた体制をとり、設置場所の明確化及びあらかじめ定められた震度以上の災害発生時における出社体制と、本部長不在時の代行順位により責任体制を明確にしておく。

ア　情報連絡室の設置
イ　支援本部の設置
ウ　災害対策本部の設置

(2) 復旧要員の確保及び応援協力体制

ア　全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
イ　グループ会社等関連会社による応援
ウ　工事請負会社の応援

(3) 防災教育及び防災訓練の実施

ア　災害対策マニュアルによる各社員の行動及び連絡方法を明確にし、情報伝達訓練及び緊急呼び出し訓練、安否確認訓練の実施により、防災業務の浸透を図る。
イ　中央防災会議及び市、県が実施する防災訓練に積極的に参加し、又はこれに協力する。
ウ　防災関係者等を講師とする講習及び研修の実施及び各種講習会へ参加する。

５　災害対策用資材等の確保

災害発生時の通信を確保し電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧資材等の主要拠点への配備充実を図る。

(1) 復旧資材等の調達

復旧に必要な資材は、電気通信事業者が保有する資材及び全国より資材等の調達を行う。

ア　各種ケーブル類、電柱等の復旧資材及び工事用機材
イ　電気通信設備の予備パッケージ等

(2) 復旧資材等の運搬方法

状況に応じ運搬方法を確保し、必要によりヘリコプター等を使用した輸送を行う。

(3) 災害対策用資材置場等の確保

災害時において必要により、災害対策用資材置場、臨時ヘリポート及び仮設用用地等を確保する。この確保が困難と思われる場合は、当該自治体に依頼して迅速な確保を図る。

6 防災広報活動

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。また、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

地震災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合、正確かつ速やかに広報活動を行うため関係部門との連絡体制や連絡ルートの整備を図り、基礎データ等を事前に準備しておく。

(1) 防災広報活動

ア 広報車での呼びかけ

イ テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じての広報

ウ インターネットを通じての周知

(2) 広報項目

ア 被害状況

イ 復旧見込み

ウ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置場所の周知

エ 災害用伝言サービス提供に関する事項

オ 災害時の不要不急な通信は控えることの周知

7 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合、電気通信事業者は防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。

第16節　電力供給事業者の地震対策

≪担　当≫　電力供給事業者

1　計画の方針

電力供給機関は、災害時における電力供給ラインを確保し、人心の安定を図るため、電力施設の防護対策に努める。

2　計画の体系

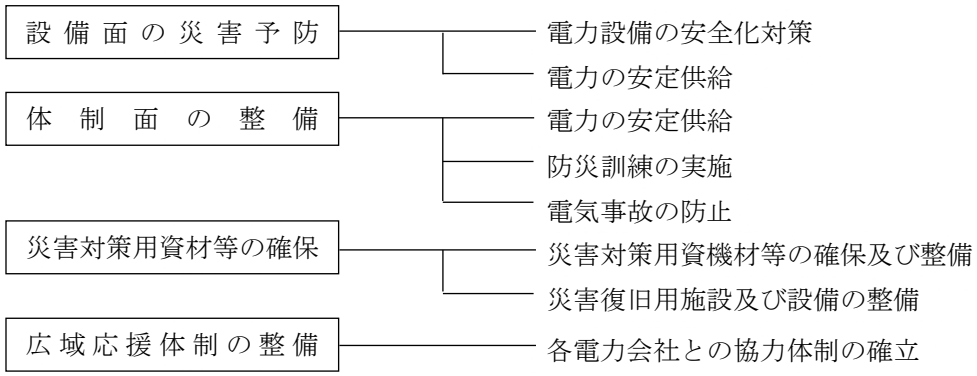

3　設備面の災害予防

(1) 電力設備の安全化対策

電力設備は、次の耐震設計基準に基づき設置されており、設備ごとに十分な分析を行うとともに、従来の経験を生かして万全の予防措置を講ずる。

施設名	耐震設計基準
水力設備	発電用水力設備の技術基準及びダム設計基準に基づき耐震設計を行う。
送電設備	電気設備に関する技術基準に基づき耐震設計を行う。
変電設備	変電所等における電気設備の耐震対策指針に基づき耐震設計を行う。
配電設備	電気設備に関する技術基準に基づき耐震設計を行うとともに、電柱については高強度コンクリート柱の使用や、軟弱地盤箇所については支持物の補強を行う。
通信設備	電気設備に関する技術基準及び電力保安通信規程に基づき耐震設計を行う。

なお、各設備の建物については、建築基準法に基づき耐震設計を行う。

(2) 電力の安定供給

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となり運用している。

また、電力各社間も送電線で接続されており、緊急時には各社より供給力の応援を行うことになっている。

東北電力系統は、常時隣接する北海道電力、東京電力の系統と連係して運用しており、新潟系統も基幹送電線により東北全系統と連係し、県内の水力、火力発電所と電力消費地を結んでいる。

このため、重要な送・配電線は２回線化やループ化するなど信頼度の高い構成とするとともに、これらを制御する通信系統も２重化を行う。

さらに、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全を図る。なお、事前伐採等の実施にあたっては、市町村との協力に努める。

4　体制面の整備

(1) 電力の安定供給

新潟系統給電指令所、各電力センターにおいて24時間の監視体制を行っており、非常時においては、できるだけ停電を防ぐよう送・配電設備の切り替え操作を行う。

(2) 防災訓練の実施

震災等を意識し、従業員に対して防災意識の高揚を図るとともに、災害対策を円滑に推進するため年１回以上防災訓練を実施する。また、市が実施する防災訓練には積極的に参加する。

(3) 電気事故の防止

電気工作物を常に法令で定める「技術基準」及び、社内の「保安規程」に適合するよう確保するとともに、災害を意識し定期的に巡視点検を行う。

5　災害対策用資機材等の確保

(1) 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害時に備え、平常時から災害対策用資機材等の確保及び整備点検を行う。

また、車両、ヘリコプター等による輸送計画を樹立しておくとともに、輸送力確保に努める。

大規模な災害発生の恐れがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

(2) 災害復旧用施設及び設備の整備

災害復旧を円滑に行うため、必要な移動用設備等を整備しておくとともに、応急体制の受入れ及び資材集荷、受渡し等の復旧活動に備えた前進基地を選定しておく。

6　防災時広報活動

電力供給機関は常日頃から、停電による社会不安の除去、公衆感電事故、電気火災等の二次災害防止に向けた広報活動に努める。

停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

7　応援協力体制の整備

各電力会社との電力融通、災害対策用資機材及び復旧応援体制を整備しておく。

また、関連工事会社については「非常災害復旧に関する協定」に基づき応援協力体制を整備しておく。

第17節　ガス事業者等の地震対策

≪担　当≫　ガス事業者

1　計画の方針

(1) 基本方針

ア　ＬＰガス充てん事業者及びＬＰガス販売事業者（以下「ガス事業者」という。）は、次の対策を行う。

(ｱ) ＬＰガス充てん所（以下「ガス供給設備」という。）の耐震性の向上を図る。

(ｲ) 消費者に対して、地震発生時に取るべき安全措置を広報等により周知する。

(ｳ) 二次災害防止措置及び早急な復旧体制を整備する。

イ　ガス事業者は、指定避難所、公共施設等への災害時における緊急供給体制を整備する。

ウ　住民等は、地震発生時の安全措置方法を理解するとともに、自宅等のガス設備の耐震性向上に努める。

エ　市は、次の対策を行う。

(ｱ) 公共施設等でガスが使用できなくなった場合の代替措置を確保する。

(ｲ) 地震発生時の安全措置等について、ガス事業者と連携して普及・啓発を図る。

オ　県は、地震発生時の安全措置等について、ガス事業者と連携して普及・啓発を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

市、ガス事業者は、福祉関係者に対しガス設備に関する知識の普及を図る。

(3) 積雪期の対応

住民等は、ガスメーター・配管及びＬＰガス容器周辺の除雪に努める。

また、ガス事業者は、ガスメーター及びＬＰガス容器の設置場所、配管の施工方法について配慮する。

2　ガス事業者の役割

(1) 地震による被害を最小限にとどめるとともに、ガスによる二次災害を防止するために万全の措置を講ずる。

ア　ガス供給設備及び消費先ガス設備の被害を最小限にとどめる措置

(ｱ) ガス供給設備の耐震性向上を計画的に進める。

(ｲ) 消費者に対して消費先ガス設備等の耐震性強化について周知等により助言を行う。

イ　二次災害防止のための措置

(ｱ) 消費者に対して地震発生時に取るべき安全措置をあらかじめ周知する。

(ｲ) 緊急措置、点検を速やかに実施できる体制を整備する。

(ｳ) ガス事業者は、地震による土砂崩れ等により流出・埋没した容器の回収に必要な体制を整備する。

(ｴ) 地震時に速やかに緊急措置を行う遮断装置等を整備する。

(2) 複数の通信手段の確保に努める等、被害状況を、市、県へ連絡する体制を整備する。

(3) 速やかにガス供給設備及び消費先ガス設備を復旧するため、平常時から災害対策用資機材を備え、停電対策の整備に努めるとともに、応援協力体制を整備する。

(4) 積雪期における地震発生時の事故発生防止と緊急点検・安全確認点検のため、ガスメーター及びＬＰガス容器の設置場所に配慮するとともに、消費者に対してガスメーター及びＬＰガス容器周辺の除雪について協力を求める。

(5) ＬＰガス事業者は、ガス供給停止区域にある指定避難所、公共施設等への緊急供給のための応援協力体制を整備する。

3　住民等の役割

(1) 所有するガス設備について、ガス事業者の助言を得て、地震対策を行う。

(2) 地震発生時にとるべき安全措置の重要性とマイコンメーター、感震装置等の災害時に作動する安全機器について、ガス事業者からの周知等を通じてあらかじめ理解しておく。

(3) ガス供給停止に備え、カセットコンロ、ボンベ等の簡易調理器具を家庭で準備する。

(4) 積雪期における地震発生時に事故発生防止と緊急点検・安全確認点検のため、ガスメーターやＬＰガス容器周辺の除雪を行う。

4　市の役割

(1) 公共施設等でガス設備に被害が出た場合、ガス事業者と協力して速やかに復旧できる体制を整備する。

(2) 一般家庭・事業所に対して、地震発生時に取るべき安全措置の重要性や、マイコンメーター・感震装置など災害時に作動する安全機器等について、普及・啓発を図る。
　また、要配慮者と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員・児童委員等の福祉関係者に対して、地震時の安全措置等の重要性について、ガス事業者と連携して普及・啓発を図る。

(3) 防災訓練に際して、必要に応じて、住民等とともに避難所のガス器具等の使用訓練を行う。

5　県の役割

ガス事業者に対して、次の事項について指導する。

(1) ＬＰガス充てん所の法定耐震基準の維持・向上

(2) 被害の生じたＬＰガス充てん所及び消費先ガス設備の早急な復旧に必要な体制の整備

(3) 一般家庭・事業所における地震発生時の安全措置等の重要性とマイコンメーター、感震装置等の災害時に作動する安全機器について、ガス事業者と連携した普及・啓発

6　防災関係機関の役割

(1) 新潟県ガス協会

ア　研修会・講習会を開催することにより、ガス事業者に対して地震対策や地震発生時の安全措置等の習得・充実を図る。

イ　連絡網の作成、復旧作業の応援隊の登録等により、復旧体制及び緊急応援体制を整備する。

ウ　地震発生時にとるべき安全措置や二次災害防止措置等について、広報等により、消費者に対して普及・啓発を図る。

(2)　(一社)新潟県ＬＰガス協会

ア　研修会・講習会を開催することにより、ＬＰガス事業者に対して地震対策や地震発生時の安全措置等の習得・充実を図る。

イ　連絡網の作成、復旧作業の応援隊の登録等により、復旧体制及び緊急応援体制を整備する。

ウ　ガス器具等を備蓄するとともに、指定避難所、公共施設等へのＬＰガス緊急供給体制を整備する。

エ　地震発生時にとるべき安全措置や二次災害防止措置等について、広報等により、消費者に対して普及・啓発を図る。

第18節　上水道の地震対策

≪本庁等≫　上下水道課
≪支　所≫　地域振興課、農林建設課

1　計画の方針

(1) 基本方針

給水機能の停止は、住民等の日常生活や社会経済活動に深刻な影響を与え、避難や救助活動を実施する上での大きな支障となることから、大規模な地震の発生に伴う水道の断減水を最小限に抑えるため、また、緊急時における飲料水及び生活用水を確保するための必要な措置を講ずる。

(2) 各主体の責務

ア　水道事業者の責務

災害時における水道の断減水を最小限に抑えるため、水道施設の耐震性を強化する。また、水道施設被災後の給水機能の回復を早期に達成できる体制を整備する。

イ　市の責務

市は、水道事業者と連絡をとり、被災状況等の情報を一元化し、市域にわたる総合的な応急体制を確立する。

また、緊急時における飲料水等の確保対策に努める。

ウ　県の責務

水道事業者及び市による緊急時における飲料水等の確保対策が促進されるよう支援体制の充実及び強化を図る。

エ　住民等の責務

おおむね３日間に必要な飲料水は、自ら備蓄することに努める。

(3) 中山間地での配慮等

ア　水道事業者は、地盤条件や周辺の地形条件によっては、大規模な地震の発生による地盤沈下や周辺地盤の崩壊に伴い、水道施設の倒壊・流出の恐れがあることから、水道施設の設置（又は建設）にあたっては、その位置や耐震構造の選定に配慮する。

イ　市は、孤立地域の発生が懸念されるため、当該地域に対する応急対策を確立する。

ウ　ダム等の停滞水域について、土砂崩れ等の影響によって極度に濁度が上昇する恐れがあるため、浄水機能の低下防止対策を検討する。

エ　水道事業者は、集中型の水道システムが長期間にわたり復旧不能な事態に陥ることに備えて予備水源の確保に努める。

オ　市及び県は、地域全体の大規模な復旧・復興が必要である場合、他のライフライン部局等と調整、連携し、効率的な復旧、復興を図る。

(4) 積雪期の対応

市は、積雪期は復旧作業が困難であることに留意し、復旧するまでの間の避難住民等に対する給水対策を確立する。

2　計画の体系

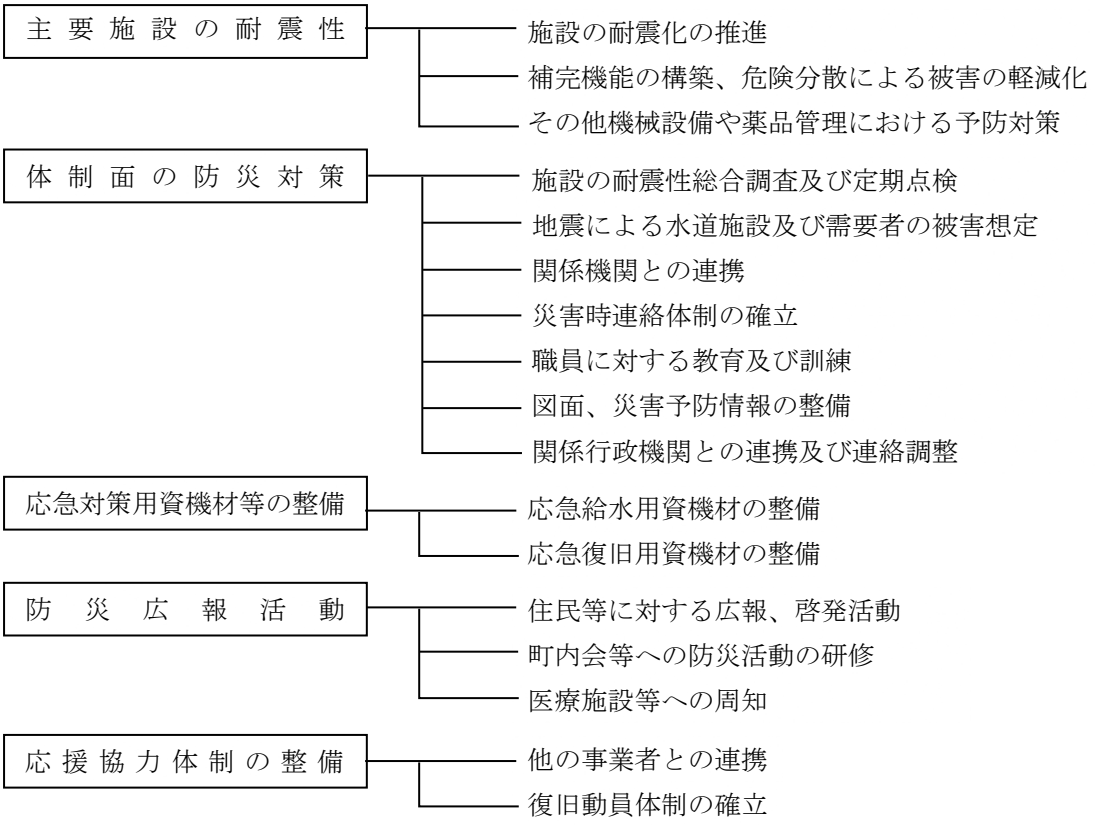

3　水道事業者の役割

耐震化計画を策定し、施設及び体制面の耐震化対策を推進するとともに長寿命化計画を作成・実施等によりその適切な維持管理に努める。

また、市が行う緊急時の飲料水等の確保対策に応じて、飲料水等の確保に努める。

(1) 施設の耐震化

ア　水道施設の耐震化の推進

耐震化計画の策定にあたっては、老朽施設の補強、老朽管の更新等を優先し、水道システム全体としてのバランスを考慮した上で、次の事項の耐震化を推進するものとする。

(ｱ) 取水施設、浄水施設、配水施設等の耐震化

(ｲ) 避難所、給水拠点を中心とした耐震貯水槽等の貯水施設の整備及び配水池での緊急遮断弁の設置

(ｳ) 管路には耐震性の高い管種、伸縮可とう継手等の耐震継手及び耐震工法の採用

(ｴ) 老朽管路の計画的な更新及び基幹配水管、病院、指定避難所等への配水管の優先的な耐震化

(ｵ) 浄水場の供給予備能力の確保、配水池容量の増加（12時間貯水容量確保）等、予備能力の確保

(ｶ) 各施設の運転状況、被害状況を迅速に把握できるテレメーターシステムの整備

イ　補完機能の構築、危険分散による被害の軽減化

施設の複数配置やバイパスルートの確保により、補完機能を構築強化し、危険分散を図る。配水区域のブロック化により被害区域の限定化、被害の軽減化を図る。

(ｱ) 複数の水源の確保及び浄水場、配水池等の重要施設の複数配置による、危険分散の強化

(ｲ) 非常用電源の整備

(ｳ) 緊急時、代替水源（井戸水等の利用）の確保

(ｴ) 配水区域のブロック化、配水管のループ化による被害区域の限定化

ウ　その他機械設備や薬品管理における予防対策

(ｱ) 機械、電気及び計装設備の震動による滑動、転倒の防止
(ｲ) 薬品類の震動による破損防止対策、混薬を防止するための分離保管

(2) 体制面の耐震化対策

平常時から施設の耐震性調査、被害想定等を行い、これらに基づき緊急時の対応対策マニュアルを策定する。また、応急復旧用の水道施設図面の整備を図るとともに、職員に対する教育、訓練に努めるものとする。

ア　水道施設の耐震性総合調査及び定期点検

現状の水道施設及び地盤等の耐震性の総合調査し、必要に応じ補強するとともに定期的な点検により機能維持を図る。

イ　地震による水道施設及び需要者の被害想定

(ｱ) 震災直後の被害状況を把握するため、関係機関の地震情報を収集する体制を確立する。
(ｲ) 地震の規模、地盤の状況等から水道施設の被害規模等を想定し、給水目標及び応急対策計画を策定する。

ウ　関係機関との連携

応急給水、応急復旧活動に必要な人員の確保対策について定め、市災害対策本部及び消防本部等、関係機関との連絡網を整備し、災害発生時に迅速に対応できる体制を整える。

エ　災害時連絡体制の確立

地震発生時の緊急措置及び復旧を、迅速、的確に実施するため「非常招集系統図」及び「災害対策事務分掌」を別に定めるとともに、応急給水、応急復旧等のマニュアル、手順書を策定し、適切な応急対策に努める。

復旧動員にあたっては、十日町市管工事業協同組合及び協力水道工事店（以下「管工事業協同組合等」という。）を含んだ体制を確立する。

電話、無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制の確立に努める。

オ　職員に対する教育及び訓練

(ｱ) 計画的な研修会、講習会を開催することにより、震災時における判断力の養成、防災上必要な知識及び耐震性継手を有する管の施工技術の向上、人材の育成に努める。
(ｲ) 緊急時に迅速かつ的確な対応が図られるよう、平常時において総合訓練、各種訓練（参集訓練、情報伝達訓練、施設点検訓練、応急給水訓練、応急復旧訓練等）を行う。

カ　図面、災害予防情報の整備

(ｱ) 拠点給水地、避難所、想定避難者数、貯水設備等の情報を盛り込んだ応急復旧用地図（住宅地図、配管図、構造図等）を作成し、迅速に必要な図面を現場で使用できる体制の整備に努める。
(ｲ) パソコン等ＯＡ機器のバックアップシステムを構築し、補完機能を強化する。

キ　関係行政機関との連携及び連絡調整

(ｱ) 耐震性貯水槽の整備にあたっては、消防等の関係機関と連携を図り、連絡調整を行う。
(ｲ) 応急給水、応急対策用車両の緊急通行車両への指定、確認について警察署との調整を図っておく。

(3) 応急対策用資機材等の整備

ア　応急給水用資機材の整備

地震災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の確保ができるよう、給水車（ポンプ付給水車を含む。）、給水タンク、浄水機、ポリタンク等の応急給水用資機材の計画的整備に努める

ものとする。

イ　応急復旧用資機材の整備

管工事業協同組合等を含め、計画的に次の事項に配慮し、応急復旧用資機材の整備に努めるものとする。

(ｱ) 削岩機、掘削機、排水ポンプ、発電機、漏水探知器等の応急復旧用機械器具の整備

(ｲ) 配水管、継手等の応急復旧用資機材の備蓄

(ｳ) 広域ブロック圏別での整備、備蓄の推進

(ｴ) 資機材の製造及び取扱業者等との事前協定による、復旧用資機材等の緊急調達計画の策定

(ｵ) 作業員の安全装備等の常備

(4) 施設の長寿命化

水道事業者は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

4　県の役割

(1) 水道事業者、市からの情報収集、助言等

水道施設の災害予防対策に関する国の施策及び他の自治体等が取り組んでいる有用な情報の収集に努め、水道事業者及び市に対し助言等を行う。

(2) 災害対策用資機材の備蓄状況の把握

水道事業における応急給水用、応急復旧用資機材の備蓄状況を把握し、関係機関において情報を共有する。

(3) 関係機関との防災体制の構築

市からの応援要請に対応できるよう平常時から（公社）日本水道協会新潟県支部等の関係機関と災害予防対策に関する情報等について共有化を図り、災害時における応援活動が円滑に進む体制づくりに努める。

(4) 連絡体制の確立

関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。

また、震災時に通信不能とならないように通信手段の多様化を図る。

5　水道事業者・市の役割

(1) 飲料水等の確保

飲料水等の確保対策として、緊急用井戸等の把握に努める。

(2) 連絡体制の確立

関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。

また、震災により通信不能とならないように、通信手段の多様化を図る。

(3) 防災広報活動

災害時の活動を円滑にするため、自主防災組織、地域自治組織、住民等に対し、平常時から防災体制、飲料水等の確保などについて広報し、防災意識の啓発に努める。

ア　住民等に対する広報、啓発活動

住民等に対し、防災体制、飲料水の確保（最低限度３日分、１人１日３ℓ程度を目安)、衛生対策等の留意事項について、広報紙等により広報し、防災意識の啓発に努める。

イ　自主防災組織、地域自治組織等への防災活動の研修

自主防災組織、地域自治組織等に対し応急給水計画を周知し、共同訓練等により防災活動の研修を充実させ、緊急時における支援体制の確立に努める。

ウ　医療施設等への周知

医療施設、福祉施設等に対し、震災直後における飲料水の備蓄（受水槽での必要容量の確保）及び受水槽等の耐震性の向上について、広報、指導に努める。

６　防災関係機関の役割

(1) （公社）日本水道協会新潟県支部

災害時における県及び水道事業者からの応援要請に対する積極的な協力・応援体制を整備、強化することに努める。

(2) 新潟県水道協会

簡易水道事業者間の応援活動等に対する支援体制を整備することに努める。

(3) 復旧動員体制の確立

震災時の緊急措置、復旧作業に必要な人員、資機材等を確保するために管工事業協同組合等と非常時の連絡、動員体制についてあらかじめ協議を行う。

第19節　下水道等の地震対策

≪本庁等≫　上下水道課
≪支　所≫　地域振興課、農林建設課

1　計画の方針

(1) 基本方針

市は、下水道施設の耐震性強化とともに、資機材及び関係機関との協力体制の整備を図り、地震による被害を最小限に抑える。

また、下水道・農業集落排水施設は、ライフライン施設として住民等の生活基盤の一翼を担うものであるが、被災時には多くの場合に補修・復旧が困難であり、住民等に与える影響が大きい。

従って、下水道施設管理者は、地震時の被害を最小限にとどめ、下水の排除と安定した処理を速やかに確保すべく、平常時において、災害予防の向上のために施設等の耐震強化による災害予防の推進と災害対策資材の確保や他機関との連絡・協議等の推進を図るものとする。

また、住民等にも日頃より携帯トイレの備蓄等対策に努めるよう広報、指導する。

(2) 各主体の責務

ア　住民等は、地震により、下水道等（下水道、農業集落排水、漁業集落排水、林業集落排水等）の処理場、ポンプ場、管渠が被害を受け、下水処理機能及び下水流下機能が停止又は機能低下した場合は、下水道等管理者から下水道等の使用の自粛を求められることを日ごろから認識しておく。

下水道等施設の被災時においては、下水道等に流入する水の量を少なくするため、トイレ使用、入浴等をできるかぎり自粛する。

地震発生から、３日間（推奨１週間）に必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

イ　市は、あらかじめ地震災害から住民等を守るために、自ら管理する処理場、ポンプ場等の施設の運転管理マニュアルを作成しておく。

下水道等施設が被災を受けた場合は、早期に使用再開計画の目途をたて、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を住民等に広報できるように準備しておく。

被災箇所にバリケード等を設置し、住民等が進入し事故が発生しないように努める。

携帯トイレ・簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設用資材等災害時に必要な資材を備蓄又は災害時に確保できるようにする。また、施設台帳の整理、防災訓練の実施、応急対策マニュアル作成等により災害に備えるように努める。

新設及び既存の施設に対して耐震対策を講ずるように努める。

ウ　県は、大災害を想定した市の支援体制を整備する。

被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設用資材等災害時に必要な資材を備蓄又は災害時に確保できるようにする。

エ　下水道等施設復旧は、おおむね次の計画を目安にする。

地震後～３日目程度	・住民への情報提供、使用制限の広報 ・処理場、ポンプ場、管渠等の緊急点検、緊急調査、緊急措置
地震後３日目程度～１週間程度	・応急調査着手、応急計画策定 ・施設応急対策実施
地震後１週間程度～１ヶ月程度	・本復旧調査着手 ・応急復旧着手・完了
地震後１ヶ月～	・本復旧調査完了、本復旧計画策定 ・災害査定実施、本復旧着手

オ　市及び県は、被災施設の復旧計画を立て、施設の機能回復及び復旧の早期達成を目指す。
　　市及び県は、新設及び既存の施設に対して耐震対策を講ずるように努める。

カ　下水道等管理者は、老朽化した下水道等施設について、ストックマネジメント計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(3) 要配慮者に対する配慮

ア　市は、指定避難所に要配慮者用のトイレを設置するように努める。また、被災後に要配慮者用のトイレが使用できない可能性も考慮し、仮設トイレの提供についても準備する。

イ　市は、被災箇所にバリケード等を設置し、要配慮者が進入し、被災を受けないように配慮するように努める。

(4) 積雪期の対応

ア　市は、輸送の困難を考慮し、仮設トイレ等を可能な限り各地区の指定避難所に事前配備するように努める。

イ　市は、下水道等施設の設置状況を把握し、道路除雪対応の把握など必要な対応がとれるように準備しておく。

２　計画の体系

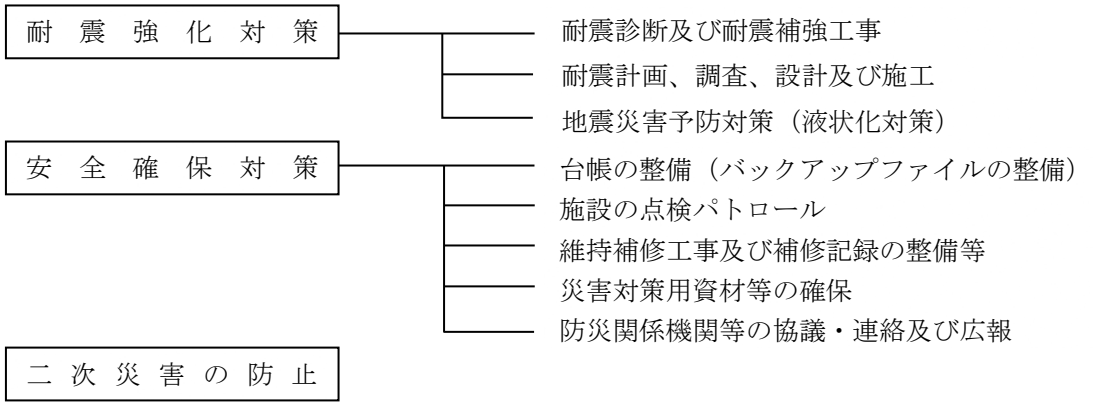

３　市の役割

(1) 緊急体制の整備

ア　市は、県、関係自治体、関係事業者団体等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備を行うものとする。

イ　市は、応急対策マニュアルを作成する。

(2) 災害時における下水道等の使用に関する住民等への普及啓発

ア　住民等における携帯トイレ等備蓄の重要性及び災害時の下水道等使用について、普及啓発を図る

ように努める。

イ　マンホールトイレの整備に努めるとともに、災害時の活用について普及啓発を図るように努める。

(3) 下水道施設の管理

ア　下水道等施設を早期に点検し、被災箇所の特定及び必要な応急処置を実施する。

イ　県と協力して、早期に機能回復できるように努める。

ウ　下水道等施設の被災に関する情報を関係自治体、関係機関、県民等に周知するように努める。

エ　仮設用資材等災害時に必要な資材の備蓄又は調達できるように努める。

(4) 耐震診断及び耐震補強工事

地震発生時の下水道施設の被害を低減又は防止するため、下水道施設管理者は、施設の耐震性を把握し、弱点箇所について年次計画をたて、耐震性診断及び対策工法の検討を行うとともに、必要に応じて耐震補強工事を行うものとする。

(5) 耐震計画、調査、設計及び施工

下水道施設管理者は、下水道施設の建設計画時点から、次の事項について耐震対策を検討するものとする。

ア　計画

(ｱ) 重要幹線管渠や下水処理場内の水路等の複数系列化

重要幹線管渠や下水処理場の重要な水路及び配管、あるいは汚泥圧送管等が破裂すると、システム全体の機能が長期にわたり停止することになる。これを避けるため、重要幹線の二条化や処理場内の重要な水路等の複数系統化について検討する。

(ｲ) 下水道施設のネットワーク化

下水道施設が損傷した場合にその機能を代替できるよう、管渠、ポンプ場、下水処理場のネットワーク化について検討する。

イ　設計

(ｱ) 管路は、地盤状況に応じて埋戻土の液状化対策を実施するとともに可とう性継手を採用する。

(ｲ) 処理場・ポンプ場における構造物及び配管の継手部は、可とう性、伸縮性および止水性を有する継手を採用する。

(6) 地震災害予防対策（液状化対策）

地震による下水道施設の被害の要因として、地震の特性及び地形等が重要な要素を占めており、なかでも新潟県中越地震等にみられるように地盤の液状化による施設被害が大きいものと予測される。

従って、液状化対策（地盤改良による地盤の強固化等）を重点的に講ずることが必要である。

(7) 安全確保対策

ア　台帳の整備

下水道台帳（調書、一般図、施設平面図）は、被災時の調査及び復旧の作業を円滑に行う上で重要な資料である。そのため、下水道施設管理者は資料の収納及びデータ管理を行う施設について、耐震化を進めるとともに、遠隔地に複数管理（バックアップ）して、資料の安全性の向上を図るものとする。

イ　施設の点検パトロール

下水道施設管理者は、下水道施設の点検パトロールにおいて、地震災害に対し敏速かつ適切な措置が行えるように、その施設の機能状況の把握に努めるものとする。

ウ　維持補修工事及び補修記録の整備等

下水道施設管理者は、異常箇所の補修及び施設改良の記録が、地震災害時に有効に活用できるよう、整備しておくものとする。

エ　災害対策用資材等の確保

下水道施設管理者は、地震災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、(一社) 新潟県建設業協会十日町支部等と協力し、災害対策用資材等の整備を図るものとする。

災害対策用資材等は、想定される被害の内容を考慮して、平常時から計画的に確保しておくことが重要である。特に、独自で確保できない資材については、(一社) 新潟県建設業協会十日町支部、十日町市管工事業協同組合及び十日町市排水設備組合と協力協定を締結するとともに、他の下水道施設管理者・下水道事業団等の協力を得ておくものとする。

オ　防災関係機関等との協議・連絡及び広報

下水道施設管理者は、下水道施設の調査及び復旧において、防災関係機関との協議や情報交換を行う必要がある。

このため、防災関係機関及び(一社) 新潟県建設業協会十日町支部等に対しては、可能な限り事前協議を行い、情報交換や連絡・協力体制についての取り決めを行うものとする。

また、調査、復旧を円滑に実施するため、処理場周辺の住民等との情報交換及び広報が必要となる場合があり、その広報等について検討するものとする。

(8) 二次災害の防止

下水道施設管理者は、地震による被災時において、下水道各施設の損傷の拡大及び機能の低下を最小限にくい止めるものとする。また、これらの被害に伴う災害、例えばポンプ場及び処理場内での各種薬品類、重油及びガス等の燃料の漏えい、その他の二次災害が生じないように整備を図るものとする。

4　県の役割

(1) 緊急体制の整備

ア　関係事業者団体等との応援協定等による緊急体制の整備

イ　市との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

ウ　他県等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

エ　流域下水道の応急対策マニュアルの作成

(2) 市に対する支援体制の整備

ア　市に対し、大災害を想定した県内市町村の支援体制を整備するように努める。

イ　市の応急対策マニュアルの作成支援を行う体制を整備するように努める。

ウ　災害査定における技術的、知識的アドバイス等支援を行う体制を整備するよう努める。

(3) 災害時における下水道使用に関する住民等への普及啓発

一般家庭、事業所等における携帯トイレ等備蓄の重要性及び災害時の下水道使用について、普及啓発を図るよう努める。

５　住民等の役割

(1) 地域、住民等の役割

ア　各家庭において、地震発生から３日間（推奨１週間）に必要な携帯トイレ・簡易トイレの備蓄に努める。

イ　災害時には、下水道等施設に流入させる水の量を少なくするように努める。

ウ　住民等は、地域の避難所における携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ施設等の管理・配付等を共同で行うなど、日ごろから共同で災害対応ができる間柄の形成に努める。

エ　下水道等施設の復旧に協力するように努める。

(2) 事業所、学校等の役割

ア　事業所、学校等において、地震発生から３日間（推奨１週間）に必要な携帯トイレの備蓄に努める。

イ　災害時には、下水道等施設に流入する水の量を少なくするように努める。

ウ　下水道等施設の復旧に協力するように努める。

６　防災関係機関の役割

(1) （公財）新潟県下水道公社

ア　県の指示により、仮設用資材等災害時に必要な資材の備蓄又は調達できるように努める。

イ　県と協力し、その他災害時に必要な処置を講ずるように努める。

(2) 地方共同法人日本下水道事業団

ア　市、県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。

イ　緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市、県と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。

ウ　調査・復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制を整備するように努める。

(3) （一社）地域資源循環技術センター

ア　市、県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。

イ　緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市、県と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。

ウ　調査・復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制を整備するように努める。

(4) （公社）日本下水道管路管理業協会

ア　市、県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。

イ　緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市、県と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。

ウ　必要な機材の調達等、災害時の対応に協力するように努める。

(5) （一社）新潟県下水道管路維持改築協会

ア　市、県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。

イ　緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市、県と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。

ウ　必要な機材の調達等、災害時の対応に協力するように努める。

第20節　危険物等施設の地震対策

≪本庁等≫　防災安全課、消防本部
≪支　所≫　地域振興課

1　計画方針

(1) 基本方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質（石綿含む）等の危険物品及び放射性物質（放射線発生装置を含む。以下同じ。）（以下「危険物等」という。）の取扱いについて安全対策を講じるとともに、地震による災害の未然防止を図るため、事業者、消防及び県は、必要な対策を講じる。

(2) 各主体の責務

ア　事業者は、適切な保安体制を維持し、法令に定める保安措置を講ずるとともに、施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底等により、地震による災害発生の未然防止を図る。

イ　市・県・消防本部は、危険物等を取り扱う事業者に対して、法令の基準を遵守するよう指導の強化を図るとともに、施設の耐震性の強化を指導する。

(3) 積雪期の対応

事業者は、地震動に起因する落雪、雪崩及び降雪、融雪による危険物等施設の損傷を防止する措置を講ずる。市及び事業者は、除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保する。

2　計画の体系

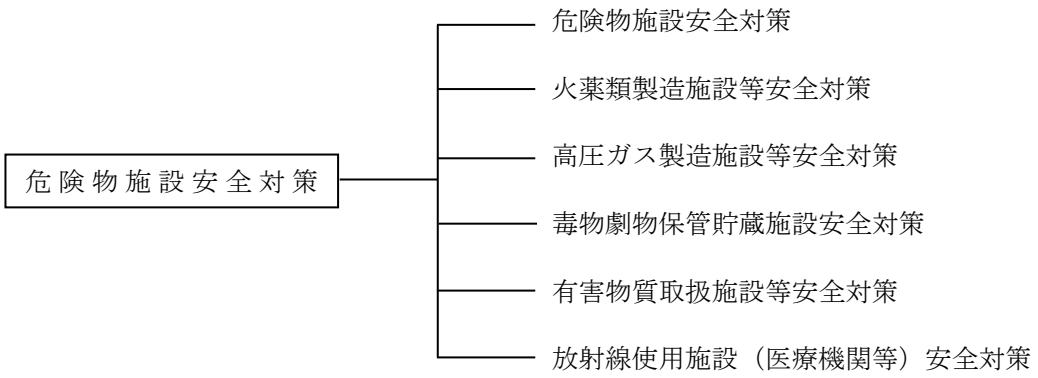

3　事業者の役割

(1) 共通事項

ア　災害発生時の消防、警察等の関係機関及び関係事業所との連絡体制の確保を図る。

イ　従業者等に対し保安教育を実施して、保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。

ウ　初期消火訓練等を定期的に実施するとともに、初動におけるヒューマンエラー防止のための訓練の徹底を図る。

(2) 危険物施設

ア　消防法の規定に基づく耐震性の確保に努めるとともに、石油貯蔵タンク等については、同法の規定に基づき、早期の耐震改修に努める。

イ　危険物保安監督者や危険物施設保安員の選任、危険物の取扱いについての技術上の基準の遵守、予防規程の作成等安全管理体制を確立する。

ウ　自衛消防組織等の活動要領を定める等自主的な災害防止体制を確立するとともに、化学消火薬剤等の必要な防護資機材の備蓄に努める。

エ　危険物取扱者等の人材及び防護資機材等について、近隣及び関連事業所等と相互に応援が図られるよう対応要領を定める等体制整備に努める。

(3) 火薬類製造施設等

ア　火薬類取締法の基準を遵守することにより災害を未然に防止し、公共の安全を確保する。

イ　火薬類製造事業者は、製造実態を考慮し危害予防規程の制定及び改定を行うとともに、製造施設の適正な安全対策を実施する。

ウ　火薬類取扱事業者は、保安教育計画に災害対応についても定めるとともに、火薬類の適正な管理を実施する。

(4) 高圧ガス製造施設等

ア　高圧ガス保安法の耐震設計基準に基づき適正に維持するとともに、耐震設計基準適用前の設備についても必要に応じて補強等を行う。

イ　高圧ガス保安法の規定に適合した状態に維持するとともに、保安係員や業務主任者等の選任、高圧ガスの取扱い等の適正化や危害予防規程の作成等安全管理体制を確立する。

ウ　災害発生時の自衛消防組織の体制整備を行う。

(5) 毒物劇物保管貯蔵施設

ア　毒物及び劇物取締法の基準を遵守し、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずる。

イ　毒物又は劇物の取扱実態を考慮し、危害防止規程の制定及び改正を行うとともに適正な危害防止対策を実施する。

(6) 有害物質取扱施設等

ア　水質汚濁防止法、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の基準を遵守し、人の健康を保護するとともに、生活環境を保全する。

イ　災害発生時に、石綿飛散・ばく露防止に係る応急対応を迅速に実施するため、建築物等における石綿使用状況を把握しておく。

(7) 放射線使用施設等

ア　保安体制を強化し、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等に定める適正な障害防止のための予防措置の徹底により災害の未然防止を図る。

イ　放射性同位元素汚染の拡大防止のため、開口部や配管、配線の被害防止対策を講ずるとともに、線源収納部等の耐震性の確保並びに転倒、移動及び落下の防止措置を講ずる。

ウ　放射線測定機器等の非常用資機材を整備するとともに、立入禁止区域、使用禁止、停電時の対応措置等の行動マニュアル類を整備する。

エ　放射線施設の建物の耐震診断を実施するとともに、非常用資機材の作動点検を確実に実施する。

4　市の役割

(1) 危険物等施設の設置状況を把握する。

(2) 危険物等施設の安全対策

市は、県、消防本部、関係機関及び関係事業所と連携し、危険物施設管理者に対し、法令・安全規則の遵守等適正な施設の管理について、適切な指導・助言を行うよう努める。また、取扱者の保安教育及び訓練等を通じ、自衛消防組織の育成を図り、危険物、高圧ガス、毒物劇物等の爆発・漏えい、放射性同位元素による被ばく等による災害防止及び拡大防止を図るよう指導に努める。

(3) 学校や研究施設等における危険物等の安全対策

市は、県、消防本部、関係機関と連携し、学校や研究施設等における少量危険物・薬品等について、管理者に法令・安全規則の遵守等適正な管理について、指導・助言するものとする。また、施設・設備の耐震化及び免震化による危険物等の落下による被害の未然防止について、指導・助言するものとする。

(4) その他

火薬類製造施設等、高圧ガス製造施設等、毒物劇物補完貯蔵施設及び有害物質取扱施設等に関する規制事務において、県から権限委譲を受けた事項について指導・助言するものとする。

5　県の役割

(1) 危険物施設安全対策

ア　消防に対し、危険物施設の耐震性の強化を図るよう事業者へ指導するとともに、効果的で重点的な立入検査を実施して危険物施設の安全確保を図るよう要請する。

イ　危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会等を通じて危険物施設の自主保安体制の確立に関する指導及び啓発に努める。

(2) 火薬類製造施設等安全対策

ア　火薬類製造施設等に対し、保安検査及び立入検査を実施して火薬類取締法の基準に適合するよう指導するとともに、災害の未然防止と公共の安全確保を図る。

イ　消防と情報の共有化を図るとともに、事業者等に対し災害時の連絡体制整備の指導にあたる。

ウ　(一社)新潟県火薬類保安協会の協力を得て火薬類保安責任者講習会等を通じて保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。

(3) 高圧ガス製造施設等安全対策

ア　高圧ガス製造施設等に対し、高圧ガス保安法の耐震設計基準に基づき適正に維持するよう指導するとともに、高圧ガス保安法の耐震設計基準適用前の設備についても状況把握を行い、必要に応じ補強等を行うよう指導する。

イ　高圧ガス製造施設等に対し、保安検査及び立入検査を実施して高圧ガス保安法の規定に適合するよう指導するとともに、保安体制の確立を指導する。

ウ　高圧ガス容器の転倒防止措置の徹底及びガス放出防止弁の設置を指導する。

エ　（一社）新潟県高圧ガス保安協会、(一社)新潟県ＬＰガス協会、新潟県冷凍空調設備保安協会（以下「高圧ガス関係協会」という。）の協力のもとに、高圧ガス取扱事業所の保安係員、業務主任

者等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、高圧ガスの自主保安体制の確立を指導する。

オ　高圧ガス関係協会に対し、災害発生時に高圧ガス取扱事業所の要請により応援、協力できる体制を整備するよう指導する。

(4) 毒物劇物保管貯蔵施設安全対策

ア　毒物劇物営業者及び届出を要する業務上取扱者に対しては、毒物及び劇物取締法に基づく立入検査等を実施し、適正な取扱いについて指導するとともに、毒物劇物の貯蔵状況、危害防止規定等を調査し、対策、改善が必要な場合には整備、補強等を指示する。

イ　届出を要しない毒物劇物を大量に取扱う業務上取扱者に対しては、実態把握に努め、適正な取扱いについて指導するとともに、立入検査の実施、研修会の開催等指導の強化を図る。

(5) 有害物質取扱施設等安全対策

ア　有害物質取扱施設等に対し、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく立入検査を実施し、有害物質の大気への排出防止、公共用水域への流出防止及び地下への浸透の未然防止対策を指導する。

イ　届出を要しない事業場の実態把握に努め、これらの事業場に対し、有害物資の大気への排出防止、公共用水域への流出、地下への浸透等の未然防止対策並びに事故時及び緊急時の措置に関する体制整備を指導する。

6　防災関係機関の役割

(1) 消防

ア　所管する危険物施設を消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持させるため、立入検査を実施するとともに、関係者に対し、施設の耐震性の強化を指導する。

イ　危険物取扱事業所に対し、隣接する危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進して、効率の高い保安体制の確立を図るよう指導するとともに、具体的な災害想定のもとに実践的な防災訓練等の実施について指導する。

第21節　地震火災予防計画

≪本庁等≫　防災安全課、消防本部
≪支　所≫　地域振興課

1　計画の方針

地震及び防火に関する知識の普及に努めるとともに、地震発生時の火災の発生を防止するため、地域、学校、市、県、住民等は対震自動消火装置付火気器具を使用する等必要な対策を講ずる。

(1) 基本方針

ア　学校、住民等は、対震自動消火装置付火気器具を使用するなど、地震発生時及び商用電源復旧時の火災の発生を防止するとともに、消火器具等の設置に努め、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。

イ　市は、住民等の地震及び防火に関する知識の普及に努め、消防職員及び消防車両等の消防力設備の整備並びに消防団の充実強化を図る。また、県・消防機関と連携して、防火思想の普及促進を図るとともに、自主防災組織の育成強化を図る。

ウ　県は、市・消防機関と協力し、防火思想の普及促進を図るとともに、自主防災組織の育成強化を図る。

エ　市及び県は、木造建築物密集地域等において、災害により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な延焼防止、避難誘導体制の整備に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア　市は、要配慮者等と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員・児童委員等の福祉関係者や防火クラブ会員等に対し、火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかける。

イ　市は、避難行動要支援者が居住する住宅について、防火診断を重点的に実施し、住宅用火災警報器等の普及を図る。

(3) 積雪期の対応

市は、積雪期においては除雪等を的確に行い、消防は、必要な消防水利を確保するとともに、雪崩危険箇所や道路状況を把握するよう努める。

2　住民等の役割

(1) 住民の役割

ア　対震自動消火装置付火気器具の使用に努める。

イ　消防法で義務づけられた住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。

ウ　消火器、消火バケツ等の消火器具の設置に努める。

エ　台所など火を使う場所の不燃化に努める。

オ　カーテン、じゅうたん等は、防炎製品の使用に努める。

カ　灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理に努める。

キ　家具類の転倒・落下防止措置に努める。

ク　町内会や自治体等が実施する消防訓練等へ積極的に参加する。

(2) 地域の役割

自主防災組織等の地域は、消防訓練等を積極的に実施するなど、日ごろから火災防止意識の醸成に努める。

(3) 事業所等の役割

ア　防火管理者及び防災管理者の選任義務のある事業所等は、自衛消防の組織を設置するとともに、消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知を徹底し、実務講習等の教育及び実践的かつ定期的な訓練を実施する。

イ　救出・救護知識の普及及び必要な資機材の整備を行う。

ウ　厨房設備等の適切な使用、維持管理を徹底するとともに、火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止措置を講ずる。

エ　病院、社会福祉施設等要配慮者が多数所在・利用する施設及び物品販売店舗等不特定多数の者が利用する施設においては、その規模等により自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の適正な設置及び維持管理を行う。

3　市の役割

(1) 消防力の整備充実

消防職員及び消防車両等について、消防力の整備指針に対する充足率を満たすよう各種助成制度を活用し、その整備充実に努める。

(2) 消防水利の確保

同時多発火災及び大規模火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため、耐震性貯水槽の整備など地域の実情に即した多元的な水利の確保を図る。

(3) 消防団の充実強化

ア　住民等の消防団活動への理解を深め、協力を得るため、広報活動の更なる充実や消防団協力事業所表示制度の活用、消防団員を雇用する事業所と消防団との情報交換及び自主防災組織との連携を促進する。

イ　迅速、効率的な消防活動の実施のため、通信設備及び消防ポンプ自動車等を整備するなど機動力の強化を図る。

(4) 自主防災組織の育成強化

県と連携して、地域の自主防災組織の育成強化と防火防災教育を実施・支援することにより、火災の未然防止及び火災発生時の被害の軽減を図る。また、消防団との連携を促進する。

(5) 臨時ヘリポートの整備

災害時には専用場外離着陸場以外のヘリポート適地が必要となることから、小中学校のグラウンド、陸上競技場、野球場、駐車場等のうち、指定緊急避難場所と重ならない場所を臨時離着陸場としてあらかじめ指定する。

4　県の役割

(1) 防火思想の普及促進

住民等に対して、市・消防機関の協力を得ながら、広報活動により出火防止や消火・避難対策の普及促進を図るとともに、住宅用火災警報器等の設置を促進する。

(2) 自主防災組織の育成強化の支援

市と十分協議の上、地域の自主防災組織の育成強化や防火防災教育を支援することにより、火災の未然防止及び火災発生時の被害の軽減を図る。

(3) 消防設備士等の活用

消防設備士、防火管理者、防災管理者等の資質の向上を図り、事業所等における防火管理及び防災管理体制の整備を図る。

(4) 広域消防応援体制の整備

県内の消防応援体制に加え、近隣県との相互消防応援体制の整備を図る。

5　防災関係機関の役割

(1) 消防機関

ア　住民等に対して、全ての住宅において設置が義務づけられた住宅用火災警報器の設置及び維持管理の徹底を図る。

イ　住民等に対して、防火診断等を通じて火災予防に関する知識の普及を図るとともに、地域における消防訓練への参加を促進し、防災意識及び防災行動力の向上を図る。

ウ　不特定多数の者が利用する特定防火対象物や防災管理対象物に対し、重点的に予防査察を実施して、避難経路の確保や防火管理及び防災管理の徹底等を指導する。

エ　初期消火体制の確立及び地震災害の防止を図るため、防火管理者及び防災管理者の選任義務のある事業所等に対して消防計画に基づく各種訓練等を通じて指導を行う。

オ　消防水利の位置を明記した地図（水利マップ）を整備する。

カ　単独で対処不可能な災害の発生に備え、新潟県広域消防相互応援協定等に基づく訓練を実施する。

6　計画の体系

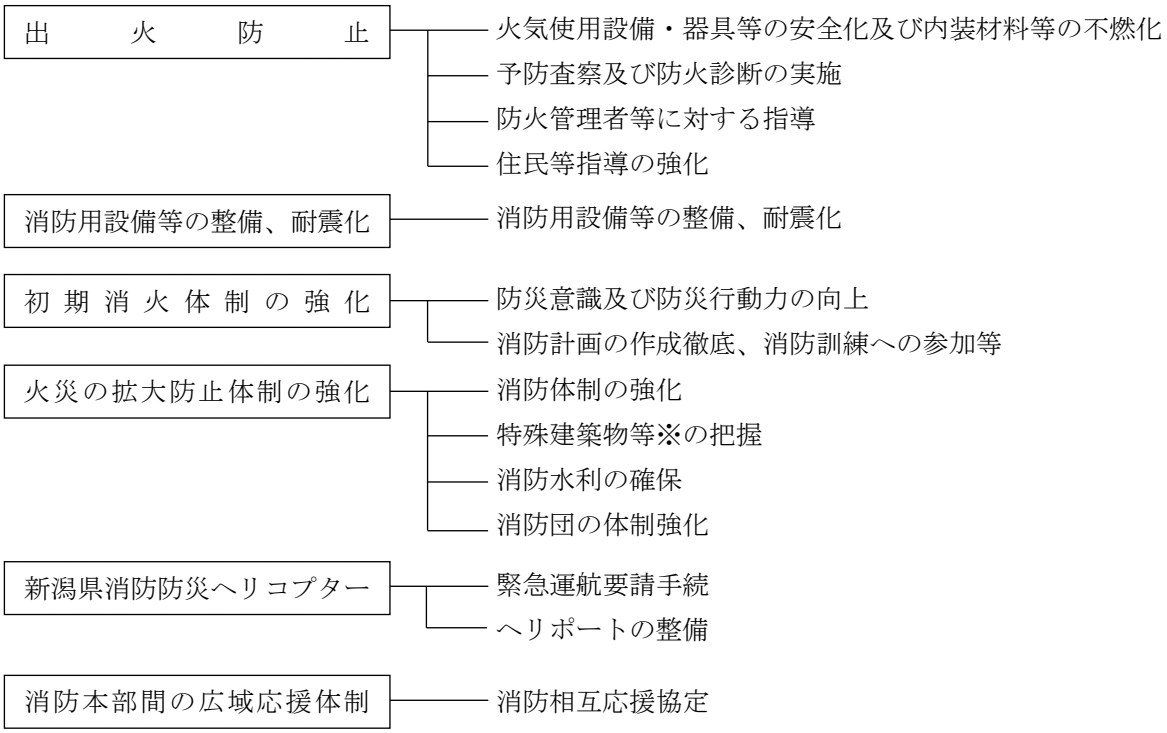

※特殊建築物等とは、木造建築物密集箇所、大量危険物、高圧ガス等災害発生に際し、拡大災害になる恐れのある箇所、あるいは高層建築物、大規模木造建築物等をいう。

7　出火防止対策

(1) 火気使用設備・器具等の安全化、内装材料等の不燃化

地震発生時は、火気使用設備・器具等から出火する危険性が極めて高い。このため、市及び消防本部は、火災の発生を予防するため、対震自動消火装置付火気器具の普及、火気使用設備器具周囲の保有距離の基準化等の各種安全対策を推進するとともに、建築物の内装材料、家具調度品、装飾物品等の不燃化を推進するよう指導するものとする。

(2) 予防査察及び防火診断の実施

消防本部は、地震が発生した場合、特に防災対策が必要な飲食店、スーパー等の防火対象物、工場、作業場等で多量の火気を使用する防火対象物及び構造上の特殊性により避難や消火活動に困難が予想される高層建築物等の防火対象物に対し、重点的に予防査察を実施するものとする。また、その他の事業所及び一般住宅等についても、防火診断等を通じて出火防止の指導を行うとともに、施設管理者等における地震時の出火防止対策を徹底するものとする。

(3) 防火管理者等に対する指導

消防本部は、防火管理者及び施設の管理者に対し、次の火災予防対策を講ずるよう指導するものとする。

ア　従業員に対する消防計画の周知徹底

イ　管理権原が分かれている建物における当該管理権限範囲の徹底

ウ　救出、救護知識の普及及び必要な資機材の整備

エ　防火管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育

オ　実践的かつ定期的な訓練の実施
カ　火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒落下防止措置
キ　病院、社会福祉施設等要配慮者が多数所在・利用する施設及び物品販売店舗等不特定多数の者が利用する施設においては、その規模等により自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の適正な設置及び維持管理

(4) 住民等指導の強化

市及び消防本部は、住民等の防火に関する知識、地震に対する備え等の普及のため、次の項目について啓発に努めるものとする。

ア　消火器、消火バケツ等消火器具の設置
イ　家具類の転倒、日用品等の落下防止措置の徹底
ウ　対震自動消火装置付火気器具の普及及び点検整備の推進
エ　住宅用火災警報器の設置・維持管理
オ　火を使う場所の不燃化
カ　カーテン、じゅうたん等防炎製品の使用
キ　灯油ホームタンク等の転倒、漏えい防止等の安全管理の徹底
ク　市や自主防災組織、地域自治組織等が実施する防災訓練等への参加

8　消防用設備等の整備、耐震化

消防本部は、施設の管理者に対し、地震時においても十分に消防用設備の機能が発揮され、発生した火災を初期のうちに消火することができるよう、耐震措置の実施について指導するものとする。

また、要配慮者や不特定多数の人を収容する病院、社会福祉施設、物品販売店舗等については、特にその規模等により自動火災報知設備、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等の適正な設置及び維持管理を行うよう指導するものとする。

9　初期消火体制の強化

消防本部は、初期消火体制の確立を図るため、住民等に対し次の対策を指導するものとする。

(1) 各種訓練、集会、防火関係の冊子等を通じて、住民等の防災意識並びに消火、避難及び通報等の防災行動力の向上を図る。

(2) 防火管理者を置く事業所に対して消防計画の作成を徹底し、それに基づく各種訓練等を通じて指導を行うとともに、その他の事業所に対しても地域における消防訓練への参加及び防火関係の冊子等の配付により、防災意識及び防災行動力の向上を図るものとする。

(3) 予防査察及び住宅防火診断を計画的に実施し、出火時の初期対応について指導する。

10　火災の拡大防止体制の強化

地震時には、同時多発火災の発生と延焼による火災の拡大が予想されることから、消防力の充実強化を図り、その被害の軽減に努めるものとする。

(1) 消防体制の強化

ア　常備消防組織の強化

消防本部は、大規模災害等への対応力を強化するため、隣接する消防機関との各種消防応援体制

の充実強化に努めるものとする。

イ　災害時における体制

消防関係機関は、災害時における要員の迅速な確保を図るため、あらかじめ職員の参集基準と参集方法を定めておくものとする。

ウ　消防力の整備充実

消防職員、消防車両等の消防力の整備指針及び消防水利の基準に対する充足率を満たすよう、各種助成制度を活用し、その整備充実に努めるものとする。

(2) 特殊建築物等の把握

市及び消防本部は、特殊建築物等、災害救護用物資の貯蔵施設等の重要建築物について、優先的に火災防御活動を行うため、それらの施設の所在を明記した地図等を整備保管し、迅速な火災防御活動に努めるものとする。

(3) 消防水利の確保

ア　市及び消防本部は、同時多発火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため、多元的な消防水利の確保が重要となることから、消火栓のみに頼ることなく地域の実情に即した次のような水利の確保を図り、災害に備えるものとする。特に積雪期には、他の時期に比較して消防水利の確保が困難な場合が多いので、住民等の協力を得ての消火栓の除雪や防火水槽吸水装置の整備等、積雪期における消防水利の確保対策を進めるものとする。

(ｱ) 河川、池の利用

(ｲ) 農業用水、消雪用井戸、流雪溝、プール

(ｳ) 消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽、防災用井戸の設置

上記の消防水利の位置について明記した地図（水利マップ）を整備保管し、迅速な消防活動に努めるものとする。

イ　地震時における消防水利として防火水槽、耐震性貯水槽が有効であることから、その整備促進を図るものとする。

(4) 消防団の体制強化

市及び消防本部は、消防団の体制強化を図るため、消防車両の更新や消防団施設・装備の充実、消防団活動への参加促進等に取り組むものとする。

主な取組は次のとおり。

ア　若手リーダーの育成、レクリエーション活動の実施等青年層の入団促進

イ　女性消防団員の入団促進

ウ　報酬、各種手当の額の改善、公務災害補償の充実等団員の処遇改善

エ　消防団拠点施設・消防器具置場・ホース乾燥柱等の整備

オ　消防団員用無線等の整備による通信体制の確立

カ　小型動力ポンプ軽積載車、消防ポンプ自動車、機材運搬用トラック等の整備及び車両積載装備の充実

キ　小型動力ポンプの整備

ク　装備や設備の小型化、軽量化

ケ　防火衣、防火帽等安全装備の充実

コ　地域との連携強化等による消防団のイメージアップ

サ　青年団、各種サークル等地域内諸団体との連携強化

シ　災害時における消防団広域応援体制の検討

ス　団員確保対策として、機能別団員・分団制度の検討

(5) 消防団活性化計画

市及び消防本部は、上記(4)消防団の体制強化を図るため消防団活性化計画等を策定するものとし、策定にあたっては実効性のある計画づくりに努めるものとする。

消防本部は、消防団活性化計画等の策定について、県から積極的に指導、助言を仰ぐものとする。

11　新潟県消防防災ヘリコプター

ヘリポートの整備

十日町地域消防ヘリポート以外の場所については、小中学校のグラウンド、陸上競技場、野球場、駐車場等のうち、指定緊急避難場所と重ならない場所を臨時離着陸場としてあらかじめ指定する。

12　消防の広域応援体制

十日町地域広域事務組合は、単独では対処不可能な災害の発生に備え、隣接市町村等と消防相互応援協定を締結し、広域的な応援体制の確立に努めるものとする。

なお、消防組織法第39条の規定に基づく十日町地域広域事務組合の消防相互応援協定締結状況については、次のとおりである。

名　　称	締結年月日	締結自治体及び組合
中部消防応援協定	平成22年３月31日	長岡市、三条市、柏崎市、魚沼市、見附市、南魚沼市、燕・弥彦総合事務組合、十日町地域広域事務組合、小千谷市、加茂市・田上町消防衛生保育組合
新潟県広域消防相互応援協定	平成13年３月19日	県 下 全 市 町 村
十日町地域広域事務組合、栄村消防相互応援協定	昭和49年12月１日	長 野 県 栄 村
上越地域消防事務組合、十日町地域広域事務組合消防相互応援協定書	平成19年８月１日	上越地域消防事務組合
十日町地域広域事務組合、岳北広域行政組合消防相互応援協定	平成10年３月27日	長野県岳北広域行政組合
十日町地域広域事務組合、岳北広域行政組合救急業務相互応援協定	平成10年３月27日	長野県岳北広域行政組合

第22節　廃棄物処理体制の整備

≪本庁等≫　建設課、環境衛生課、上下水道課
≪支　所≫　地域振興課、農林建設課

1　計画の方針

(1) 住民等（各家庭等）は、市の広報、防災訓練等を通じて、地震により発生する災害ごみの排出方法や仮設トイレの使用方法等の理解に努める。
(2) 住民等（各家庭等）は、家屋の倒壊によるがれき類の大量発生を防止するため、住宅の耐震化に努める。
(3) 市は、震災時を想定したごみ及びし尿の災害廃棄物処理計画を策定するとともに、平常時から、住民等に対し協力を求める事項について周知する。
(4) 市は、一般廃棄物処理施設の耐震化及び応急復旧対策の整備に努める。
(5) 県は、市からの要請に備え、他の自治体等との広域処理体制や関係団体、近隣他県、国との協力体制を整備する。

2　住民等の役割

(1) 各家庭において、住宅の耐震化、タンスの固定化等、地震による家屋の損壊及び家具・家財等の破損の防止に努める。
(2) 市が周知する災害時の廃棄物の排出方法等を理解し、災害時での廃棄物処理に協力できるよう努める。

3　市の役割

(1) 災害廃棄物処理計画の策定

ア　震災時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、住民等への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。
イ　住民等に協力を求める事項（ごみの排出方法等）について周知を図るとともに、防災訓練等に際して啓発を行う。

(2) 一般廃棄物処理施設の耐震化等

ア　施設の更新時等に耐震化等を図るとともに、災害時での廃棄物の大量処理を想定し、一定程度能力に余裕をもった施設の整備に努める。併せて、災害時での稼働、電力供給や熱供給等の拠点としての活用も想定し、始動用緊急電源のほか、電気･水･熱の供給設備を設置するよう努める。
イ　応急復旧のための資機材の備蓄に努めるとともに、被害状況の把握、点検マニュアル、施工業者等の連絡協力体制を整備する。

(3) 協力体制の整備

近隣市町村、関係機関等の災害時応援協定等により、災害廃棄物処理の協力体制を整備するとともに、自主防災組織、地域自治組織、ボランティア組織等との協力体制を整備する。

県と応援協定を結ぶ関係機関に応援を要請するため、県へ応援要請する体制を整備する。

4　県の役割

広域処理体制の整備

(1) 県内市町村間の広域処理体制の整備

県内市町村の廃棄物収集、処理能力を把握し、災害時の廃棄物処理の広域応援体制を整備する。

(2) 関係団体との協力体制

災害時の応援協定等による広域処理体制を整備する。

(3) 近隣他県との協力体制

災害廃棄物処理に関し、近隣他県、国との協力体制を整備する。

5　関係機関の役割

(1) 環境省関東地方環境事務所

ア　災害廃棄物対策について情報共有を行うとともに、大規模災害時の廃棄物対策に関する広域連携を図るため、大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会の事務局を務める。

イ　大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画を策定し、ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。

(2) 新潟県環境整備事業協同組合

ア　県との災害時応援協定に基づき、発災直後の県・市からの要請によるし尿・災害ごみの収集、運搬に備える。

イ　組合員への緊急連絡体制を整備する。

(3) （一社）新潟県産業廃棄物協会

ア　県との災害時応援協定に基づき、県・市からの要請による災害ごみの収集、運搬及び処分に備える。

イ　会員への緊急連絡体制を整備する。

(4) （一社）新潟県浄化槽整備協会

ア　県との災害時応援協定に基づき、県・市からの要請による浄化槽の応急復旧等に備える。

イ　会員への緊急連絡体制を整備する。

(5) （一社）新潟県解体工事業協会

ア　県・市からの要請による損壊家屋の解体に備える。

イ　会員への緊急連絡体制を整備する。

(6) （公財）新潟県環境保全事業団

ア　県からの要請に基づき、災害ごみの処理に備える。

第23節　救急・救助体制の整備

≪本庁等≫　健康づくり推進課、地域ケア推進課、消防本部
≪支　所≫　地域振興課

1　計画の方針

(1) 基本方針

地震等大災害が発生し、家屋の倒壊、火災、負傷、疾病、危険地帯での孤立等、同時多発的に降りかかる被災者の危機に対し、迅速かつ適切な救出措置及び救急医療活動に必要な救急・救助体制及び要救助者等の情報や受入病院の情報等、救急・救助活動に必要不可欠な情報の収集体制の整備を図る。

また、関係機関の広域的な支援及び応援を円滑に受け入れ、有機的な活動が行える体制の整備を図る。

(2) 各主体の責務

ア　消防団は、地域に密着した組織として、一刻も早く現場に到着し、一人でも多くの自主防災組織、地域自治組織、住民等の協力を得て、初動時から迅速に救急・救助活動を行えるよう体制を整備する。

イ　市及び消防本部、警察は、それぞれ計画的に技術の向上及び資機材の整備充実並びに県との連絡体制を確保する。

ウ　県は、自衛隊等の救助関係機関との情報の共有を図り、相互に連携して迅速かつ効果的な救急・救助活動を行う体制を整備する。

また、県、警察、消防本部は、大規模災害時における広域応援を円滑に受援し、相互に情報を共有して活動できる体制を整備する。

エ　市、県、消防本部、(一社) 十日町市中魚沼郡医師会、医療機関は、救急連絡体制を整備し、迅速な救急対応の整備充実を図る。

また、日本赤十字社新潟県支部及び関係機関・業者の協力を得て、医療従事者、医療器材等を確保する体制を整備する。

オ　県は、大規模災害時にあっては、医療救護活動等の広域的な医療支援が円滑に行えるよう体制を整備する。

また、県、消防本部、警察と連携し、緊急時の医師等の搬送や誘導等の支援体制を整備する。

カ　市、消防本部、消防団、県は、大規模災害に備え、防災意識の高揚及び要配慮者への対策を行う。住民等は大規模災害発生時にあっては、一人でも多くの地域住民が地元消防団員や警察官等に協力し、地域の被害の軽減に努める。

キ　県、警察、自衛隊、ドクターヘリ基地病院等、航空機を保有する機関は、平常時から関係機関との協議や訓練等を通じ、安全かつ効果的な救急・救助活動が行える体制の確保に努める。

ク　県、警察、消防機関、自衛隊及びドクターヘリ基地病院は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救急・救助活動を行うため、相互の連絡体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救急・救助機能の強化を図る。

ケ　県及び消防機関は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

(3) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市及び消防本部は、避難行動要支援者の避難誘導や救急・救助、医療救護等が円滑に行われるよう体制を整備する。

また、自主防災組織、地域自治組織等は、自らの安全を確保し、避難行動要支援者の避難支援を行うよう努める。

(4) 積雪期の対応

市及び消防本部は、地域の実情に応じ、積雪期の地震災害発生時における道路の除雪体制及び指定緊急避難場所、指定避難所等への住民等の避難誘導体制並びに無雪ヘリポート等の確保等に努め、地上及び航空機による円滑な救急・救助活動が実施できるよう努めるものとする。

2 救急救助活動

大規模地震発生時の現場における初動期活動から救急搬送までを、関係機関と連携して行えるよう、体制整備を図るものとする。

(1) 消防団の対策

消防団は、災害発生時に一刻も早い現場到着が必要であることから、団員の連絡・参集体制の整備を図るとともに、住民等と協力して一人でも多くの人員で救急救助活動を行えるよう、日ごろから自主防災組織、地域自治組織、住民等との連携による初動体制の確保に努めるものとする。

(2) 十日町地域消防本部の対策

ア 救急救助体制

(ｱ) 救急救助体制の整備

救急隊員、救助隊員の知識・技術の向上を図るとともに、高度な救命処置を行うことができる救急救命士及び指導救命士の育成並びに救急隊員の生涯教育を計画的に実施し、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材、救助工作車等の救急救助資機材の整備を図るものとする。

(ｲ) 消防団の救急救助体制の整備

消防団に対して、救急救助活動についての指導を積極的に行うものとする。また、バール、ハンマー、ジャッキ、チェーンソー、無線機器、救急救助資機材等を整備し、機動力の強化を図るものとする。

イ 医療機関との情報交換及び緊急患者受入確認体制

同時多発する緊急搬送について、迅速かつ適切な救急搬送を行うために、医療機関との情報収集、伝達体制の確立を図るものとする。

3 消防本部間の広域応援体制

消防本部間の広域応援体制については、第３章第12節「火災対策計画」に定めるとおりとする。

4 住民等の役割

(1) 住民の役割

住民は、平常時から地域、学区、自治会等における協力体制を育むとともに、自主防災組織、地域自治組織等の活動に積極的に参加して防災知識及び技術の習得に努め、災害時に地域の消防団員、警察署員等と協力して、地域の被害軽減を図ることができるよう努める。また、地域内の避難行動要支援者の避難誘導が円滑に行われるよう協力するものとする。

(2) 事業所の役割

ア　医療機関

医療機関は、市及び県、(一社) 十日町市中魚沼郡医師会とともに、大規模災害時における円滑な傷病者の受入れや、医療従事者等の確保及び緊急招集体制の整備に努める。

イ　医療関係団体

医療関係団体は、県、市、(一社) 十日町市中魚沼郡医師会、日本赤十字社新潟県支部等と連携して、大規模災害時における医療従事者及び医療資器材等の確保対策に関する協定をあらかじめ締結するよう努める。

5　市及び消防本部の役割

(1) 消防団員の確保及び充実

市、消防本部は、消防力の整備指針に基づく消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の連絡・参集体制の整備及び資機材の整備充実並びに住民等の協力を得て初動体制の確保に努める。

(2) 消防団員と消防本部の通信連絡体制の確保

迅速かつ適切な救急・救助活動を実施するため、地域で活動中の消防団員と消防本部が直接連絡できる通信を確保するとともに、連絡体制を整備する。

(3) 消防力の整備

市及び消防本部は、消防力の整備指針に基づき定めた整備計画により、消防署における資機材、人員等の整備充実を図るとともに、震災や風水害等の際にも有効に機能する庁舎の整備、新興感染症等の職場内感染にも配慮した体制整備の充実を図る。

(4) 防災関係機関との通信連絡体制の確保

消防本部は、県、警察、県内各消防本部、消防団、医療機関等の関係機関との通信手段を確保し、連絡体制を確立して、迅速かつ適切な救急・救助活動を実施できる体制を整備する。

(5) 住民等に対する防災意識の啓蒙

市、消防本部、消防団は、救助訓練や応急手当の普及啓発活動等を実施し、住民等の防災意識高揚を図る。

また、要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、避難行動要支援者の避難誘導等が円滑に行われるよう対策を講ずる。

(6) 救急・救助活動における交通確保

市は、地震等による建物の崩壊や道路の損壊等により、通行障害が発生した場合の交通確保対策を、警察署、消防本部及び関係機関とあらかじめ協議し、対策を講ずる。

(7) 民間等による救急・救助体制の確保

ア　同時多発災害に備え、(一社) 新潟県建設業協会十日町支部等から、救助活動に必要な車両、操作要員の派遣を受けられる体制の整備に努める。

イ　消防は、災害救助犬組織等と連携し、捜索救助活動を行う体制の整備に努める。

(8) 医療機関との情報交換及び緊急患者受入確認体制

同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、新潟県救急医療情報システムを活用する等、医療機関との情報共有・伝達体制の確立を図る。

(9) 医療機関における医師、看護師等招集体制の確立

救急活動を円滑に行うために、各医療機関における医師及び看護師等の緊急招集体制を整備し、救急搬送者の受入体制を確保する。

(10) 医療資器材等の供給支援体制の確保

日本赤十字社新潟県支部、(一社) 十日町市中魚沼郡医師会、関係業者等と協定を締結し、医療資器材等の供給支援体制の整備を図る。

(11) 広域消防相互応援の要請及び受援

消防本部は、新潟県広域消防相互応援協定及び近隣消防本部との相互応援協定等に基づく応援部隊の受援を円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動管理及び指揮が行えるように体制を整備する。

(12) 緊急消防援助隊の要請及び受援

消防本部は、十日町地域広域事務組合緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行えるよう体制を整備する。

6 県の役割

(1) 救急・救助連絡体制の確立

迅速かつ適切な救急・救助活動が行えるよう、県、警察、市、消防本部間の連絡体制を確保する。

(2) 救急医療連絡体制の確立

新潟県救急医療情報システム等の整備充実を図り、行政、消防、医療機関等の連絡体制を確保する。

また、消防機関と災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）が災害現場において安全かつ円滑な連携活動を実施できるよう、連携体制の構築を図る。

(3) 救急救命士の救命技術の高度化

県消防学校において、必要に応じて教育を行い、県内救急救命士の技術高度化を図る。

(4) 緊急消防援助隊の受援体制の整備

県内の消防力だけでは対応できない大規模災害時において、緊急消防援助隊の要請及び受入を円滑に行うための受援体制を整備し、訓練等を通じて習熟を図る。

(5) 医療資器材等の供給協定

市における医療資器材等の不足に対応するため、新潟県医薬品卸組合、(公社) 新潟県薬剤師会、(一社) 新潟県医療機器販売業協会、東北新潟歯科用品商協同組合及び (一社) 日本産業・医療ガス協会関東地域本部と医療資器材等の供給に係る協定を締結する。

(6) 航空消防防災体制の充実

県は、消防防災ヘリコプターによる救急・救助要員の技術の向上及び資機材の整備充実に努めるとともに、緊急消防援助隊等の受援体制の整備を図る。

また、消防本部との訓練等を通じて、航空機による救急・救助活動について円滑な連携を確保するよう努める。

(7) 航空機保有機関等との協力体制の確保

県、警察、自衛隊、病院ドクターヘリ基地病院等、県内航空機保有機関は、合同訓練や隊員の交流等を通じ、相互理解と協力体制の確保に努める。

7 防災関係機関の役割

(1) （一社）十日町市中魚沼郡医師会の対策

市から援助の要請があったときは、医療救護班を編成して現地に派遣し、医療活動を行う。また、急迫した事情のある場合及び医療機関に収容して救護を行う必要のある場合の協力体制を整備する。

(2) 日本赤十字社新潟県支部の対策

日本赤十字社新潟県支部は、県及び市から援助の要請があったとき又は必要と認めたときは、常備救護班を現地に派遣し、医療救護活動を行う。

災害救助法適用後は、県との協定に基づき医療救護にあたる。

(3) 新潟ＤＭＡＴ指定医療機関等の対策

ア 新潟ＤＭＡＴ指定医療機関は、県等からの要請又は自らの判断により、新潟ＤＭＡＴを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。また、新潟ＤＭＡＴの技術の向上等を図るため、編成した新潟ＤＭＡＴの研修、訓練の機会の確保に努める。

イ ドクターヘリ基地病院は、ドクターヘリを活用した新潟ＤＭＡＴの活動に係る訓練の機会の確保に努める。

第24節　医療救護体制の整備

≪本庁等≫　健康づくり推進課、地域ケア推進課、消防本部
≪支　所≫　地域振興課

1　計画の方針

(1) 基本方針

市は、県、医療機関及び医療関係団体と、緊密な協力体制を構築し、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うための体制を、あらかじめ構築するものとする。

(2) 各主体の責務

ア　市及び県は、地震の災害から住民等の生命及び健康を守るため、地域の実情にあわせた医療救護体制の整備を行う。

イ　県は、災害発生時に市、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）、医療救護班及び医師等医療関係者の派遣体制の整備を行う。

ウ　県は、広域災害・救護医療情報システムを活用するなど、行政・消防・医療機関等の連絡体制の整備を行う。

エ　市及び県は、災害発生時における医薬品（歯科用医薬品を含む。）、輸血用血液等血液製剤、医療機器、衛生材料等（以下「医療資機材等」という。）の確保を図る体制を整備する。

オ　県は、医療支援を行うため、国の方針を踏まえ、後方病院として患者受入れが可能となる災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院）を県立十日町病院等地域の中核病院から選定し、これらの病院の災害時に対応するための施設、設備の充実に努める。

カ　住民等は、災害時に定期的に服用している薬や常備薬を持ち出せるように平常時から準備しておくなど、医療救護活動の負担軽減を図ることができるよう努めるものとする。

(3) 活動の調整

ア　救護班の派遣調整等を行うため、県災害対策本部は、新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会など医療関係団体、新潟ＤＭＡＴ、新潟ＤＰＡＴ、基幹災害拠点病院、消防機関、自衛隊等と情報を共有、連絡調整できるための体制を構築する。

イ　被災地での医療救護の窓口となり、医療需給（医療資器材を含む。）の調整等の業務を行うため、被災地を所管する保健所長を災害医療コーディネーターとし、医師会、歯科医師会など医療関係団体、災害拠点病院、市、保健所及び県地域医療政策課等のあらかじめ決められている担当者が、コーディネートチームとして、コーディネーターを支援するための体制を構築する。

(4) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市及び消防本部は、県、医療機関及び医療関係団体の協力を得ながら、要配慮者への医療救護活動が円滑に行われるよう体制を整備する。

(5) 積雪期の対応

降雪期における雪下ろし、除雪等の雪対策に留意する。

2 計画の体系

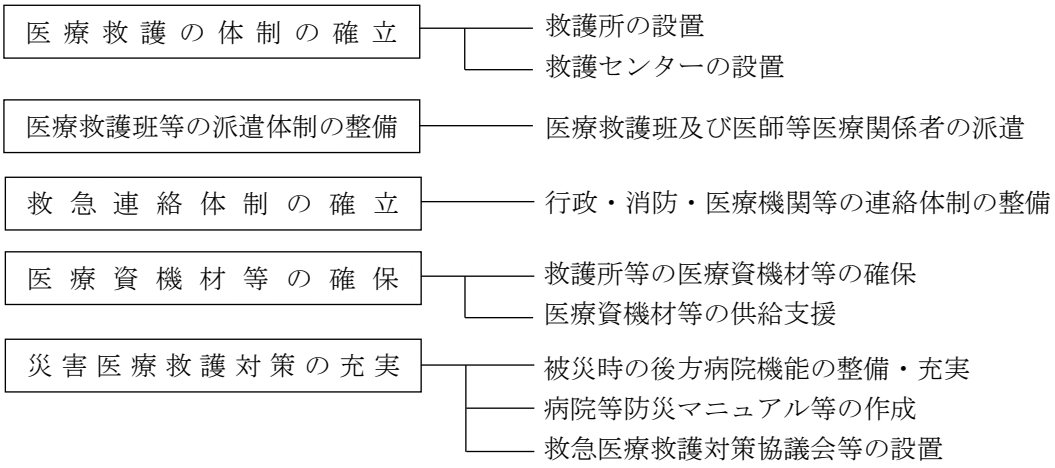

3 住民等の役割

(1) 住民の役割

住民は、災害時に定期的に服用している薬や常備薬を持ち出せるように平時から準備しておく等、医療救護活動の負担軽減を図ることができるよう努めるものとする。

(2) 医療機関の役割

医療機関及び医療関係団体は、医療救護班及び歯科医療救護班の派遣に係る編成計画の策定に協力するとともに、災害時に対応するためのマニュアルを作成する。

ア 病院

(ｱ) 病院は、市及び県の作成する地域防災計画を踏まえて、病院防災マニュアルを作成するとともに、マニュアルに基づき定期的な訓練を行うものとする。

(ｲ) 病院防災マニュアルには、次の事項を盛り込むものとする。

- 災害対策委員会の設置
- 防災体制に関する事項（ライフラインの確保、備蓄等の方策、支援協力病院の確保等）
- 災害時の応急対策に関する事項（病院内の連絡、指揮命令系統の確立、情報収集等）
- 自病院内の既入院患者への対応策に関する事項（重症患者の把握、点滴や人工呼吸器等の医療機器の状況把握、患者の移送方法についての検討及び訓練、ヘリポートの確認等）
- 病院に患者を受け入れる場合の対応策に関する事項（トリアージ、入院システム等）
- 人工透析実施の医療機関にあっては、医療機器及び水の確保対策
- その他（医療設備等の確保、自家発電装置の運用方法等）

(ｳ) 広域災害救急医療情報システムに登録した病院においては、災害時に迅速で確実な情報の入力を行うため、システムへ情報を入力する複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行うものとする。

イ 診療所

診療所は、病床の有無、規模等の事情を踏まえて、病院防災マニュアルに準じてマニュアルを作成し、訓練を行う。

ウ 災害拠点病院

災害拠点病院は、次の体制整備に努めるとともに、県から医療救護班の派遣要請があった場合、また、派遣要請がない場合においても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班を直ちに派遣できるよう、平常時から体制を整えておく。

(ｱ) 地域災害拠点病院

a　地域災害拠点病院は、二次医療圏ごとに整備し、災害発生時において後方病院として被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れ及び医療救護班の派遣等を行う。

b　地域災害拠点病院は、災害時の衛星電話等の通信手段、患者受入れ、自家発電設備等に係る施設・設備の整備、燃料、食料、水、医療資器材等の備蓄に努める。

(ｲ) 基幹災害拠点病院

a　基幹災害拠点病院は、新潟大学医歯学総合病院及び長岡赤十字病院とし、災害発生時において後方病院として被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者受入れを行うとともに、医療救護班の派遣、災害時医療従事者の訓練・研修等を行う。

b　基幹災害拠点病院は、災害時の衛星電話等の通信手段、患者受入れ、自家発電設備等に係る施設・設備の整備、燃料、食料、水、医療資器材等の備蓄に努める。また、災害医療の研修機能の充実に努める

エ　新潟ＤＭＡＴ指定医療機関

新潟ＤＭＡＴ指定医療機関は、県からＤＭＡＴの派遣要請があった場合、また、派遣要請がない場合においても、自らの判断でＤＭＡＴを直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

また、新潟ＤＭＡＴの技術の向上等を図るため、編成した新潟ＤＭＡＴの研修、訓練の機会の確保に努める。

オ　ドクターヘリ基地病院

ドクターヘリ基地病院は、災害発生時に県からドクターヘリの出動指示又は被災地からの派遣要請があった場合などに、直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

カ　県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関

県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関は、災害発生時に県から救護班の派遣要請があった場合に、直ちに派遣できるよう、平常時から体制を整えておくものとする。

キ　医療関係団体

新潟県医師会、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会、新潟県助産師会など医療関係団体は、災害時における各団体の役割に応じたマニュアルを作成するとともに、ＪＭＡＴ、被災地支援薬剤師、災害支援ナースなどの医療チーム等を迅速に派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

4　市の役割

(1) 救護所（初期救急医療（トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）を伴う医療救護活動）を行う場所）の設置

ア　救護所設置予定施設の指定

市は、指定避難所の学校等の中から、保健室等、救護所として使用可能な施設の内容を検討の上、救護所設置予定施設をあらかじめ指定し、住民等に周知するように努める。

イ　救護所のスタッフ編成

市は、(一社) 十日町市中魚沼郡医師会等の医療関係団体と協議の上、救護所設置に係る医療救護

班（原則として医師１名、看護師２名、薬剤師１名及び補助者１名）及び歯科医療救護班（原則として歯科医師１名、歯科衛生士２名及び補助者１名）の編成計画を定める。

ウ　救護所設置予定施設の点検

市は、震災が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう、平常時より救護所設置予定施設の設備等の点検を行う。降雪期における雪下ろし、除雪等の雪対策にも留意するものとする。

(2) 救護所等の医療資機材等の確保

市は、救護所等の医療救護活動に必要な医療資機材等の確保のため、（一社）十日町市中魚沼郡医師会、（一社）十日町市中魚沼郡歯科医師会、魚沼薬剤師会十日町市中魚沼支部とあらかじめ協定を締結しておく。

５　県の役割

(1) 新潟ＤＭＡＴの派遣体制の整備

県は、災害急性期（おおむね発災後48時間）に災害現場へできるだけ早い時期に出向いて救命医療を行う新潟ＤＭＡＴの派遣体制の整備を行う。

(2)　医療救護班及び歯科医療救護班等の派遣体制の整備

県は、災害発生時に市及び、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、県医療救護班、県歯科医療救護班等の派遣体制の整備を行う。

(3) 新潟ＤＰＡＴの派遣体制の整備

県は、災害発生時に被災時地域の精神保健医療活動を支援するため、新潟ＤＰＡＴの派遣体制の整備を行う。

(4) 救護センター（患者の動向等を踏まえ一般医療、歯科医療又は精神科医療（被災による精神不安定等に対応するためメンタルケア）を行う場所）の設置

県は、避難所の設置が長期間と見込まれる場合などに、十日町地域振興局健康福祉部その他の施設に一般医療、歯科医療、精神科医療を行う救護センターを設置するものとする。

(5) 災害拠点病院の整備

県は、被災地域の医療支援を行うため、国の方針を踏まえ、後方病院として患者受入れが可能となる災害拠点病院（基幹災害医療拠点病院及び地域災害拠点病院）を県立十日町病院等地域の拠点病院から選定し、これら病院の災害時に対応するための施設及び設備の充実に努める。

(6) 救急連絡体制の確立

県は、広域災害・救急医療情報システムを活用するなど、行政・消防・医療機関等の連絡体制の整備を行う。

(7) 医療資機材等の確保

ア 医療資器材等の配備

県は、医療救護班と歯科医療救護班が携行する医療機器セットを購入し、救護班を編成する団体

に配備する。

イ　医療資機材等の供給支援

県は、市及び医療機関等における災害時の医療資機材等の不足に対応するため、関係団体と医療資機材等の供給に係る協定を締結する。

また、災害時における輸血用血液等血液製剤の不足に対応するため、日本赤十字社新潟県支部との協力体制の整備に努める。

(8) 広域医療搬送拠点・ＳＣＵの確保

県は、被災地域で対応困難な重症患者を被災地域外に搬送し、緊急の治療を行うための広域搬送拠点として使用することが適当な場所を確保するとともに、搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための施設（ＳＣＵ）・設備の確保に努める。

(9) 電源の確保

病院等の非常用電源の稼働状況を確認し、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配置先の候補案を作成する。

(10) 平時からの連携体制の整備

災害時に関係機関・団体が連携して迅速に対応できるよう災害拠点病院、新潟県医師会などの医療関係者等で構成する新潟県災害医療連絡協議会等を定期的に開催し災害医療救護対策について意見交換を行う。

第25節　避難体制の整備

≪本庁等≫　防災安全課、福祉課
≪支　所≫　地域振興課

1　計画の方針

(1) 基本方針

地震による人的被害を最小限に抑さえるため、避難者の適切な収容並びに避難の途中及び避難先での安全確保を対策の主眼とし、市、県、防災関係機関及び住民等は、次の事項に留意して各自の責任で災害に備え、住民等が主体的かつ適切に避難行動がとれる体制を整備する。

ア　浸水、地盤の液状化、土砂災害等、地域の潜在的な危険の事前周知
イ　警報、避難指示等の情報伝達体制の整備
ウ　客観的な基準に基づく、迅速・適切な避難指示等の発令
エ　避難誘導体制の整備
オ　指定緊急避難場所・避難経路の確保・周知及び指定避難所の機能・環境の整備

特に、市、県及び防災関係機関は、住民等が災害の危険性を「わがこと」として捉え、「自らの命は自らが守る」といった意識を持ち避難行動を起こせるよう支援する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全のため、特に次の事項に配慮する。

ア　避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有
イ　早期避難のための迅速・確実な方法による避難指示等の伝達
ウ　防災・福祉関係者及び住民等による避難支援体制の整備
エ　避難先での安否確認及び生活面の配慮

(3) 積雪期の対応

冬期間の積雪・寒冷・悪天候を考慮し、特に次の事項について事前に配慮しておく。

ア　当該地区の避難者を収容できる指定避難所の確保
イ　指定避難所での暖房確保など寒冷対策の徹底
ウ　雪崩危険箇所等冬期間特有の危険箇所の住民等への事前周知

(4) 広域避難への配慮

被災による他の自治体等への避難の発生を考慮し、特に次の事項について事前に把握しておく。

ア　市、県及び防災関係機関の情報伝達体制の整備
イ　旅館及びホテル等の宿泊施設や、避難の際に必要となる車両等の事前確保
ウ　迅速・確実に避難者へ情報を提供するための情報伝達体制の整備

2　住民等の役割

(1) 住民等に求められる役割

ア　住民等の役割

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、最低限、次の事項について、

平常時から努める。

(ｱ) 災害ハザードマップ等により、浸水、地盤の液状化、土砂災害等、地域の潜在的な危険に関する情報を事前に知っておくこと。

(ｲ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び安全な避難経路、避難に要する時間等をあらかじめ確認するとともに、地域の防災訓練などを通じて、住民同士の呼びかけによる避難体制を構築しておくこと。

(ｳ) 災害時の家族・社員等の連絡方法をあらかじめ決めておくこと。

(ｴ) 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意し、気象官署や行政から発信される情報を「わがこと」として捉えて行動すること。

(ｵ) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味を正しく理解するとともに、地域の防災訓練などを通じて、避難行動をおこす際のハードル（心理的負担）を下げ、避難のタイミングと自らがとるべき行動を確認しておくこと。

イ　多数の者が利用・所在する施設の管理者等の責務

次の事項に十分留意した上、各施設の消防計画等に基づき、各自の責任において避難・誘導等の安全確保対策を講ずる。

(ｱ) 学校、病院、社会福祉施設等、生徒等や要配慮者が主に利用・所在する施設の管理者

a　施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じること。

b　気象官署や行政の発表する情報の入手手段を整備すること。

c　災害時の情報伝達・避難誘導体制を整備し、施設内外の安全な避難先を確認すること。

d　近隣の自主防災組織等から避難の際に支援・協力を得られるよう、事前に協議すること。

e　保護者に対する入所者等の安否情報の連絡や引渡し方法等をあらかじめ定め、関係者に周知すること。

(ｲ) その他の不特定多数の者が利用する公共・商業用施設の管理者（特に一般の利用に供する施設の管理者）

a　施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じること。

b　気象官署や行政の発表する情報の入手手段を整備すること。

c　施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退去させるための情報伝達及び避難・誘導体制を整備すること。また施設内外の安全な避難先を確認すること。

d　近隣の自主防災組織等から避難の際に支援・協力を得られるよう、事前に協議すること。

(2) 地域に求められる役割（共助）

ア　住民の役割

相互の協力のもと、自主防災組織等の活動により安全に避難できるよう、次により平常時から努めるものとする。

(ｱ) 地域の危険箇所、避難路、指定緊急避難場所、指定避難所等を事前に確認すること。

(ｲ) 必要により空地等を緊急避難場所として一時的に使用できるよう地権者の協力を得て選定しておくこと。

(ｳ) 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有に努め、避難・誘導に協力できる関係を築くこと。

(ｴ) 自主防災組織、地域自治組織、市が行う防災訓練等に積極的に参加すること。

(ｵ) 市と共同で避難所を運営できるるよう、訓練に参加すること。

イ　事業所等の役割

地域社会の一員として次により地域の災害対策への協力に努めるものとする。

(ｱ) 避難行動要支援者等の避難を支援すること。

(ｲ) 必要に応じて施設を帰宅困難者や住民等に避難場所として提供すること。

(ｳ) 大規模な集客施設等の管理者は、利用者の誘導体制を整備するとともに、帰宅困難者対策を行う。

3　市の役割

市は、危険が差し迫った状態になる前に住民等が事前に避難できるよう、また、他の自治体からの避難住民等を迅速に受け入れられるよう、危険情報の事前周知、避難指示等の発令区域・タイミング等の避難の判断・情報伝達・避難誘導体制整備とマニュアル化、避難経路等の計画、安全な避難場所、避難所の指定と周知及び即応体制の整備、避難行動要支援者の避難支援計画策定及び福祉避難所の指定等を行う。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するものとする。

(1) 地域の危険に関する情報の事前周知

ア　住民等に対し、地域の特性を踏まえた震災に関する基礎的な知識と災害時にとるべき行動、避難にあたっての注意事項などの普及・啓発を行う。

イ　県等から提供される浸水予測情報及び過去の浸水被害等の実績を基に、浸水、地盤の液状化、土砂災害警戒区域等や指定緊急避難場所、指定避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、住民等に配付して周知を図る。また、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与える恐れのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図り、耐震化や統廃合などを促進するものとする。なお、防災マップの作成にあたっては、住民も参加する等の工夫により、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

ウ　防災情報を正しく理解し、周囲に伝播できる自主防災組織のリーダー等の育成に努める。

(2) 避難指示等の情報伝達体制の整備

ア　気象警報等について、夜間・休日を含めた受信・対応体制を整備する。

イ　被災により、特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、防災行政無線（戸別受信機を含む)、Ｌアラート、緊急速報メール（電子メール)、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、スマートフォン用アプリ等や、ＩＰ通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図るなど、住民等へ避難指示等を迅速・確実に伝達する手段を整備する。特に、学校、要配慮者関係施設等の管理者への確実な情報伝達が確保できるよう留意する。

ウ　小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育園・認定こども園等の施設と市の間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

エ　在宅の要配慮者に対する避難指示等の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な方法を工夫する。

オ　避難指示等の伝達に、地元のコミュニティＦＭ放送等の事業者から協力が得られるよう、事前に手続き等を定める。

カ　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味及び自主的な避難等を含む住民等の取るべき行動について、正しい知識の普及を図るとともに、発令時の伝達にあたっては、住民等が危険の切迫性を認識できるように伝え方を工夫し、避難行動を促していく。

キ　躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むと

ともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(3) 避難指示等発令の客観的基準の設定

市長等は、遅滞なく避難指示等を発令できるよう、次により客観的な基準を設定し、関係機関及び住民等に周知する。

ア　水防法上の水位情報周知河川については、河川管理者及び気象官署と協議の上、当該河川の水位、流量、上流のダム放水量、地域の降水量等を目安とする避難指示等の発令基準を設定する。

イ　その他の中小河川及び市街地等の排水不良地区については、過去の浸水被害の実績等から、目安となる具体的な数値基準を設定する。

ウ　浸水想定区域図及び土砂災害警戒区域図等を基に、避難が必要となる範囲をあらかじめ特定する。

(4) 避難誘導体制の整備

ア　避難指示等が発令された際、住民等が集団で避難できるよう、消防団、自主防災組織、地域自治組織等による避難誘導体制を、地区別にあらかじめ定める。

イ　在宅の避難行動要支援者の安全・確実な避難のため、福祉関係者、自主防災組織等と協力して避難支援計画を策定する。

ウ　一般避難スペース、福祉避難スペース、介護施設等から、避難者に応じて最も適切な避難場所を見極め、誘導する手法を確立する。

エ　避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める

(5) 避難場所、避難所の指定

ア　指定と周知

(ｱ) 市長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公共グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所等」という）について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定する。

(ｲ) 避難所等を指定したときは、標識の設置、広報紙、ハザードマップ・防災マップ等の配付、防災訓練などにより住民等にその位置等の周知徹底を図る。

(ｳ) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生する恐れのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

(ｴ) 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示し、標識の見方に関する周知に努めるものとする。

(ｵ) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

イ　指定にあたっての注意点

(ｱ) 指定緊急避難場所については、市は、災害種別に応じて，災害及びその二次災害の恐れのない場所にある施設、又は構造上安全な施設を指定する。また、市は、地震に伴う火災等に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼす恐れのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めること。

(ｲ) 指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定すること。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの等を指定すること。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(ｳ) 地区別に指定し、要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に確保するよう努める。

(ｴ) 避難経路が、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険にさらされないよう配慮すること。

(ｵ) 避難者の誘致圏域及び人口に見合った面積を確保する。

面積の目安は、避難場所は１人あたり1.0㎡、避難所は避難者１人当たり３～４㎡のスペースとすることに努める。

(ｶ) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めること。

(ｷ) 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、備蓄薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、間仕切り、簡易ベッド、毛布、ブルーシート、土のう袋等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。

(ｸ) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配付、避難所における安全性やプライバシーの確保など、男女のニーズの違い、男女双方及び性的少数者の視点等に配慮した滞在場所の運営に努めること。

(ｹ) 要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めること。

(ｺ) 避難所予定施設は現行の建築基準に基づく耐震性を確保し、浸水による水没、土砂災害による被災の危険のない建物とすること。

(ｻ) 避難所予定施設には、停電・断水・ガスの供給停止・電話の不通等の事態を想定し、これに備えた貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な設備を整備するよう努めること。また、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図ること。

(ｼ) 避難所予定施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるよう努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

(ｽ) 避難所予定施設は、停電・断水・ガスの供給停止・電話の不通等の事態を想定し、これに備えた設備を整備するよう努めること。

(ｾ) 飼い主による愛玩動物との同行避難や避難所での飼養に配慮すること。

(ソ) 学校等を避難所として指定する場合には、学校等が教育活動の場であることに配慮すること。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用法等について、事前に教育委員会等の関係部局や住民等の関係者と調整を図ること。

(タ) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担を定めるよう努めるものとする。

(チ) 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、医療・保健等の専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

ウ　即応体制の整備

(ア) 夜間・休日でも直ちに施設を解錠できるよう、できるだけ近隣住民等に鍵の管理を委託する。

(イ) 指定した緊急避難場所については，災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

(ウ) 避難所管理に当たる職員を、施設近傍居住職員の中から事前に指定しておく。

(エ)マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

(オ) 避難所予定施設には、住民等が避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を事前に配置するよう努める。

(カ) 避難所の開設・運営について、住民等、自主防災組織等、地域自治組織等と事前に協議しておくよう努める。

(キ) 市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

(ク) 新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等の避難について、平時から県と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。

エ　福祉避難所の指定

(ア) 市長は、障がい者等、指定避難所内の一般避難スペースでの共同生活が難しい要配慮者のため、地域の実情により必要に応じて福祉避難所をあらかじめ指定する。

(イ) 福祉避難所予定施設は、バリアフリー化されているとともに、要配慮者の避難生活に必要なスペースや設備等を備えた施設とする。

(ウ) 市は、福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアにあたる要員の配置等を事前に定めるよう努める。

(6) 広域避難に係る体制の整備

ア　他の自治体への広域避難の発生に備えた体制整備

(ア) 市は、他県・他の自治体への広域避難の際に必要となる住民等への情報伝達を迅速に行えるよう、体制整備に努める。

(イ) 市は、国・県及び他の自治体と連携し、避難住民等を迅速に把握し、避難者が避難先で必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備に努める。

(ウ) 災害の想定により必要に応じて、近隣の自治体の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣の自治体に設けるものとする。

イ　広域避難の受け入れに備えた体制整備

(ア) 市は、避難所等を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の

自治体からの避難住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(ｲ) 市は、避難住民等への情報伝達や支援・サービスを行うため、自主防災組織、防災関係機関等の協力を得るとともに、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に行うことのできる体制の整備に努める。

(7) 住民避難誘導訓練の実施

ア　地区別にあらかじめ定めた避難誘導体制に従い、避難指示等が発令された際、住民等が集団で避難できるよう、訓練を実施する。

イ　地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ＮＰＯ・ボランティア、学校等と協力し、要配慮者の参加を重点に置いた訓練を実施する。

ウ　浸水、地盤の液状化、土砂災害警戒区域等や避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、住民等に配付して周知を図るとともに、

避難所等やマップを活用した訓練を行う。

エ　特に土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民等の意識啓発に努める。

4　県の役割

(1) 住民等への防災に関する情報の提供

ア　地震に関する基礎的な知識と避難にあたっての注意事項等の普及・啓発を行う。

イ　県の設置した震度計の震度情報等、気象庁を通じて住民等に提供する。

ウ　県の防災専用ホームページにより防災情報を住民等に提供する。

(2) 市の避難体制整備の支援

ア　地域の危険情報の市への提供

(ｱ) 主要河川について氾濫時の浸水予想区域図を提供する。

(ｲ) 重要水防箇所等、河川等の危険箇所の情報を市と共有する。

(ｳ) 土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害警戒区域図等を提供する。

(ｴ) 雪崩危険箇所の危険区域図を策定・提供する。

イ　市による避難情報の早期発令・伝達体制整備の支援

(ｱ) 県から市への気象警報等の迅速な伝達体制を整備する。

(ｲ) 市の避難指示等の発令の判断を支援するため、広域的又はスポット的な観測情報を提供する。また、必要に応じ専門的な助言を付して提供する。市長より避難指示等に関する事項について助言を求められた場合に必要な助言を行うための体制を整備する。

(ｳ) 前記の情報収集・提供を行う県危機管理センターを拠点として、市への情報支援体制を確立する。

(ｴ) 県内の放送機関と協議し、通信網の混乱時等に市の発する避難情報伝達に協力が得られるよう、事前に手続等を定める。

ウ　避難場所、避難所等の確保への協力

(ｱ) 市の指定避難所に、県立学校等、県の施設を提供し、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。

(ｲ) 県の所管する公園整備等にあたり、指定緊急避難場所として活用できるよう配慮する。

(ｳ) ホテル・旅館等の避難所としての活用について、業界団体に対し、協力依頼を行う。

(ｴ) 新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等の避難について、平常時から市と必要な情報共有及

び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。

エ　関係機関との情報交換体制の整備

避難住民等及び緊急物資の運送に係る車両等の状況について、関係機関と情報交換のうえ、市に情報提供を行う。

(ｱ) 介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請する。

(ｲ) あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

(ｳ) 避難住民等及び緊急物資の運送に係る車両等の状況について、運送機関と情報交換の上、市に情報提供を行う。

(3) 広域避難に係る市の調整

ア 他の自治体への広域避難の発生に備えるための市の体制整備の支援

住民等が迅速に避難できるよう、情報伝達体制の整備や、避難住民等の移送に必要となる車両等の状況について、関係機関と情報交換の上、市に情報提供を行う。

イ 広域避難の受け入れに備えるための市の体制整備の支援

住民等が避難を迅速に行えるよう、あらかじめ市の受入能力（施設数、施設概要等）等を把握する。避難先としての旅館及びホテルの借上げについては、県が県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を締結する。

ウ 大規模広域災害時に、市が他県への円滑な広域避難を実施できるよう、他都道府県との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難方法を含めた手順等を定めるよう努める。

5　防災関係機関の役割

(1) 北陸地方整備局

ア　市が避難指示等の発令の客観基準を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。

イ　過去の地震災害の記録や、「液状化しやすさマップ」等の技術資料を公表し、住民等に対して地震災害の危険に関する注意を喚起する。

ウ　国が所管する国営公園について、広域的な避難場所として活用できるよう配慮する。

(2) 新潟地方気象台

ア　市が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルや防災マップ等の作成に関し、技術的な支援・協力を行う。

イ　地震情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、報道機関やインターネットを通じて、地震に関する基本的な知識や、住民等が地震から身を守るために必要な情報を随時提供する。

ウ　気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知広報に努める。

(3) 福祉関係者

民生委員・児童委員、介護事業者等は、市の避難支援計画の定めるところにより、避難行動要支援者の居住実態等、情報の把握・共有に努め、緊急時の連絡方法、消防との協力、避難の支援者と避難先等について市と協議し、対応できる体制を定めておくものとする。

第26節　要配慮者の安全確保計画

≪本庁等≫　企画政策課、防災安全課、福祉課、市民生活課、健康づくり推進課、文化観光課
≪支　所≫　地域振興課

1　計画の方針

(1) 基本方針

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約のある要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講ずることのできるよう、市、県などの行政機関と、日ごろ要配慮者の身近にいる地域住民等、自主防災組織、地域自治組織、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等（以下、「社会福祉施設等」という。）が協力しながら、それぞれの役割を適切に行うことができる体制を確立する。

※　以下「避難所」には福祉避難所を含む。

【要配慮者の安全確保計画の体系】

大項目	中項目	小項目
要配慮者の把握、情報の共有、啓発、訓練等		・避難行動要支援者の把握 ・避難行動要支援者情報の共有 ・要配慮者への広報・啓発 ・要配慮者向け備品等確保 ・避難行動要支援者も対象とした防災訓練
避難誘導、避難所管理等	避難誘導等	・避難指示等の情報提供 ・避難誘導 ・移送
	避難所の設置・運営	・避難行動要支援者の安否確認 ・避難所の管理、運営 ・要配慮者の緊急入所、入院
生活の場の確保対策		・公的宿泊施設の確保 ・応急仮設住宅での配慮 ・公営住宅等の確保
保健・福祉対策	保健対策	・巡回相談、栄養指導等 ・こころのケア ・訪問看護等
	福祉対策	・要配慮者の要望把握等 ・福祉サービスの提供 ・情報提供 ・生活資金等貸付（特別）
	社会福祉施設等の支援	・入居者等の安全確保 ・要配慮者の受入れ
	保健・福祉対策の実施体制の確保	・市の実施体制 ・県等の支援体制
外国人支援対策	防災教育	・外国人への防災知識の普及啓発 ・外国人を含めた防災訓練の実施
	多言語支援体制の構築	・多言語支援窓口の設置・運営体制の整備 ・通訳・翻訳ボランティア等の確保

ア　市

市は、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を作成し、避難指示等の判断・伝達マニュアルを策定するとともに、避難行動要支援者の個別避難計画を自主防災組織等と協力して策定する。また、実際に避難訓練等を行うなど、県、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら、地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを行うよう努める。

また、職員、住民等の災害への意識醸成や、要配慮者への注意喚起等を実施する。

イ　県

県は、市、防災関係機関、関係団体、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等と連携して、要配慮者の安全確保を図るこれらの機関の体制づくりを支援する。

特に、市に対しては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にした避難行動要支援者の情報の収集・防災関係機関への提供及び避難行動要支援者の個別避難計画策定のための体制づくりの支援を行うとともに、その進捗状況、実効性等を確認する。

ウ　介護保険事業者及び社会福祉施設等

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の避難行動要支援者の安全確保を図る。市、県から要請を受けた避難行動要支援者を受け入れる体制づくりに努めるとともに、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

なお、社会福祉施設等の内、特殊教育諸学校及び幼稚園における安全確保対策は、本節の記述に配慮するほか、第２章第28節「学校等の地震防災対策計画」及び各学校等の学校防災計画に定めるところによる。

エ　外国人雇用事業所、留学生が所属する学校、及び国際交流関係団体等外国人と交流のある団体等（以下「外国人関係団体」という。）

外国人関係団体は、外国人が災害発生時に言語、生活習慣、防災意識の違い等から生じる孤立等を防止するために、市や県の協力を得ながら外国人のニーズ等を把握するとともに、防災意識の啓発に努めるとともに、市、県が行う災害時の多言語支援体制の構築を支援する。

オ　自主防災組織、地域自治組織、住民等

自主防災組織、地域自治組織、住民等は、市、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等の協力を得ながら、地域社会全体で避難行動要支援者の個別避難計画を策定する等、安全確保を図る体制づくりに努める。

カ　避難行動要支援者及び保護責任者

避難行動要支援者及び保護責任者は、自らできることについては事前に準備し、災害時の対応に備える。また、市の実施する避難行動要支援者名簿の作成に積極的に協力するとともに、援助が必要なことがあれば、市、地域住民等に対して情報発信に努める。

キ　避難行動要支援者名簿

市は避難行動要支援者名簿を整備するとともに避難行動要支援者マップの整備にも努める。また、地理空間情報（ＧＩＳ・ＧＰＳ）を活用し、情報共有に努める。

(2) 積雪期の対応

関係機関の協力を得て、必要により避難行動要支援者宅の雪下ろし、除雪等必要な措置を講ずる。

また、避難行動要支援者が入所している施設管理者は、市、県と協力して、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の確保のため適時除雪等を実施するよう努める。

2　住民等の役割

(1) 住民の役割

在宅の避難行動要支援者への情報伝達、避難誘導等は、地域住民等が果たす役割が重要であることから、日ごろから地域全体で取り組む意識を持ち、市、民生委員・児童委員、自主防災組織、地域自治組織等と協力して、特に、避難行動要支援者への支援を図る。

また、自主防災組織等が行う訓練実施の際には、要配慮者対象の訓練の実施等体制の整備に努める。

(2) 民生委員・児童委員、福祉関係者等の役割

在宅の要配慮者への情報伝達、避難誘導等は、住民等が果たす役割が重要であることから、民生委員・児童委員、福祉関係者等は、要配慮者の状況把握や地域の共助意識の醸成を図ることにより、市、防災関係者と協力して、避難行動要支援者への支援を図る。

(3) 介護保険事業者及び社会福祉施設等の役割

介護保険事業者及び社会福祉施設等は、施設内の要配慮者の安全確保を図るとともに、市、福祉関係者、防災関係者と連携して、在宅の避難行動要支援者の中で治療、看護、介護等が必要な者の受入体制の整備を図る。なお、社会福祉施設等のうち、特別支援学校及び幼稚園における安全確保対策は、本節の記述に配慮するほか、第２章第28節「学校等の地震防災対策」及び各学校の学校防災計画の定めるところによる。

(4) 外国人関係団体の役割

ア　外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体（日本語教室を含む）

所属する外国人に対する防災知識の普及啓発に努める。また、災害時の被災・避難状況の確認体制を整備する。

イ　訪日外国人等が利用する施設の管理者

訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

(5) 事業所等の役割

障がい者を雇用している事業所及び特殊教育諸学校等は、障がい者の安全を最優先した防災対策を図るとともに、関係団体と連携して避難所まで円滑に避難できるように努める。

3　市の役割

(1) 避難行動要支援者の把握、情報の共有、啓発、訓練等

市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成し、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、避難行動要支援者情報の収集・共有、避難支援者の選定等を定めた避難支援計画、避難指示等の判断・伝達などを定めたマニュアル等を作成するとともに、避難行動要支援者の個別避難計画の策定に努める。さらに、指定避難所の設置、施設のバリアフリー化、要配慮者向けの食料・備品等の確保を図る。

避難行動要支援者名簿の範囲、名簿への記載情報、名簿提供における情報の管理について以下のとおり定める。

ア　避難行動要支援者名簿の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は以下の要件とする。

(ｱ) 介護保険の要介護認定で要介護３以上である者

(ｲ) 身体障害者手帳の障害の程度が２級以上である者

(ｳ) 療育手帳の障害の程度がＡ判定である者

(ｴ) 精神障害者保健福祉手帳の障害の程度が１級である者

(ｵ) 要支援者として市長が認める者

イ　名簿への記載情報

市は、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

(ｱ) 氏名

(ｲ) 生年月日

(ｳ) 性別

(ｴ) 住所又は居所

(ｵ) 電話番号その他の連絡先

(ｶ) 避難支援等を必要とする事由

(ｷ) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

ウ　名簿提供における情報の管理

市は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(ｱ) 担当地域の避難支援等関係者に限り提供する

(ｲ) 避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する

(ｳ) 名簿を厳重なる保管を行うよう指導する

(ｴ) 名簿を必要以上に複製しないよう指導する

(ｵ) 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者個人情報保護に関する事項を確約してもらう

作成した避難行動要支援者名簿は、消防、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者（以下、「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施などの体制整備に努める。必要に応じて、要配慮者に保健師、ホームヘルパーを派遣し日常的な安否確認に努め、民生委員・児童委員、町内会長、福祉協力員等と協力して要配慮者と近隣住民等とのコミュニケーションづくりを推進するものとする。

また、避難行動要支援者名簿記載の同意を得られない者については、未同意者名簿を作成し、平常時においては関係部署・機関に備えることに限定し、避難情報発令後速やかに自主防災組織、地域自治組織、民生委員・児童委員等に提供する。災害対応終了後は速やかに回収する。

なお、市は、名簿情報の漏えいの防止等措置、避難支援等に際しての避難支援等関係者本人や避難支援等関係者の家族等の生命及び身体の安全の確保、要配慮者の円滑な立ち退き避難のための通知又は警告に努める。

(2) 避難誘導・避難所の管理等

ア　避難誘導対策

市は、情報の伝わりにくい要配慮者への避難指示等の伝達に特に配慮する体制整備を図る。また、市は、避難・誘導に際し、警察、消防、消防団、自主防災組織、地域自治組織、地区民生委員・児

童委員、防災関係機関等の協力を得た上で、特に、避難行動要支援者を優先して避難誘導する体制整備を図る。

なお、避難行動要支援者の中で自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合は車両等による移送に配慮する体制整備を図るものとする。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

イ　避難所の設置・運営

市は、指定避難所の設置・運営にあたり、民生委員・児童委員等福祉関係者や自主防災組織、地域自治組織、防災関係機関等の連絡・協力を得ながら、要配慮者に配慮した対応が可能な体制整備を図る。

(ｱ) 避難所の管理責任者は、避難者名簿の作成にあたり、負傷者や衰弱した要配慮者の把握に努めるとともに、安否確認を行う体制整備を図る。

(ｲ) 避難所において、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障がい者用仮設トイレ設置等、良好な生活環境の確保に十分配慮するとともに、視覚・聴覚障がい者に対して的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する体制整備を図る。

(ｳ) 避難所において、車椅子や粉ミルク、食事制限者向けの特殊食品等、要配慮者の特性に応じた生活必需品・食料の確保を行うとともに、ボランティア等の協力を得ながら要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制整備を図る。

(ｴ) 避難所での生活が困難な要配慮者については、必要に応じて社会福祉施設や、公的住宅等への収容、移送等の配慮を行う体制整備を図る。

(3) 生活の場の確保対策

応急仮設住宅の建設にあたっては、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。また、要配慮者で健康面に不安のある者のために、公共住宅等の確保に努める。

加えて、公的宿泊施設は、施設設備が整い、食事も確保されることから、要配慮者の収容先として確保に努める。

(4) 保健・福祉対策

ア　保健・福祉対策の実施体制の確保

市は、災害の規模等に応じた実施体制を確保し、各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービスの提供を行えるように体制整備を図る。また、県や他の自治体、災害福祉支援チーム等応援の受入れ、市災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。

イ　保健対策

要配慮者に限らず、被災者の心身の健康確保が特に重要なため、市保健師・栄養士等は、避難所、応急仮設住宅、自宅等で次のような健康相談等を行う体制整備を図る。特に、要配慮者に対しては十分に配慮する。

(ｱ) 巡回等による健康相談・栄養指導

(ｲ) こころのケア

(ｳ) 訪問指導、訪問看護等の保健サービス

ウ　福祉対策

(ｱ) 要配慮者の把握等

発災直後に、避難支援計画等に基づき、自主防災組織、地域自治組織、福祉関係職員、防災関係職員、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業者、福祉関係者等の協力を得て、要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う体制整備を図る。

(ｲ) 福祉サービスの提供

介護の必要な要配慮者の社会福祉施設等への緊急入所又は避難所、応急仮設住宅、自宅等での福祉サービスの提供体制の整備を図る。

(ｳ) 情報提供

災害に関する情報、医療・福祉・生活情報等が要配慮者に的確に提供されるように、掲示板、ファクシミリ、情報端末等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、データ放送、字幕放送、手話付きテレビ放送等の利用等を行う体制整備を図るよう努める。情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障がい者に対しては、文字又は手話等により情報提供が行われるよう支援する体制整備を図るよう努める。

(5) 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援

社会福祉施設等への要配慮者の緊急受入れに対して生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備を図る。

(6) 外国人支援

ア　現状・ニーズ把握、普及啓発等

市は、日ごろから、在住する外国人の現状やニーズの把握に努める。

また、地域に住む外国人に配慮した災害時マニュアル・防災マップ等の作成・配付のほか、ホームページ等あらゆる広報媒体等や外国人登録窓口を活用して、日ごろからの外国人への防災知識の普及啓発、避難場所や避難経路の周知徹底を行う。

イ　多言語化表示の推進

指定緊急避難場所、指定避難所、避難標識等の災害に関する表示板等を設置する場合は、多言語化を行う。

ウ　防災体制の整備

市が行う防災訓練の実施にあたっては、地域に住む外国人を含めるとともに、外国人雇用事業所や留学生が所属する学校等に対し、防災教育等の実施を働きかける等、民間や学校と協力して防災体制の整備を行う。

エ　情報伝達体制の整備

県、外国語ボランティア等と連携して、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

オ　災害時多言語支援の体制づくり

災害時の多言語支援窓口の設置・運営体制の構築を行う。また、通訳・翻訳ボランティア等の育成に努める。

4　県の役割

(1) 避難誘導・避難所の支援等

要配慮者への情報提供、避難誘導等に対して、市等の要請により支援を行う体制整備を図る。また、避難行動要支援者の移送に必要な車両等の確保支援体制整備を図る。

(2) 生活の場の確保対策

公営住宅等は、要配慮者で健康面に不安のある者のために、県で確保に努めるとともに、市が行う宿泊施設の確保を支援する体制整備を図る。

(3) 保健・福祉対策

ア　保健・福祉対策の実施体制の確保

県は、市からの応援要請に対して保健・福祉関係職員を派遣するとともに、災害の規模等によっては、国又は他の都道府県等への応援要請を行う体制整備を図る。また、必要があるときは、新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会に対して災害福祉支援チームの派遣を要請する。

イ　保健対策

市が実施する要配慮者の心身の健康確保に対して、関係職員等を派遣し、市保健師や栄養士等と協力して巡回等による健康相談、栄養指導、こころのケア、訪問看護等を行う体制整備を図る。

ウ　福祉対策

市が行う避難行動要支援者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談、福祉サービスの提供(社会福祉施設、旅館及びホテル等への緊急入所など)等に対して人的又は情報収集提供等で支援する体制整備を図る。旅館及びホテルの借上げについては、県が県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を締結し、事前確保の体制整備を図る。

特に、報道機関と協力して、避難行動要支援者に的確に情報提供されるように市を支援するとともに、情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障がい者に対しては、文字又は手話等により情報提供が行われるよう支援する体制整備を図る。

また、児童の心の不安解消のため、児童相談所、学校等の関係機関による相談活動を行う体制整備を図る。

緊急の生活資金の必要な低所得者等の生活安定のため、生活資金等の貸付（特別）等の適切な措置を講ずる。

(4) 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援

社会福祉施設等への要配慮者の緊急受入れに対して生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備を図る。

(5) 外国人支援対策

県は、災害時の多言語支援窓口の設置・運営体制及び県内市町村間の相互支援体制を構築する。また、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

第27節　食料・生活必需品等の確保計画

≪本庁等≫　防災安全課
≪支　所≫　地域振興課

1　計画の方針

(1) 基本方針

ア　地震発生から、交通状況を含む流通機構の回復が見込まれるまでの「最低３日間、推奨１週間」分の必要な飲料水、食料及び生活必需品（以下「食料及び物資等」という。）は、学校や住民等が自らの備蓄で賄うことを原則とする。

イ　市は、家屋や施設の被災により備蓄した物資等が確保できない住民等や、一時的滞在者に対し物資等を供給するとともに物資等を緊急調達する。

ウ　県は、市からの要請に基づき、燃料や物資等の提供又は調達の代行を行う。

エ　市及び県は上記の責務を果たすため、別途協議の上、物資等の備蓄目標とお互いの分担割合に基づいて、達成についての年次計画を策定し、早期の達成を目指す。

オ　市及び県は、民間事業者に委託可能な業務（物資の保管、荷捌き及び輸送）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。また、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

カ　市及び県は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資の輸送拠点の登録に努めるとともに、あらかじめ、登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

キ　市及び県は、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア　市は、食料の供給に当たって、高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮をする必要のある者を特定し、これらの者に必要な食料及びその数量を把握し、備蓄方法等について事前に検討し、災害時に速やかに供給できる体制を整備する。食料の備蓄、輸送、配食等にあたっては、管理栄養士等の活用を図る。また、併せて、宗教等食習慣の違いに配慮できる体制を整備する。県は、市の体制整備を支援する。

イ　市は、高齢者、乳幼児、女性、障がい者に提供する物資のほか、温食提供、介護等に必要な物資及びその数量について、事前に検討し、災害時に速やかに供給できる体制を整備する。県は、市の体制整備を支援する。

(3) 積雪期の対応

ア　市は、積雪による輸送の困難を想定し、備蓄食料及び物資等を可能な限り各地区の避難所予定施設に事前配備する。

イ　市は、避難所予定施設等における採暖用及び調理用の熱源器具と燃料を事前配備する。
ウ　市は、避難所予定施設において停電時でも災害状況の把握ができるよう、携帯ラジオ等を事前配備する。

(4) 夏季における対応

夏季においては、避難所予定施設が高温多湿になることも予想されることから、食料の提供にあたって、食中毒等の発生を防止する等、衛生対策に万全な体制を整備する。

2　住民等の役割

(1) 住民の役割

ア　各家庭において、平常時から家族の３日分、できれば１週間分程度の物資等の備蓄に努める。
イ　高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮をする必要のある者は、平常時から３日分（推奨１週間分）の分量を自ら確保するよう努める。
ウ　カセットコンロ等調理用熱源及び燃料を確保するよう努める。
エ　石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料を確保するよう努める。
オ　車両の燃料をこまめに満タンとしておくよう心がけるなど、日頃から車両の燃料を確保するよう努める。
カ　その他災害時に必要な物資（携帯ラジオ等）を事前に用意するよう努める。

(2) 事業所、学校等の役割

ア　長距離通勤・通学者で災害時に帰宅が困難になる者の把握に努め、これらの者が１～３日間程度泊まり込む場合に必要となる量の食料及び物資等の備蓄に努める。
イ　事業所は、災害時においても事業継続するために必要な人員の把握及び確保に努めるとともに、そのために必要な物資等の備蓄に努める。
ウ　福祉施設・病院等は、入居者、入院患者及び職員等が必要とする３日分（推奨１週間分）の食料及び物資等の備蓄に努める。また、非常用発電等に必要な燃料の備蓄に努める。

3　市の役割

(1) 物資等の備蓄

ア　食料及び物資等を備蓄する。
イ　災害時の必需品で、住民等が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい品目は、市での公的備蓄に努める。
ウ　備蓄物資は、極力市役所、支所、避難所予定施設等にあらかじめ配備し、災害時に避難者が直ちに使用・配付できるようにする。

(2) 物資拠点の選定

県及び関係機関等から物資を受け入れ、集積・配送等を行う施設（地域内輸送拠点）を選定する。

(3) 物資等の緊急供給体制の整備

ア　事業所等との協定による緊急調達体制を整備する。
イ　輸送事業者等との協定による緊急輸送・配付体制を整備する。
ウ　地域の住民組織及び十日町市災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。

(4) 燃料の緊急供給体制の整備

あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

(5) 災害備蓄に関する住民等への普及啓発

ア　学校、住民等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料及び物資の供給計画について、食育推進計画等と連携して、普及啓発する。

イ　防災訓練に際して、住民等と共に避難所の備蓄物資の確認及び使用配付の訓練を行う。

ウ　小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

(6) 食料及び物資等の備蓄管理部門と配付担当部門

平常時は、防災安全課（地域振興課）が担当し、食料及び物資等の備蓄管理に努めるものとするが、市災害対策本部が設置され、物資等を配付する必要が生じた場合は、市民部民生班が担当するものとする。

4　県の役割

(1) 物資等の備蓄

市が供給又は緊急調達が困難な事態に備え、上・中・下越及び佐渡の備蓄拠点に食料及び物資等を備蓄する。

(2) 物資拠点の選定

県は、災害発生時に円滑な物資輸送を行うため、物資の集積・配送等ができる施設（広域物資輸送拠点）を選定する。

(3) 物資等の緊急供給体制の整備

ア　事業所等との協定による緊急調達体制を整備する。

イ　他県との災害時の応援協定による緊急調達体制を整備する。

ウ　輸送事業者等との協定による物資等の緊急輸送・配付体制を整備する。

エ　陸路が寸断された場合の代替緊急調達体制の整備に努める。

(4) 燃料の緊急供給体制の整備

ア　石油関連団体等との協定による緊急調達体制を整備するとともに、災害時に優先的な燃料供給が必要な重要施設に係る情報（施設に至る経路や燃料関連設備の状況等）の共有に努める。また、平時からの受注機会の増大などに配慮するよう努める。

イ　大規模な災害発生の恐れがある場合には、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うものとする。

(5) 市に対する支援体制の整備

市に対し、燃料や物資等の提供・代理調達、輸送・配付等の支援を行う体制を整備する。

(6) 災害備蓄に関する住民等への普及啓発

ア　学校、住民等における災害備蓄の重要性及び、災害時の食料及び物資の供給計画について、食育推進計画等と連携して、普及啓発する。

イ　小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

5　防災関係機関の役割

(1) 日本赤十字社新潟県支部

ア　毛布及び緊急セット等の物資の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市町村からの要請又は独自の判断に基づく避難所等への配送に備える。

イ　緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・市町村と情報交換し、連絡を密にする。

(2) （公社）新潟県トラック協会

ア　県からの輸送依頼に備え、夜間・休日等の対応窓口を指定するなど必要な体制を整備する。

イ　会員企業への緊急連絡体制を整備する。

(3) 新潟県石油業協同組合

ア　県からの供給依頼に備え、緊急時に供給を行う給油取扱所を指定するなど必要な体制を整備する。

イ　会員企業への緊急連絡体制を整備する。

第28節　学校の地震防災対策計画

≪本庁等≫　教育総務課、学校教育課

1　計画の方針

(1) 基本方針

ア　学校等は、十日町市地域防災計画及び県教育委員会が示すモデル等を参考に、学校防災計画を作成するとともに、生徒等及び教職員に対し、防災教育及び防災訓練を実施する。

イ　学校設置者（市、県、学校法人等）は、学校等の施設について、十分な耐震強度を確保するとともに、地震に伴うライフラインの途絶等の事態に際しても最低限の機能を維持できるよう配慮する。

ウ　市は、学校設置者としての役割のほか、十日町市地域防災計画に沿って各学校等の取組を支援するとともに、災害発生に備えて連絡網を整備する。

エ　県は、学校設置者としての役割のほか、市等の学校設置者に対し、学校防災計画の作成や施設の整備等について指導・助言を行う。また、県教育委員会は、学校等が作成すべき学校防災計画のモデル等を示すなど、市等の学校設置者及び学校等の取組を支援する。

(2) 要配慮者に対する配慮

学校等及び学校設置者は、学校防災計画の作成や地震に備えた施設・設備の整備にあたっては、本章第26節「要配慮者の安全確保計画」の記述を参考に、特別な支援を要する生徒等の安全にも十分に配慮するものとする。

(3) 積雪期の対応

学校等及び学校設置者は、学校防災計画の作成や防災訓練の実施及び施設・設備の整備等にあたっては、通常の避難方法によることが困難な積雪期にも十分に配慮するものとする。

2　学校等の役割

(1) 学校防災計画の作成

学校等は、学校等敷地内や通学路等の危険箇所を調査するとともに、県教育委員会が示す学校防災計画のモデル等を参考に、次の予防対策及び応急対策を盛り込んだ学校防災計画を作成する。また、市は、各学校等に対して、学校防災計画を作成するよう指導・助言するものとする。

区　分	主　な　項　目
予防対策	①学校防災組織の編成　②施設・設備等の点検・整備　③防災用具等の整備 ④防災教育の実施　⑤教職員の緊急出動体制の整備　⑥家庭との連絡体制整備 ⑦関係機関との連携　等
応急対策	①地震発生直後の生徒等の安全確保　②避難誘導　③生徒等の安否確認 ④被災状況等の把握と報告　⑤下校又は保護継続　⑥避難所開設・運営協力 ⑦教育活動の再開　⑧生徒等のこころのケア　等

(2) 防災委員会の設置

学校等は、学校防災計画の作成や見直しについて検討し、また防災計画に定められた事項等について教職員等の共通理解及び周知徹底を図るため、防災委員会を設置するものとする。

(3) 学校防災組織の編成等

学校等は、地震発生時に対応する学校防災組織を編成するとともに、教職員の役割分担及び担当教職員が不在の場合の代行措置を明確に定めておく。

学校等施設は、震災時においては避難所に利用されることから、避難所となった場合の管理及び協力体制についても考慮するものとする。

(4) 施設・設備等の点検・整備

学校等の施設・設備等は定期的に専門家による安全点検を行い、危険箇所、破損箇所等の補強・補修を実施する。特に、生徒等の避難時の危険防止のため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止、ロッカー、戸棚、塀の倒壊防止等、必要な措置を行うとともに、非常用電源の確保に努めるものとする。防火扉、防火シャッター、スプリンクラー等の消防用設備の機能点検も日ごろから定期的に行っておく。

また、冬期には雪囲い用の資材が倒れることのないようにしておくとともに、積雪時は、除雪を十分に行い、避難路の確保に万全を期す。なお、廊下や階段等が使用不能になることも想定し、避難路は複数考えておく。

(5) 防災用具、非常持ち出し物等の点検・整備

ア　医薬品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等、必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員等に周知しておく。

イ　生徒等・教職員の名簿、部活動名簿、保護者との緊急連絡カード等を整備し、常に迅速な人員把握等ができるようにしておく。

(6) 教職員等の緊急出勤体制

校長（幼稚園の園長も含む。以下同じ。）は、夜間・休日等の勤務時間外に地震が発生した場合に備え、事前に出勤体制を定め、教職員等に周知しておく。

(7) 家庭との連絡体制

あらかじめ、保護者と相談の上、緊急時の連絡先等を記載した「緊急連絡カード」を作成し、教職員、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で地震発生時の連絡先、生徒等の引渡方法について保護者と確認し、徹底しておく。

また、携帯電話のメール機能を活用した連絡体制を整備するよう努めるとともに、各学校等のホームページによる情報提供が速やかに行える準備を整えておく。

なお、個人情報が漏えいしないよう、緊急連絡カード等の管理には万全を期す。

(8) 関係機関との連携

地震時の避難所の開設や生徒等の安全確保のため、関係機関との迅速な連絡・連携体制がとれるよう、連絡先や連絡方法の明示等、日ごろからの確認、周知を図っておく。

(9) 防災教育の実施

ア　教職員に対する防災教育

(ｱ) 市及び県等は、初任者研修、経験者研修、職員研修等で地震や防災対策の基礎知識、地震の規模等に応じた避難行動等に関する研修を行うものとする。

(ｲ) 校長は、学校防災計画に基づき、教職員の任務、定期点検事項、応急処置、生徒等に関する校内研修を行う。

イ　生徒等に対する防災教育

校長は、次の事項について、各教科、道徳、特別活動（避難訓練を含む。）、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じて、各学校等の立地条件等の実情を踏まえ、年間を通じて計画的・継続的に防災教育を実施する。

(ｱ) 事件・事故・災害等の実態、原因及び防止方法等について理解させ、現在及び将来に直面する安全確保のための課題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるようにすること。

(ｲ) 様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにすること。

(ｳ) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し貢献できるようにすること。

(ｴ) 生徒等の発達段階に応じて、副読本、ビデオ、地域で発生した災害に関する諸資等を活用し指導する。

(ｵ) 自然生活体験学習、福祉体験学習、ボランティア体験学習等の実施により、「命の大切さ」、「家族の絆」、「助け合う心」、「生きるたくましさ、勇気」等について指導する。

(ｶ) 大地震の場合は、建築物の倒壊、落下物の飛散等によって多数の負傷者が生ずることが予想されるので、中学生、高校生に対して保健体育、学級活動等を活用して応急処置に関する知識及び基礎的、基本的な技能を習得させる。

(10) 防災訓練等の実施

校長は、学校防災計画等に基づき、地震時に安全かつ迅速に避難できるよう、次の事項に留意して防災訓練を実施する。

ア　形式的な指導に終わることなく、地震時に沈着、冷静かつ迅速な行動がとれるように実施する。

イ　登下校中、授業中、特別活動中等、様々な場面を想定して計画的に実施する。なお、学校等の立地条件を考慮して事前に災害に応じた避難場所を定め、生徒等に周知しておく。

ウ　地域社会の一員として、生徒等を地域の防災訓練へ積極的に参加させる。（なお、小学生以下については年齢に配慮し、学校単位の避難訓練を主とする。）

3　学校設置者の役割

(1) 施設の耐震性の強化

校舎、体育館、学校給食、学校プール等の施設について、その安全性の向上のため必要な耐震性能を確保する必要がある。

このため、学校設置者は、建築基準法の現行耐震設計基準（昭和56年６月施行）前の基準により建築された校舎、体育館等について、必要に応じて耐震診断又は耐力度調査を行い、施設の状況に応じた補修・改築等に努める。

(2) 災害時の機能確保に備えた施設・設備等の整備

学校設置者は、地震に伴う停電、断水、ガス設備の破損、通信回線の途絶等の事態に際しても、最低限の機能を確保できるよう配慮する。

(3) 地域防災機能の強化に対応した施設整備

特に公立学校の設置者は、市地域防災計画に定めるところに従い、地域の防災機能強化のために必要な次に掲げる施設・設備の整備等に努める。なお、防災施設等の整備にあたっては、その施設本来の設置目的に支障のないよう十分配慮するとともに、関係機関と事前に協議を行い、当該防災施設等について適切な管理体制を整える。

ア　施設整備

(ｱ) 備蓄倉庫の整備

(ｲ) 避難場所の確保

和室、シャワー施設、冷暖房設備を備えた部屋等の整備

(ｳ) 飲料水、生活用水等の確保

a　飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備

b　生活雑用水確保のため、井戸等の活用

イ　設備整備

(ｱ) 断水時にも使用可能なトイレの整備

(ｲ) 救護所設置を念頭に置いた学校保健室の充実

ウ　情報連絡体制

(ｱ) 携帯電話を利用した連絡網、防災無線等の導入

(ｲ) インターネット等を利用した情報伝達体制等の整備

(ｳ) 情報収集のためのテレビ・ラジオの整備

4　市の役割

(1) 市立学校等の設置者としての役割（前項記載のとおり）

(2) 学校等に対する支援及び助言

市は、市地域防災計画に沿って各学校等の取組を支援するとともに、連絡網を整備し、災害時に情報がスムーズに伝達・集約されるよう努める。

5　県の役割

(1) 県立学校等の設置者としての役割（３項記載のとおり）

(2) 学校防災計画のモデル等の作成

県教育委員会は学校等が学校防災計画を策定し、又は見直す際に参考とすべきモデル等を示し、学校等の取組を支援する。

(3) 公立学校等教職員に対する防災教育

県は、初任者研修、経験者研修、職位研修等で防災対策の基礎知識、気象状況等に応じた避難行動等に関する研修を行う。

第29節　文化財の地震防災計画

≪本庁等≫　文化財課

1　計画の方針

(1) 基本方針

ア　文化財所有者は、文化財の実態を常に把握し、地震災害から文化財を保護するために、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。

イ　市は、適宜文化財調査を行うなど、その実態把握に努め、県の対応を踏まえた地震災害への予防措置を講ずるとともに、文化財所有者に対してもその指導・助言を行う。

ウ　市は、文化財保護指導員の巡視報告からの情報提供等を通じて、文化財の保存管理状況の把握に努めるとともに、文化財所有者に対して、地震災害への予防措置等の指導・助言を行う。

(2) 文化財の種別ごとの対策

ア　建造物

文化財所有者は、修理・保存により建築物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備及び耐震診断等を実施する。市及び県はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

イ　美術工芸品、有形文化財

文化財所有者は、市及び県の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていく。

ウ　史跡、名勝及び天然記念物

文化財所有者は定期的な巡視によって現状を把握し、地震時の倒壊・崩壊又はそれによる人的被害等が生じないよう、事前の措置を講じておく。市及び県はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

2　住民等の役割

(1) 住民の役割

文化財の愛護に心がけ、文化財に異変が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ速やかに連絡を行う。

(2) 地域の役割

地域全体の共有財産として文化財を愛護・保護するとともに、緊急時における連絡・援助体制を事前に確認し、確立しておく。

(3) 文化財所有者及び管理責任者

文化財の日常管理に心がけるとともに、地震に備えた防災対策を講じ、緊急時における対応体制を確立しておく。

3　市の役割

(1) 指定文化財への対策

ア　国及び県指定文化財等

市内に所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて県教育委員会に報告する。また、その修理・修復に係る役割や災害時の対応等を、関係機関及び所有者・管理者と事前に調整し、確認しておく。

イ　市指定文化財等

文化財の現状把握を行い、修理・修復に係る指導・援助とともに、防災設備設置の推進や支援を行う。

(2) 未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応についての支援や助言を行う。

4　県の役割

(1) 指定文化財等への対策

ア　国及び県指定文化財等

文化財の現状把握を行い、修理・修復に係る指導・援助とともに、防災設備設置の促進や支援を行う。

イ　市指定文化財等

現状の情報収集を行いながら、市を通じて文化財の防災対策や災害時の対応についての啓発・助言を行う。

(2) 未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、所有者、管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応について、市を通じて支援や助言を行う。

5　文化財における防災対策

文化財の所有者及び管理責任者は、次の予防対策及び応急対策を盛り込んだ防災計画を作成するよう努める。

また、市は防災計画の作成について指導・助言するものとする。

区　分	主　な　項　目
予防対策	①防災体制の整備　②施設・設備等の点検・整備　③防災用具等の整備 ④避難訓練の実施　等
応急対策	①地震発生直後の来訪者等の安全確保　②避難誘導　③文化財の保護 ④被害状況等の把握と報告　⑤避難所開設・運営協力　⑥施設の再開　等

予防対策の主な留意点は次の通りである。

(1)　地震発生時に文化財を保護する防災体制を整備し、担当者等の役割分担を定めておくこと。また、担当者等が不在の場合の代行措置や緊急出動体制の整備をすること。

(2) 施設・設備等は、定期的に安全点検を実施するなど常に保安状況を把握しておくこと。また、地震の場合は、火災の発生やガラスの飛散等が予想されるので常にその予防対策を行っておくこと。

(3) 防災用具等の整備を行うとともに、文化財の保管場所については、耐震耐火構造化を進めるものとする。

(4) 施設管理者等は、避難訓練を定期的に実施し、災害時に安全かつ迅速に行動ができるようにすること。なお、あらかじめ、立地条件を考慮して災害に応じた避難所を指定しておくとともに、入館者及び利用者に対し、避難経路の表示を増やす等避難所が容易にわかるようにしておくこと。

第30節　ボランティアの受入体制の整備

≪本庁等≫　福祉課
≪支　所≫　地域振興課

1　計画の方針

(1) 基本方針

十日町市災害ボランティアセンターの設置及び運営を迅速かつ的確に実施することにより、災害時における被災者の救援活動において大きな役割を果たす災害ボランティアの自主性・自立性を尊重しつつ組織的な活動が円滑に行われるよう、市及び関係機関の支援・協力体制について整備する。

(2) 事前体制整備

ア　県は、平常時から設置する新潟県災害ボランティア調整会議（以下「調整会議」という。）と連携して災害ボランティアを受け入れる新潟県災害ボランティア支援センター（以下、「県支援センター」という。）の体制を整備する。

体制整備にあたっては、県内のボランティア組織をはじめとして、全国的に活動する組織や個人の知見を取り入れるよう努める。

イ　市社会福祉協議会は、県支援センター及び市の支援や協力を得ながら、災害ボランティアを受け入れる十日町市災害ボランティアセンター（以下、「市ボランティアセンター」という。）の体制を整備する。

ウ　災害ボランティアの受入計画は、おおむね次による。

発災後　3時間以内	県と調整会議による意思決定、県支援センターの設置
〃　6時間以内	県支援センターの運営、情報の受発信
〃　12時間以内	調整会議構成団体による市への先遣隊派遣
〃　24時間以内	市ボランティアセンターの設置、被災地のニーズ把握
〃　48時間以内	災害ボランティア受入広報の発信

2　県支援センターの役割

災害が発生し、ボランティア活動の可能性が考えられるとき、県民生活課長と調整会議座長が協議し、県支援センターを新潟県庁内に設置する。

(1) 情報の受発信に係る体制の整備

ア　被災状況、各種の団体の活動状況などに関する、行政機関及び関係団体との情報交換を行う。

イ　被災地の外に向けた、寄付金・義援金や災害ボランティアの受入体制などの情報の発信を行う。

ウ　マスコミや県外の行政機関、県内外の支援団体等の総合窓口。

(2) 市ボランティアセンターの立ち上げ支援体制の整備

ア　市ボランティアセンターだけでは対応できない課題の整理や必要とする支援要請について連絡調整を行う支援体制を整備する。

イ　調整会議構成団体のコーディネーター派遣等による市ボランティアセンターの立ち上げ支援体制を整備する。

3　市社会福祉協議会の役割

災害が発生し、ボランティア活動の可能性が考えられるとき、市災害対策本部と協議して市ボランティアセンターを市社会福祉協議会内に設置する。

(1) 災害ボランティアの受入れ計画の作成

ア　災害ボランティアの受入れに伴う市ボランティアセンター運営計画を作成する。

イ　市ボランティアセンター運営計画の作成において、市災害対策本部と協議を行う。

(2) 市ボランティアセンターの運営

市社会福祉協議会事務局長を責任者とし、市ボランティアセンター設置に伴う職員の配置及び市ボランティアセンターの運営を行う。

(3) ボランティアの登録、研修

災害時において、ボランティア活動を希望する団体等にあっては、あらかじめ登録しておくものとし、登録ボランティアに対し、研修会等の実施に努める。

4　市の役割

(1) 災害ボランティアの受入体制の整備

ア　災害ボランティアを受け入れる体育館等の公共施設を事前指定する。

イ　市ボランティアセンターの体制整備については、市社会福祉協議会と協議する。

(2) 市ボランティアセンターへの運営支援

ア　必要に応じ、市ボランティアセンターに職員を派遣するとともに、運営を支援する体制を整備する。

イ　市ボランティアセンターと市災害対策本部との情報を共有するための体制を整備する。

(3) 災害ボランティア活動に対する住民等への普及啓発

防災訓練時等に、住民等の避難所の確認と併せ、災害ボランティア活動の重要性や活動内容等の普及啓発を実施する。また、普及啓発の実施にあたっては、ボランティアとの連携に努める。

(4) 防災ボランティアの育成強化

市及び関係機関は、ボランティア活動に対する住民等の意識啓発を推進するとともに事業所等におけるボランティアの組織化を推進するものとする。

また、既存のボランティア団体等にあっては、訓練時における資機材の提供、防災情報の提供等により、育成強化を図るものとする。

5　県の役割

県支援センターの体制支援

(1) 県支援センターへのスペース等の提供、職員の派遣を行う。

(2) 県支援センターを統括し、県災害対策本部との情報共有を図る。

(3) 県外の行政機関や県内外の支援団体などとの調整を図るため職員を配置できる体制を整備する。

６　関係機関の役割

(1) 新潟県社会福祉協議会

ア　県支援センターの設置に伴う職員の派遣及び県支援センターを支援する体制を整備する。

イ　県内外の社会福祉協議会等との調整を図り、市ボランティアセンターの運営について支援する体制を整備する。

(2) 日本赤十字社新潟県支部及び新潟県共同募金会

ア　県支援センターの設置に伴う職員の派遣及び県支援センターを支援する体制を整備する。

イ　他県の日本赤十字社の支部や他県の共同募金会との調整を図り、市ボランティアセンターの運営について支援する体制を整備する。

(3) 市内ＮＰＯ、(公社) 十日町青年会議所

市ボランティアセンターの設置に伴う会員等の派遣及び運営について支援する体制を整備する。

第31節　災害支援基金の積立及び運用

≪本庁等≫　福祉課
≪支　所≫　地域振興課

1　計画の方針

(1) 基本方針

大規模な自然災害により被災した住民等に対し、義援金又は物資による支援その他の被災者支援に要する経費に充てるため、十日町市災害支援基金（以下、「基金」という。）を設置する。以下「十日町市災害支援基金の設置、管理及び処分に関する条例」（平成17年十日町市条例第284号）の規定による。

(2) 基金の積立て

毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下、「予算」という。）で定める。

(3) 基金の運用

ア　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

イ　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

ウ　基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

エ　市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻し方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

オ　基金は、第１条に規定する目的を達成する場合に限り、その資金の全部又は一部を処分することができる。

第32節　事業所等の事業継続

≪本庁等≫　産業政策課
≪支　所≫　地域振興課

1 計画の方針

企業・事業所(以下、「事業所等」とする。)は、災害時の事業所等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントを実施することで、各事業所等において防災活動の推進に努める。

2 事業所等の役割

事業所等は、災害時の事業所等の果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとし、特に、災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行い、被災地の雇用やサプライチェーン（製造業における原材料調達・生産管理・物流・販売までの一つの連続したシステム）を確保するなど、事業継続の取組を推進する。

(1) 災害時に事業所等が果たす役割

ア 生命の安全確保

住民等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される事業所等は、迅速に顧客、従業員等業務に携わる者の安全確保に努める。

また、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

イ 二次災害の防止

事業所等においては、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏えい防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止に努める。

ウ 事業の継続

被災した場合の事業資産の被害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続マネジメントの実施に努める。

エ 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、県民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指すとともに、地域住民や自治体との協調の下、企業の特色を活かした活動による地域貢献に努める。

(2) 平常時の防災対策

ア 事業継続計画の策定

事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努める。

イ 事業継続計画の定期的な点検と見直し

事業継続計画を策定した事業所等は、定期的に点検を行い、必要な見直しを行う。

ウ 平常時の危機管理体制の構築

防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、緊急地震速報受信装置等の積極的な活用、損害保険等への加入や融資枠の確保による資金の確保を実施するなど、平常時からの危機管理体制の構築に努める。

3 市の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画策定を促進し、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動を行う。

このため、次の取組を進める。

(1) 実態の把握

事業所等のＢＣＰ策定状況など、危機管理体制の整備状況について実態把握に努める。

(2) 事業継続計画策定など危機管理体制の整備に向けた普及啓発

事業所等が災害に強い企業となるよう、防災や事業継続計画の策定等に関する必要な情報の提供など、危機管理体制の整備に向けた普及啓発に努める。

(3) 地域防災訓練等への参加の呼びかけ

事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(4) 事業継続力強化支援計画の策定

中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工団体と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

【事業継続計画（ＢＣＰ：Business Continuity Plan)】
災害時等に特定された重要業務が中断しないこと、また万一事業活動が中断した場合に目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略として、その方法、手段などをあらかじめ取り決めておく計画のこと。
バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する。

4 県の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（ＢＣＰ）策定を促進し、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動を行う。

このため、次の取組を進める。

(1) 実態の把握

事業所等の事業継続計画策定など、危機管理体制の整備状況について実態把握に努める。

(2) 事業継続計画策定など危機管理体制の整備に向けた普及啓発

事業所等が災害に強い企業となるよう、事業所等の事業継続計画策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備に向けた普及啓発に努める。

5 商工団体の役割

(1) 事業継続計画の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。

(2) 会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発する。

(3) 行政等の支援策の実施や情報の会員・組合員等への周知に協力する。

(4) 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市町村と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

第33節　行政機関等の業務継続計画

≪本庁等≫　総務課

1 計画の方針

地震発生時における行政機関等の業務継続は、地域の機能が停止することなく、継続可能な社会を構築するために不可欠であることから、行政機関の業務継続計画（ＢＣＰ）作成を促進するとともに、業務継続マネジメント（ＢＣＭ）能力の向上を図ることにより、業務継続の確保に努める。

2 市の役割

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

なお、個別の業務又は業務分野における業務継続について詳細事項等を定める必要がある場合は、本計画及び十日町市業務継続方針に従い、別途個別の詳細計画等を策定するものとする。

(1) 業務継続計画の対象となる重要業務

ア　業務への影響分析と重要業務の洗い出し

業務を実施できない時間が経過することにより発生する社会的影響等の観点から、業務を実施できない場合の影響分析を行い、優先的に実施する重要業務の洗い出しを行う。

イ　目標時間の設定

重要業務については、実施すべき目標時間を設定し、その目標時間を達成するための体制構築に努める。

(2) 業務執行体制の確保

ア　職員の参集体制

配備体制（資料編「十日町市災害対策本部規則」）を参考に、重要業務を速やかに実施できるよう参集体制の確立に努める。

イ　安否確認

緊急時の連絡網を整備し、大規模な危機の発生時には、安否の連絡のない職員について、安否確認を実施する。

ウ　人員計画の立案

重要業務の実施に必要な人員や職種等を把握し、人員計画等に反映させる。

エ　業務引継

重要業務の担当職員が業務を実施できない場合に備え、業務内容の共有化やマニュアルの整備、代替要員への引継等を適宜行う。

オ　所内の応援体制の確立

(ｱ) 所属の取組

所属内で必要人員が確保できないと想定される場合は、他所属による応援体制の確立に努める。

(ｲ) 部所等の取組

部所主管課等は、部所等内各所属の業務及び人員計画等を取りまとめ、部所等としての対応計画を作成する。対応計画を作成する際は、各所属の業務量の偏りに留意し、必要に応じて応援体制を準備する。

カ　所外からの応援体制の確立

大規模な危機の発生時でも、協定先から円滑な応援を受けることができるのかを検討し、協定内容や新たな協定先を検討する。

キ　受注業者の業務継続体制の確保

重要業務の実施又は実施に必要な資源等の確保が所外の業者等に委託されている場合は、受託業者が大規模な危機の発生時においても当該業務を継続することが可能な体制を整備しているか確認し、継続できない場合は体制の整備を要請する。

ク　その他

上記の他、業務執行体制において、障害となる可能性がある事項をあらかじめ整理し、対策を検討する。

(3) 執務環境の確保

ア　執務スペース

(ｱ) 庁舎に被害が発生した場合の対応

庁舎管理者は、庁舎の安全を確認し、安全が確保できない場合は、被害箇所及び立ち入り制限区域を周知するとともに、安全や業務継続への影響が大きい箇所を優先して、応急復旧を実施する。

(ｲ) 代替施設の利用

庁舎を長期的に利用できないと判断される場合、災害対策本部等において、本部長が代替施設での重要業務の実施を決定する。

(ｳ) 代替施設の決定

代替施設は、次の候補施設の中から、大規模な危機の発生箇所、規模等に応じて決定する。代替施設を決定した場合、住民等、関係機関等へ周知する。

a 支所庁舎、地域振興局庁舎
b 他の市施設
c 国、他の自治体、防災関係機関等の施設
d 民間施設

(ｴ) 代替施設の設備状況等の把握

庁舎管理者は、代替施設の設備状況や代替施設の利用に伴う手続き、資源等について、把握に努める。また、個別の重要業務に必要な資源は、各所属において把握に努める。

イ　通信手段

(ｱ) 通信手段が利用できない場合の対応

庁舎管理者、管理する施設の通信手段を復旧するとともに、通信事業者等に対して、優先的な復旧を依頼する。また、衛星通信等の非常用通信手段の確保を図る。

(ｲ) 通信事業者回線の拡充

市役所庁舎、支所等の端末の拡充等に努める。

(ｳ) 防災行政無線

非常時において適切に機器を操作し、通信確保が出来るよう各種訓練を充実させる。

ウ　情報システム

(ｱ) 庁内ＬＡＮ等が利用できなくなった場合の対応

障害発生箇所を把握し、早期復旧を図るとともに、必要に応じて事業者に支援を要請する。

(ｲ) バックアップデータの遠隔地保管の拡充

バックアップデータについて、遠隔地保管に努める。

(ｳ) 安全対策の拡充

電子計算機室以外に設置した機器（パソコン、プリンタ等）についても、落下・転倒防止のための固定措置を行う。

(ｴ) 災害対応体制の強化

大規模な危機の発生時に運用受託事業者が迅速に登庁できない場合等に備えて次の対応に努める。

a　ネットワークの障害状況の職員による把握を可能にする。

b　運用受託事業者に広域的な応援体制の構築を依頼する。

エ　データのバックアップ

所属長は重要業務に必要なデータのバックアップに務めるものとする。

オ　電源

(ｱ) 電源が利用できない場合の対応

商用電源の供給が停止した場合、市役所庁舎、支所等においては、非常用発電機等により電源を供給する。また、非常用発電に必要な燃料を72時間分備えるよう努める。

(ｲ) 非常用発電機の実負荷訓練等

非常用発電機の円滑な電源切替が可能となるよう実負荷訓練を実施するとともに、更新時期を迎えた発電機の更新に努める。

カ　トイレ

(ｱ) トイレが利用できない場合の対応

下水道機能の停止や工業用水道の供給停止等により、トイレが使用できない場合、市役所庁舎、支所等においては、仮設トイレの供給等により、３日間程度利用できるように努める。

(ｲ) 仮設トイレ等の調達等

機能停止時に速やかに、仮設トイレ等により対応できるよう、仮設トイレの調達先や設置場所等について、あらかじめ準備する。

キ　職員の食料等

(ｱ) 職員の食料等が入手できない場合の対応

市は、大規模な危機が発生し、食料、飲料水、生活必需品等（以下、「食料等」という）の入手が困難な状況になった場合、備蓄している食料等を職員に配付する。また、備蓄している食料等が不足する場合は、協定を締結している民間企業等からの物資供給を手配する。

(ｲ) 食料等の備蓄

職員が、家庭において、最低限３日分（推奨１週間分）の食料等を備蓄するとともに、職場において、最低限１食分の食料等を備蓄するよう周知を進める。

ク　支払い

(ｱ) 財務会計システムが利用できない場合の対応

所属長は、特に重要で緊急の支払が必要な経費について、会計課出納係と協議し、必要な手続きを行う。

ケ　その他

所属長は、上記の他、重要業務を目標時間内に実施するために、執務環境において、障害となる可能性がある事項をあらかじめ整理し、対策を検討する。

(4) 業務継続力の向上

所属長は、現在の業務執行体制及び執務環境では、目標時間までに業務を実施することが困難と想定される重要業務について、目標を達成するための戦略を検討し、必要な対策を実施する。

(5) 教育・訓練の実施

職員に対する教育・普及啓発を行うとともに、職員自らも情報収集し、必要な対策を講じる。また、訓練を実施し、業務継続方針やマニュアル等の実効性を確認する。

(6) 業務継続方針等の見直し

対策の課題等を洗い出し、所用の見直しを行い、業務継続方針やマニュアル等を見直すなど、継続的な改善を行う。

第34節　積雪期の地震災害予防計画

≪本庁等≫　防災安全課、福祉課、文化観光課、建設課、消防本部
≪支　所≫　地域振興課、農林建設課

1　計画の方針

(1) 基本方針

積雪期に発生する地震の被害に関する知識の普及に努めるとともに、地震発生時の住宅の倒壊、道路途絶等被害の拡大を防止するため、学校、市、県、防災関係機関及び住民等は、屋根、避難口の適切な除排雪、道路除排雪体制の強化、克雪施設の整備等総合的な雪対策を推進することにより、積雪期の地震被害の軽減を図る。

(2) 各主体の責務

ア　学校、地域自治組織、住民等は、屋根の除雪、避難口の排雪等、地震発生時の被害の拡大防止のため、適切な住宅、施設の管理に努める。

イ　市は、住民等の積雪期に発生する地震の被害に関する知識の普及に努め、適切な除排雪の促進を図る。また、除排雪体制の強化を図り、地震後の積雪による道路途絶の防止や避難所の適切な管理に努める。

ウ　県は、市と連携して、除排雪体制の強化を図る。

2　住民等の役割

(1) 各家庭、事業所、学校、市内に建物等を所有する者の役割

ア　自己の責任において、屋根雪、避難口等の雪の適切な処理に努める。

イ　道路途絶等による一時的な孤立に備えて適切な備蓄を行う。

ウ　避難所の状況を前もって確認し、積雪により使用できない場合の代替地を決めておく。

(2) 地域の役割

ア　要配慮者世帯への除雪協力に努める。

イ　積雪期を想定した訓練を実施する。

ウ　地域内の避難場所の適切な管理を行う。

エ　雪崩発生箇所等、危険箇所について事前に把握する。

オ　地域内の雪庇等の危険箇所の除雪

3　市の役割

県、防災機関、住民等と協力し、総合的な雪対策を推進する。

(1) 積雪期を想定した防災教育の実施

冬期間の積雪・降雪による、屋根雪荷重による建物被害の拡大や、積雪による歩行困難、寒冷対策、車中避難による一酸化炭素中毒の危険性等、直接、間接被害が拡大することを具体的にイメージできるよう、教育・研修において配慮する。

(2) 積雪期を想定した防災訓練の実施

積雪期での地震は、無雪期とは異なり、それぞれの被害想定が異なることから、特に積雪期を想定した訓練の実施を図る。

(3) 自主防災組織、地域自治組織等の整備育成により、住民等の「共助」の促進に努める。

住民等に対し、自主防災組織の意義等を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけ、積雪期の指定避難所の確保や、避難行動要支援者の避難誘導計画の作成、雪庇等地域内の危険箇所の除排雪等、住民等の「共助」の促進に努める。

(4) 孤立予想集落対策

積雪期の地震により、雪崩等により孤立が予想される集落の避難所については、孤立の長期化、屋外避難の困難等を考慮し、指定避難所の収容人員、食料・暖房・調理用熱源・燃料の確保を特に配慮する。

(5) 道路の除排雪体制の強化

ア　一般国道、県道、市道の各道路管理者は、相互の緊密な連携のもとに除排雪を強力に推進するものとする。

イ　国、県及び市は、除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、除雪機械の増強に努めるものとする。

(6) 克雪住宅の普及等

住宅等、一般建築物における屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、克雪住宅の普及促進を始め、無雪化等を推進する。

(7) 要配慮者世帯に対する助成等

市は、自力での屋根雪処理が不可能な要配慮世帯の除雪負担の軽減を図るため、除雪費に対する助成措置の活用に努めるほか、地域の助け合いによる相互扶助体制の確立を図るため、団体等による支援活動の促進に努める。

(8) 除排雪施設等の整備

市は、道路、家屋、家屋周辺の除排雪を推進するため、消融雪施設及び流雪溝等の除排雪施設の整備を図るほか、住民等による除排雪活動に必要な除雪機械等の整備に対する支援措置の活用に努めるものとする。

(9) 積雪寒冷地に適した道路整備

ア　国、県及び市は、冬期交通確保のため、堆雪スペースの整備に努めるものとする。

イ　国、県及び市は、雪崩等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド、雪崩防止柵等の道路防雪施設の整備に努めるものとする。

【道路防雪施設整備の現況】

区　　分	長さ	備　　考
市内道路防雪施設整備延長	27.0㎞ (令和３年４月１日現在)	スノーシェッド・雪崩防止柵等延長

(10) 雪崩危険箇所の雪崩防止施設等の整備

市及び県は、地震による雪崩から住民等の生命、財産を守るため、雪崩防止施設等の整備に努めるものとする。

(11) 消防水利の整備

積雪期には他の時期にも増して消防水利の確保に困難を来すため、市等は、積雪期に対応した防火水槽等の整備に努めるものとする。

(12) 通信手段の確保

市は、積雪期の被災による通信途絶に備え、通信施設・設備の耐震化を推進するとともに通信手段の確保に努めるものとする。

(13) 避難所等の体制整備

ア　暖房用及び調理用の熱源器具、燃料の事前配備に努める。

イ　輸送困難を想定し、可能な限り備蓄物資や仮設トイレ等資機材を避難所施設に事前配備するよう努める。

(14) ヘリポートの確保

緊急救急・救助を想定した無雪ヘリポートの確保に努める。

(15) 危険物等施設等の除雪強化

市は、市内の危険物等施設や一般家庭に対し、地震による雪庇等の落雪等による危険物等施設やＬＰガス容器の損傷を防止する措置を講ずるよう指導に努める。

４　スキー観光客の対応

多数のスキー客が集中するスキー場で大規模な地震が発生した場合、リフト、ゴンドラ施設、ロッジ等の損壊や雪崩の発生等により多数のスキー客の被災が懸念される。

このため、施設管理者及び市は次の対策をとることとし、体制の整備を図るものとする。

(1) スキー場施設管理者の対策

ア　スキー場利用者及び従業員等の一時避難誘導

イ　被災者の救出救護

ウ　被害状況の市及び関係機関への報告

(2) 市等の対策

被災スキー場への連絡道の確保及び被災者の救出救護

５　総合的な雪対策の推進

積雪期の地震による災害予防対策は、除排雪体制の整備等、雪に強い都市整備等の雪対策を総合的、長期的に推進することによって確立されるものである。

このため、市は、「雪害予防計画実施要領」に基づき、関係機関と相互に協力するとともに、より実効性のある雪対策の確立と雪による様々な障害の解消に努めるものとする。